

宮城県生物多様性 地域戦略

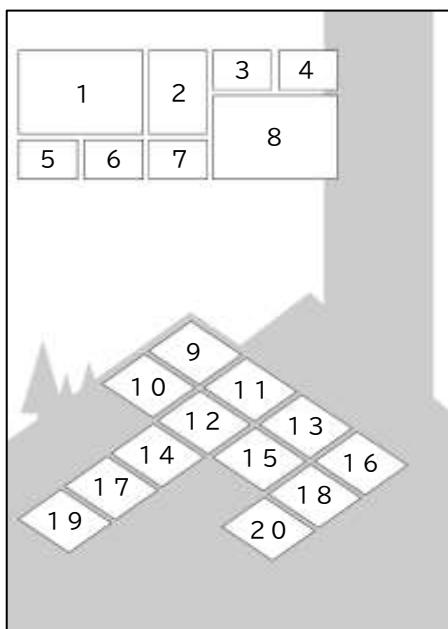
(第二次改訂)



美しい森
川 田んぼ
海がつながり
子どもの笑顔が
輝くふるさと
宮城の実現



令和7年4月
宮城県



1 : ニホンザル/金華山
 2 : ヒメギフチョウ
 3 : ヒガシニホントカゲ
 4 : アサザ/伊豆沼
 5 : ニホンアマガエル
 6 : アシハラガニ
 7 : ヤマメ
 8 : コクガノ/志津川湾
 9 : ブナの大木 (加美町)
 10 : みやぎ蔵王の樹氷 (蔵王町)
 11 : 秋の鳴子渓谷 (大崎市)
 12 : サクラと菜の花 (松島町)
 13 : 大崎耕土と居久根 (大崎市)
 14 : 稲刈り風景 (大和町)
 15 : 水辺の環境学習
 16 : 伊豆沼のマガノの飛び立ち (登米市・栗原市)
 17 : 唐桑半島折石 (気仙沼市)
 18 : 定禅寺通り (仙台市)
 19 : アマモ場 (南三陸町)
 20 : 蒲生干潟 (仙台市)

写真提供（敬称略） 1.宮城県自然保護課、2.7.白石拓也、3.5.6.（株）エコリス、4.藤本泰文、8.19.阿部拓三、9.11.12.14.20.佐藤大輔、13.大崎地域世界農業遺産推進協議会、10.17.宮城県観光戦略課、15.（公財）宮城県緑化推進委員会、16.嶋田哲郎、18.（公財）仙台観光国際協会

はじめに

私たちの命は、身近にある自然がもたらすきれいな水や空気、おいしい食べものなどの様々な恵みによって支えられています。その自然は、多くの生きものの命と、生きもののすみかとなる森や川、海などの様々な環境と、そのつながりによって形づくられています。

地球の誕生以来、長い時間をかけて形づくられた生きものと地球とのつながり(生態系)の中で、自然の一員として私たちは命を授かり、生活を営んでいます。私たちの先人は、自然と共に生きる中で、自然がもたらす四季折々の様々な恵みを暮らしに生かす工夫や知恵を積み重ねてきました。

しかし、時代とともに科学技術が進歩し、水陸の開発や産業構造などが高度化・大規模化することで、人間が自然に与える影響は大きくなりました。その結果、生活は便利になりましたが、生態系のバランスは急激に崩れつつあります。また、近年の急激な気候変動や、それに伴う気象災害の増大は、我々の社会経済活動によって、地球が大きな影響を受けていることを実感せざるを得ません。

世界では、生物多様性の保全と密接な関係にある SDGs(持続可能な開発目標)が 2015(平成27)年に国連サミットで採択されました。さらに 2022(令和4)年には、生物多様性条約第15回締約国会議において、“生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす” 「ネイチャーポジティブ(自然再興)」 を目標とした「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、各国で生物多様性を取り巻く対策が急速に進められています。

宮城県においても、これまでの経済活動の発展に伴う土地の開発や、水質環境の悪化などにより、野生生物の生息・生育環境が減少してきました。また、東日本大震災(以下「震災」という。)では、沿岸部の自然環境が激変しました。しかし、行政や民間団体の自然保護活動などにより、一部の地域では在来生物が回復したり、多様な主体による植林活動により海岸防災林の再生が進められたりするなど、人の活動によって野生生物の生息・生育環境が改善している地域もあります。

本県では、2015(平成27)年3月に「宮城県生物多様性地域戦略」を策定して以降、社会情勢に合わせて5年ごとに計画を見直しており、今回「ネイチャーポジティブの実現」に向けた取組を推進するため、第2次改訂を行いました。

今後、この戦略に基づき、本県における気候変動対策や、循環型社会の実現に向けた取組と連携を図るとともに、産学官民で協働しながら社会経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指していきます。先人たちが大切に育ててきた、県内の豊かな自然と、豊かな県民生活を次世代の子ども・若者たちに引き継ぐための取組を積極的に進めていきます。

令和7年4月

目 次

第1章 宮城県生物多様性地域戦略の概要

1. 地域戦略の位置付け	1
2. 地域戦略の取組主体	1
3. 地域戦略の対象地域	2
4. 地域戦略の計画期間	2
5. 第2次改訂の趣旨・概要	3

第2章 生物多様性と生物多様性をめぐる動向(ネイチャーポジティブ)

1. 生物多様性とは	4
2. 生態系サービス(なぜ大切なのか)	5
3. 生物多様性の危機	7
4. 生物多様性をめぐる動向(ネイチャーポジティブ)	12

第3章 宮城の生物多様性の現状と課題

1. 宮城の生物多様性の現状	17
2. 地域戦略の進捗状況(目標指標の達成状況)	36
3. これまでの取組と課題	39

第4章 宮城県の生物多様性に関する将来像と基本方針

1. 宮城県の目指すべき姿(将来像)	62
2. 宮城県の生物多様性に関する基本方針	62
3. 宮城県の目指すべき姿(将来像)イメージ	63

第5章 将来像の実現に向けた取組

1. 将来像・基本方針・基本的取組の対応関係	67
2. 各主体の役割	69
3. 基本的取組	73

第6章 推進体制

1. 基本的取組の推進	96
2. 進捗管理	96

資料編

《資料1 用語解説》	97
《資料2 指標一覧》	103
《資料3 施策の体系》	104
《資料4 宮城県古川黎明高等学校スクールミーティングの概要》	105
《資料5 生物多様性に関する主な出来事》	107
《資料6 令和6年度 宮城県生物多様性地域戦略推進会議参画者一覧》	108

注：本文中において「*」がついた用語は、「資料1 用語解説」に記載しています。

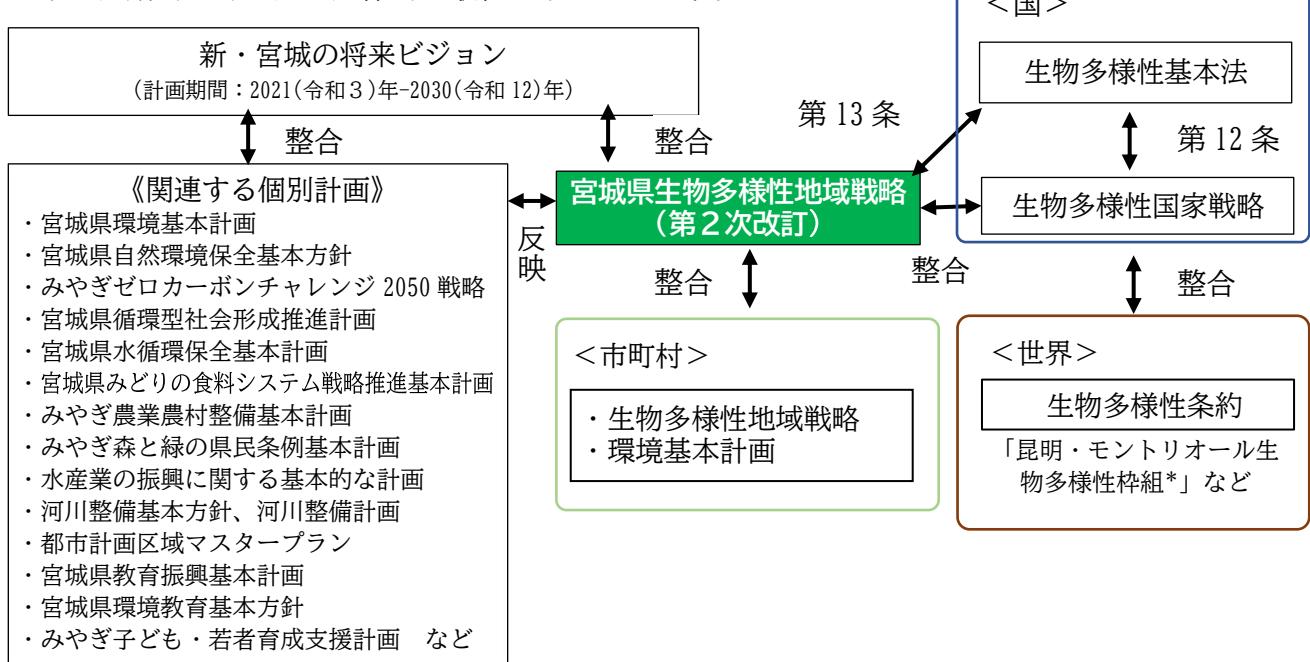
コラム

SDGs と生物多様性の関係	10	水田の生物多様性の保全に向けて	46
事業者の情報開示と TNFD	10	NHK 連続テレビ小説「おかえりモネ」にみる生物多様性	47
生物多様性条約第 16 回締約国会議	13	「志津川川湾」ブルーカーボン創出の取組	48
30by30 目標と OECM・自然共生サイト	14	地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けて	53
生物多様性国家戦略 2023-2030 に盛り込まれた視点	16	ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の建設	54
里山のため池でよみがえった魚たち	26	宮城県森林インストラクター協会の役割と生物多様性の重要性	60
スワンプロジェクト	27	みやぎのネイチャーポジティブを実現するための高校生からの提言	65
宮城の空に復活したシジュウカラガン	28		

第1章 宮城県生物多様性地域戦略の概要

1. 地域戦略の位置付け

宮城県生物多様性地域戦略とは、2008(平成20)年に施行された「生物多様性基本法*」に基づき、2015(平成27)年に宮城県が主体となって策定した法定計画です。国が策定した「生物多様性国家戦略*」などの考え方を踏まえ、宮城県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、本県における生物多様性の保全と、その持続的な利用に関する、中・長期的な考え方や具体的な取組を示しています。



2. 地域戦略の取組主体

本地域戦略は、行政及び県民やNPO団体・事業者・教育機関などの様々な主体が相互に連携・協力して、宮城県の生物多様性の保全・向上や、生物多様性と調和・貢献する社会・経済活動に取り組むことで、ネイチャー・ポジティブ*の実現を目指します。



3. 地域戦略の対象地域

〈宮城県全域〉

県内全域を対象としていますが、県鳥であるマガソのようないり鳥は本県のみならず国内外を広く移動します。また、河川や山地のような地形やそこに形成される生態系は複数の地域にまたがっています。さらに、事業者の活動や県民の消費活動は世界の様々な地域によって支えられ、影響も及ぼしています。そこで、本地域戦略の実施に際しては、より広域な地域の生物多様性にも留意します。

4. 地域戦略の計画期間

〈20年間：2015(平成27)年度から2034(令和16)年度まで〉

本地域戦略は自然に関わることを対象にしており、長期的な視点でとらえる必要があることから、計画期間は20年間とします。この20年間は、本地域戦略の策定年次に生まれた子どもたちが成人するまでの期間を想定したものです。また、5年に1回程度を目途に、必要に応じて内容の見直しを行います。

これまで、社会情勢や国家戦略の改訂等にあわせ、2020(令和2)年に第1次改訂、2025(令和7)年に第2次改訂を行いました。次回は、2029(令和11)年に見直し、2030(令和12)年に第3次改訂を予定しており、「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」や「生物多様性国家戦略2023-2030」の「ネイチャーポジティブの実現」を目指す2030(令和12)年を見越し、宮城県におけるネイチャーポジティブの達成状況も評価することとします。

ネイチャーポジティブ
達成状況を評価

生物多様性に係る 計画	'15 H27	'16～'18 H28～30	'19 R1	'20 R2	'21～'23 R3～R5	'24 R6	'25 R7	'26～'28 R8～R10	'29 R11	'30 R12	'31 R13	'32 R14	'33 R15	'34 R16	～ ～	'50 R32
宮城県生物多様性 地域戦略	◎策定	○ 評価・見直し	◎第1次改訂	○ 評価・見直し	◎第2次改訂	○ 評価・見直し	◎第3次改訂	○ 評価・見直し						●目標年 (最終評価)		
生物多様性 国家戦略 2023～2030					◎策定				● 2030年ミッション※1						● 2050年ビジョン※2	

◎策定・改訂 ○評価・見直し ●目標年

※1 2030年ミッション：2030年までに「ネイチャーポジティブ(自然再興)」を実現する。

※2 2050年ビジョン：2050年までに、「生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会

5. 第2次改訂の趣旨・概要

2023（令和5）年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、「ネイチャーポジティブの実現」が盛り込まれたことから、本県においても県のネイチャーポジティブ実現に向けた取組を進めるため、2025（令和7）年4月に本計画の第2次改訂を行いました。ネイチャーポジティブの実現には、生物多様性の保全・再生の取組と、カーボンニュートラル*などの「気候変動対策の促進」、持続可能な資源活用を目指す「循環型社会*・循環経済*（サーキュラーエコノミー）への移行」を同時に進めていく必要があります。

これら3つの対策は相互に関係し、相乗効果のある取組もある一方で、気候変動対策には効果があっても、生物多様性の損失につながってしまうような取組もあります。そのため、生物多様性の保全・回復の取組の強化に加え、気候変動対策の促進、循環型社会への移行の取組を、同時に、連携しながら推進することが重要です。

今回の改訂では、宮城県の「ネイチャーポジティブの実現」を目指し、第3章において本県の生物多様性を取り巻く状況を再整理し、第4章において「3つの基本方針」の趣旨を拡充し、第5章において、「10の基本的取組」の構成や、その具体的な取組内容を、「生物多様性の回復」、「気候変動対策や循環型社会の施策との連携強化」、「社会経済との連携」、「県民の行動変容」等を軸に見直しました。



第2章 生物多様性と生物多様性をめぐる動向(ネイチャー・ポジティブ)

1. 生物多様性とは

私たちの暮らす宮城県には、森、川、沼、水田、干潟*や海など多種多様な自然があり、そこには色々な形や色・大きさ・個性を持つ生きものがすんでいます。こうした多様な環境の中で、それぞれの生きものが、自然を介して他の生きものとの間に関わりを持っている状態を「生物多様性」と言います。生物多様性条約*では、「生物多様性」には、「(1)生態系の多様性」、「(2)種の多様性」、「(3)遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性があるとされています。



(1) 生態系の多様性

生態系とは、生産者(植物)と消費者(動物)、分解者(菌類など)、その周りを取り巻く水や空気などがお互いに関わり合うことで形成されるひとつのまとまりのことです。宮城県内には山や森林、川、水田、草地、干潟、島、海といった様々な環境が広がり、それぞれの環境に見合った多様な生態系が形成されています。このことを「生態系の多様性」といいます。

(2) 種の多様性

様々な生態系の中を少し細かな目線で見ていくと、森や川、水田といった様々な環境の中には、その環境に適応したたくさんの種類の生きものが生息・生育しています。一つの生態系の中に、たくさんの種類の生きものが様々な関係の中で共存して生息・生育していることを「種の多様性」といいます。

(3) 遺伝子の多様性

様々な生態系の中にいるそれぞれの生きものをさらに細かな目線で見ていくと、同じ種類の生きものでも、形が違っていたり、模様が違っていたりします。また、見た目にはあらわれませんが、寒さに強かったり暑さに強かったりといった違いがあります。これらの違いを「遺伝子の多様性」といいます。こうした遺伝子の多様性のおかげで、環境の変化に強い集団ができるのです。

2. 生態系サービス(なぜ大切なのか)

生物多様性を基盤とする生態系は、私たちの暮らしに大きな恵みを与えてくれます。その恵みを「生態系サービス※」と呼びます。生態系サービスには、「(1)供給サービス」、「(2)調整サービス」、「(3)文化的サービス」、「(4)基盤サービス」の4つのサービスがあります。

普段あまり意識することはありませんが、私たちの生活やビジネスはこれらのサービスを多大に受けており、これらの恩恵なしには生活が成り立ちません。生態系サービスも豊かな生物多様性により維持されています。

(1) 供給サービス

私たちの生活に必要なものを直接供給し、もっとも私たちが恩恵を受けているサービスです。米や野菜、魚といった食卓に並ぶ農林水産物、建築や工業製品の材料となる木材、エネルギーのもととなる炭や薪、医薬品や農産物の品種改良に役立つ遺伝資源など、様々な恩恵があります。

(2) 調整サービス

私たちが安心して生活できるように、見えないところで様々なものを調整しているサービスです。例えば、豊かな森は、空気や水をきれいにしてくれます。また、豊かな森がある山は木々の根が張ることにより地面が安定するため、地震や大雨による土壌の流出を防ぎ、災害の防止に役立っています。それ以外にも、草や木があることで日差しによって地面が熱くなることを防ぎ、気温を調整しています。

(3) 文化的サービス

私たちの暮らしをより豊かにしてくれるサービスです。自然を体験するエコツーリズム*や環境学習、登山やキャンプ、釣りや海水浴などを通して自然とふれあうことで、心と体が癒されたり、充足感を得られたりします。また、豊作を祈願して行われる仙台七夕まつりや竹駒神社での御田植祭などのように、自然を通して生まれ、発展してきた文化もあります。

(4) 基盤サービス

私たち人間だけではなく、ありとあらゆる生きものが生きていくための基盤となるものを作り出しているサービスで、供給、調整、文化的サービスを産みだす源となるものです。生命活動のもととなる酸素は植物の光合成により作り出されます。その植物を育てる豊かな土は微生物が落ち葉や生きものの死骸を分解することで作り出されます。また、水の循環や栄養塩類の循環も基盤サービスであり、豊かな生物多様性により維持されています。

※「生態系サービス(Nature's Benefits to People)」に代わり「自然がもたらすもの(Nature's contributions to people; NCP)(仮訳)」という用語が用いられる場合もある。両者はほぼ同義の用語として使用されますが、「自然がもたらすもの」には、自然がもたらす負の影響も含まれている。

生態系サービス

供給サービス

暮らしに必要な材料を提供



ごはん（米）

調整サービス

安全に暮らせる環境を整える



植物が大気や気候を調整

文化的サービス

暮らしを豊かに彩る



仙台七夕まつりの七夕飾り

基盤サービス

上記3つのサービスを支える



植物の光合成による酸素供給



土壌の生成



菌類による有機物の分解

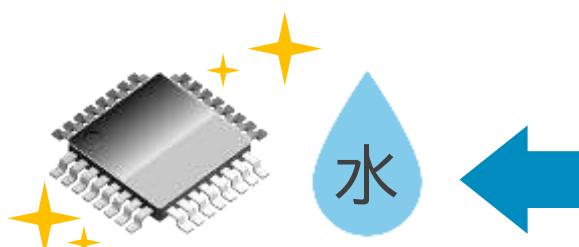
私たちの暮らしは、日本だけでなく世界の生態系サービスによって支えられています。

日本の食料自給率はカロリーベースで 38%(2023(令和5)年)となっており、私たちの暮らしに必要な食料や建築資材などの多くは、輸入に頼っているのが現状です。

最新の技術も生態系サービスによって支えられています。スマートフォンや電子機器に使われる半導体は、日本ではそのほとんどを海外から輸入しています。半導体の製造には、不純物の少ない水が大量に必要ですが、こうした水の確保には、森林土壌の水質浄化機能、森林の水源かん養機能など生態系サービスが寄与しており、大量の不純物の少ない水を確保するには広い面積の健全な森林が必要です。

このように、私たちの豊かな食生活や最新の技術を活用する便利な生活は、海外の生態系サービスにも大きく依存しています。普段は意識することは少ないですが、世界の生物多様性の状況は、私たちの生活に直接的に関わっているのです。

半導体の製造には不純物の少ない水が大量に必要



人工知能やスマートフォンに必要な半導体の製造も生態系サービスが支えている

豊かな地下水を支えているのは森林や土壌



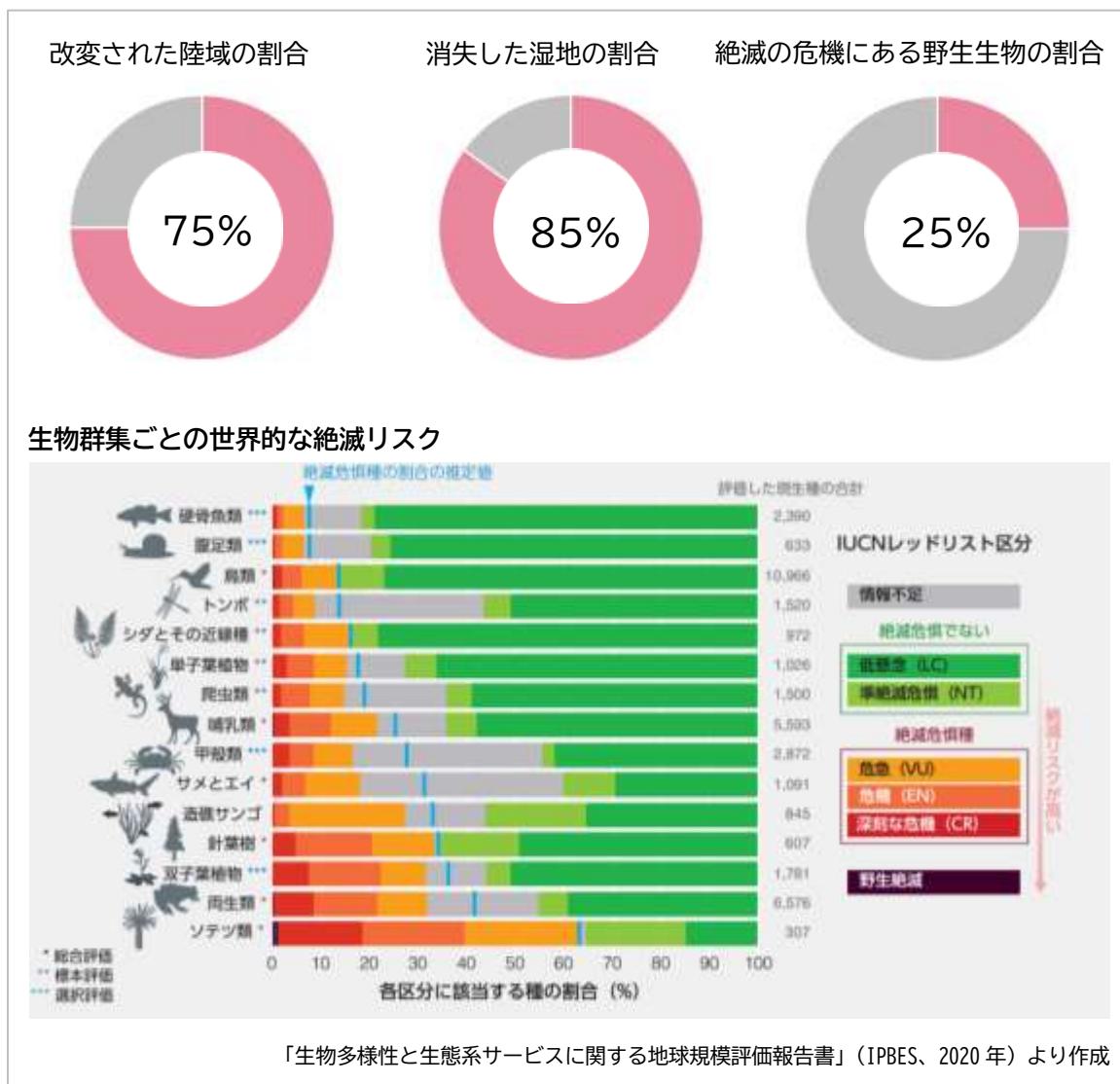
3. 生物多様性の危機

現在、地球レベルで生物多様性と生態系サービスは悪化し続けています。この悪化の要因は、資源の過剰な利用や土地の改変、環境汚染、外来生物*の持ち込みなどの人間活動の在り方にあります。

(1) 世界的に進む生物多様性の危機

世界的に見ると、産業革命以降の200年の間に人類がもたらした土地の改変や気候変動などの影響は大きく、特に過去50年は、人類史上かつてないスピードで自然が変化しています。

国際機関の報告書(「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」IPBES、2020(令和2)年)によると、世界の陸地の75%は著しく改変され、1700年以降、湿地の85%が消失するなど、地球上のほとんどの場所で人間の社会経済活動によって自然が大きく改変されていることが分かっています。調査されたほぼすべての分類群で種の絶滅リスクが高まっており、野生生物の約25%が、絶滅が危惧される状態にあるとされています。

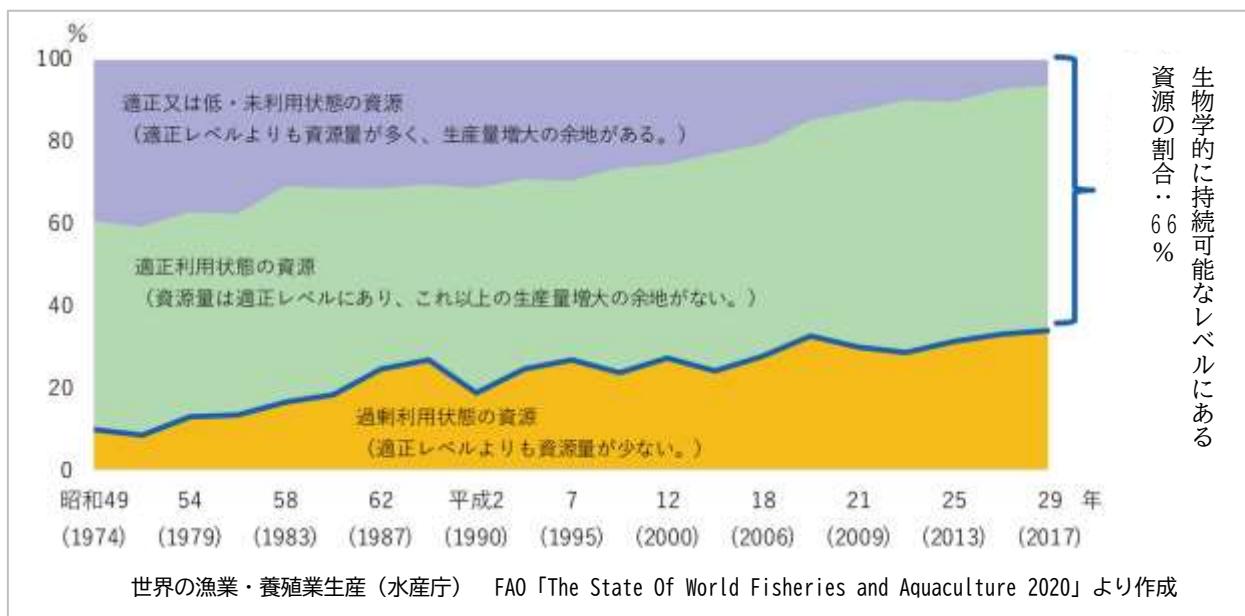


(2) 社会経済における生物多様性減少の影響

さらに、生物多様性の減少の影響は生きものだけでなく、私たちの社会生活、経済にも及んでいます。

① 海洋水産資源の減少

違法操業や乱獲などの過剰な漁獲が、海洋水産資源の持続性に深刻な影響を及ぼしています。国際連合食糧農業機関(FAO)の海洋水産資源評価によると、1974(昭和 49)年には、90%の水産資源は生物学的に持続可能なレベルで利用されていましたが、2017(平成 29)年には 66%まで下がっています。世界の資源のうち、今後生産量を増大させる余地のある資源は 6%にとどまっています。

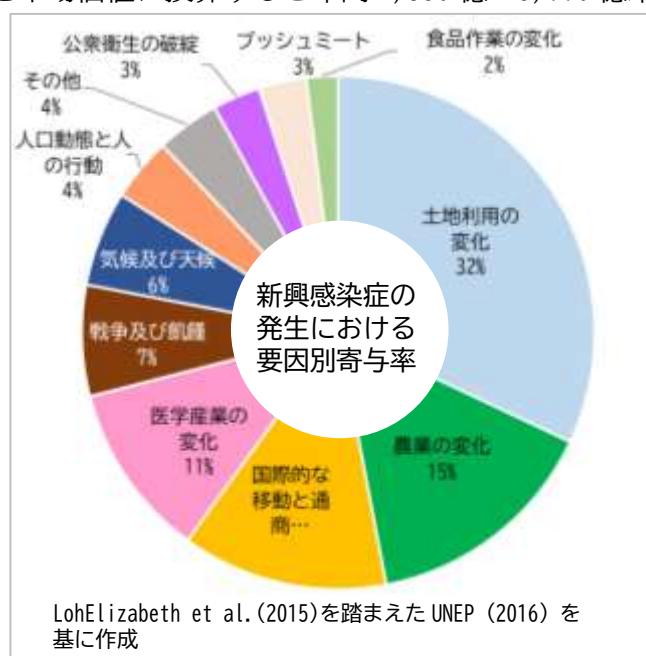


② 花粉媒介者の減少による農業の危機

ミツバチなど植物の受精・繁殖に必要な花粉を媒介する働きを持つ動物を「花粉媒介者」と呼びます。地球上の花が咲く植物の 90%、世界の主要作物の 75%以上が花粉媒介者に依存しています。農業における花粉媒介者の働きを市場価値に換算すると年間 2,350 億～5,770 億米ドル(日本円で 36.1 兆～88.5 兆円)と試算されています。しかし、花粉媒介者の 16.5%が絶滅危惧種となっているほか、気候変動による生息地の減少、ネオニコチノイド系殺虫剤による生息数の減少が懸念されています。花粉媒介者が減少することで、果実のように受粉を必要とする農産物の収量の減少、ミツバチなどの代わりに人が作業することによる労働力不足の深刻化、農産物の価格高騰などの影響が出ると考えられます。

③ 感染症の増加

感染症は人の健康の重大な脅威です。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)や鳥インフルエンザを含む新興感染症の多く



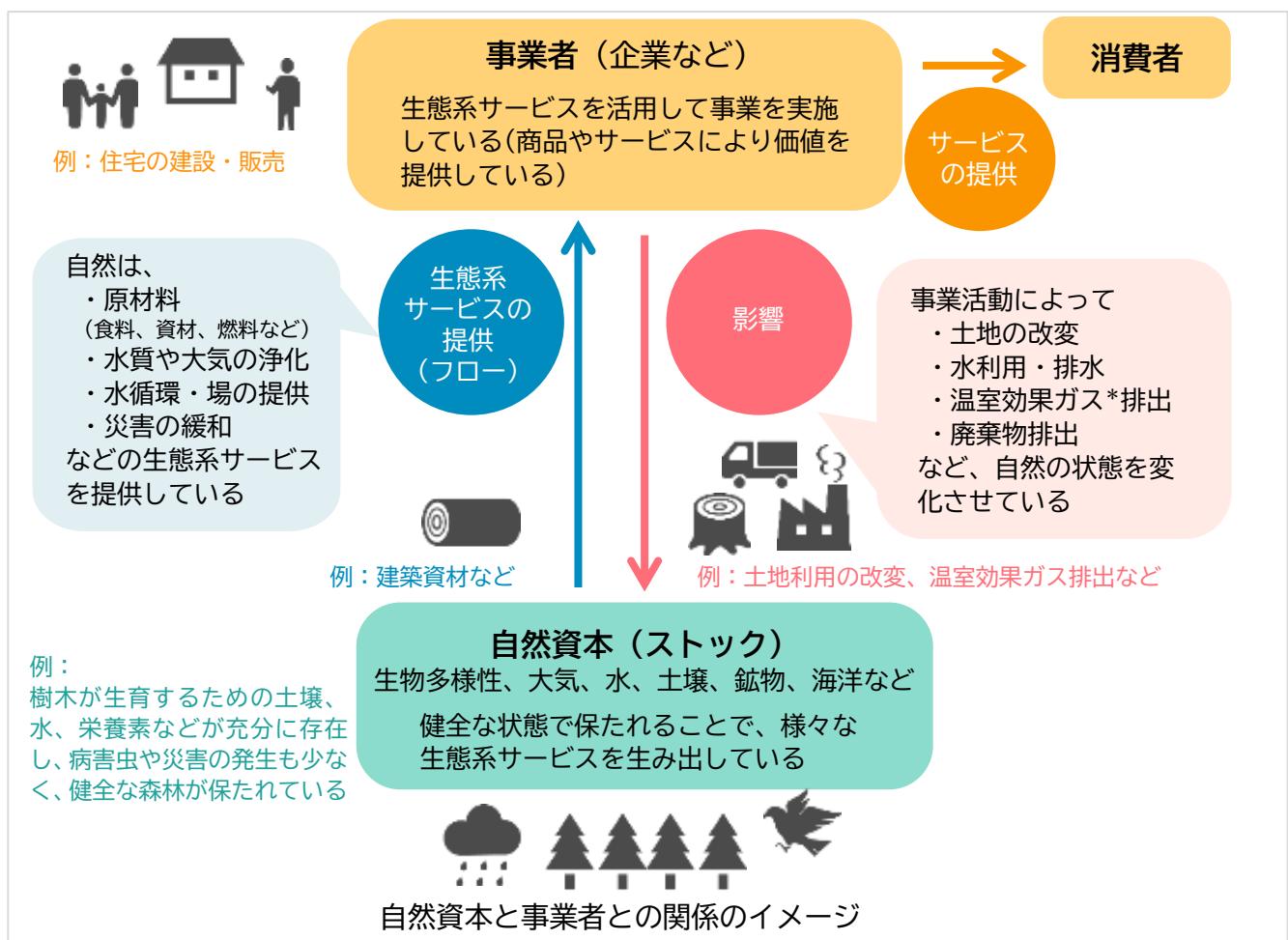
が動物由来(人獣共通感染症)で、その発生は増加する傾向にあります。新興感染症が増加する背景には、森林破壊、土地利用の転換や農業の拡大による生息・生育地の分断、気候変動などの人間が生物多様性に及ぼしてきた負の影響があると考えられています。一方で、こうした感染症の治療に必要な薬などの原材料も自然がもたらしているため、生物多様性の危機は、人類の健康の危機にも直接つながっています。

④ ビジネスでも生物多様性の損失が大きなリスクに

生物多様性の損失は、農林水産業だけでなく、様々なビジネスでも大きなリスクとして捉えられています。

ビジネスにおける事業活動は、自然資本※(ストック)が生み出す生態系サービス(フロー)を活用することで価値を生み出し、対価を得ています。事業活動は、生態系サービスによって支えられており、生態系サービスを生み出す自然資本に対して影響を与えていました。自然資本の能力以上に生態系サービスを使いすぎていたり、自然資本そのものが悪化して本来の機能を果たせなくなっていたりする状況が続くと、事業活動に必要なものを持続的に受け取ることができません。これまででは認識できていなかった自然資本に対する負の影響を「負債」と捉えると、気が付かないうちに負債が蓄積し、資本を食いつぶしている状態に陥っているかもしれません。

このような観点から、特に、世界的に事業を展開する事業者の間では、自らの事業活動が生物多様性を含む自然資本に支えられており、生物多様性の劣化が事業活動に大きな影響を及ぼすこと、生物多様性を保全する取組が、持続可能な事業活動の根幹になっていること、という認識が広まっています。



※生物多様性のほか、大気や水、土壤、鉱物、海洋等を含むより広い「自然」を、ビジネスに必要な資本の一つとして捉える考え方。

コラム

SDGs と生物多様性の関係

持続可能な開発目標 (SDGs*: Sustainable Development Goals) とは、2015(平成 27)年の国連サミットで採択された、2030(令和 12)年までに、世界中の誰もが豊かで安全な暮らしを持続的に営むことができる社会の実現を目指す国際目標です。17 の目標とそれぞれの目標を達成するための 169 のターゲットで構成されています。

SDGs の 17 の目標は、それぞれが独立している訳ではありません。個々の目標は互いに複雑に関係しています。そのため、各ゴールの達成に向けた取組は、同時に、また関連付けながら行われる必要があります。

下図は SDGs のウェディングケーキモデルです。この図は 17 個の目標を「経済」「社会」「環境」のグループに分け、関係性を整理したものです。図を見ると「経済」と「社会」を一番下で支えているのが「環境」であることが分かります。安全な水や安定した気候、豊かな海や陸上の自然からの恵みは、私たちの暮らしの基盤になっています。こうした「環境」が確保されていなければ、持続可能な「経済」や「社会」の実現はあり得ないと言っても過言ではありません。つまり、生物多様性保全に向けた取組は、社会全体の課題を解決するためにも欠かせないものなのです。実際に、世界の GDP の半分以上は自然資本に依存しているとの試算※が示されています。

※2020 世界経済フォーラム (WEF) 報告書



コラム

事業者の情報開示と TNFD

民間事業者や金融機関などが自社の事業について、環境面でのリスクや機会を評価し、どのように取組を進めていくか開示する動きが進んでいます。こうした情報開示によって、事業と生物多様性との関係や取組が投資家などに対して明確に示され、資金の流れがネイチャーポジティブに貢献するものとなるように誘導していくことが狙いです。

自然資本や生物多様性に係る情報開示について、国際的な枠組みを構築する TNFD* (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures: 自然関連財務情報開示タスクフォース) が 2021(令和 3)年に設立され、2023(令和 5)年 9 月に TNFD 開示枠組みが公表されました。TNFD の開示に取り組むことを表明した事業者は 2024(令和 6)年 10 月現在、世界で約 290 社あり、中でも日本の事業者は 133 社と世界最多となっています。

民間事業者が TNFD に取り組むことで、

- ・自社の生物多様性喪失によるリスクへの対策が強化され事業の安定性を高めることができること、
- ・各事業者の取組で生物多様性保全が進むこと、
- ・ESG 投資などを通じて TNFD に取り組む事業者への投資拡大につながること、
- ・事業者のプランディングにつながること

などが効果として挙げられます。

現在、TNFD の取組は一部の国際企業や大企業が先行していますが、今後は、調達や流通、資金調達、投資などを通じて、あらゆる産業・事業者へも波及していくことが予想されます。

(3) 生物多様性の4つの危機

日本における生物多様性の損失の直接的な要因として、生物多様性国家戦略2023-2030では、「開発など人間活動による危機」、「自然に対する働きかけの縮小による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」の「4つの危機」として整理されています。

このままでは、生物多様性の損失を止めることができず、私たち人類が安全に豊かに暮らし続けていくことができません。これら生物多様性の危機に対処するためには、これまでの社会の価値観と行動を大きく変え、対策を進めていく必要があります。

生物多様性の4つの危機とその背景

第1の危機

開発など人間活動による危機

- ・過度な森林伐採や宅地開発、埋め立てなどによる野生生物の生息・生育地の減少
- ・商業利用や観賞用のための乱獲や盗掘による個体数の減少



沢筋や湿地に生息するサクラソウ
(宮城県レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類)

第2の危機

自然に対する働きかけの縮小による危機

- ・里地里山や里海などこれまで長い年月をかけて人間の働きかけによって維持されてきた野生生物が、最近の耕作放棄や手入れ不足などによって衰退
- ・水田やため池の消失等によって、タガメなどの水生昆虫や、メダカなどの淡水魚が激減



県内のため池に生息するシナイモツゴ
(環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅰ類)

第3の危機

人間により持ち込まれたものによる危機

- ・外来生物による在来種の捕食、在来種と生息・生育場所の競合、交雑による遺伝的なかく乱
- ・化学物質による生態系への影響（化学肥料、化学物質、マイクロプラスチック*など）



アメリカザリガニ
(条件付特定外来生物)

第4の危機

地球環境の変化による危機

- ・地球温暖化の進行による亜高山・高山帯の縮小などの生態系への影響
- ・降水量の変化による自然災害の激甚化
- ・海洋の酸性化や海水温の上昇等による海洋生態系への影響



土砂災害

生物多様性の危機の背景

- ・経済成長（開発、大量生産・大量消費を基調とする生活など）
- ・地方から都市への人口流出（里地里山管理の人手不足、都市域の水質悪化など）
- ・産業構造の変化（第一次産業の減少、エネルギーシフト、化学物質の使用拡大など）
- ・経済・社会のグローバル化（国内資源利用の減少・海外資源への依存など）
- ・社会経済活動において生物多様性の保全の観点が欠如している状況（社会生活における生物多様性の重要性に対する認識の欠如や、自然の回復や、自然と調和した活動に対する関心の低さなど）

4. 生物多様性をめぐる動向(ネイチャーポジティブ)

(1) 国際社会の動向

① 生物多様性条約

生物多様性条約は、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1992(平成4)年に「国際連合環境開発会議(地球サミット)」で採択され、1993(平成5)年に発効されました。日本は条約発効当初から加盟しており、2024(令和6)年11月現在で、196の国と地域が加盟しています。

2010(平成22)年には、愛知県名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催されました。この会議では、生物多様性の損失を止めるため、2020(令和2)年までの行動目標として「愛知目標*」が採択され、この目標のもと、各締約国で様々な取組が進められてきました。

日本における取組は、20ある愛知目標に対して、生物多様性国家戦略2012-2020で設定した13の国別目標で達成状況を評価しました。その結果、「陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される」などの5つの目標については「目標を達成」しました。また、8つの目標については「目標に向けて進捗したが、達成しなかった」と評価され、具体的には、トキ・コウノトリの野生復帰やサンゴ礁・藻場・干潟などの各種指定区域の面積などについて、目標値を完全には達成できませんでしたが、大きく進展しました。

2020(令和2)年に発行された愛知目標の達成状況を世界全体で分析した報告書(地球規模生物多様性概況第5版(GB05))によると、20の目標のうち多くの目標については進捗がみられたものの、完全に達成された目標はありませんでした。

② 「ネイチャーポジティブ」の実現が世界目標に

2022(令和4)年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、愛知目標の取組や反省を踏まえ、新たな世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。この枠組は、2050(令和32)年までに「自然と共生する世界」(ビジョン)を目指すために、2030(令和12)年までに、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる、いわゆる、「ネイチャーポジティブ*(自然再興)」のための緊急の行動をとる」という目標(2030年ミッション)が掲げされました。

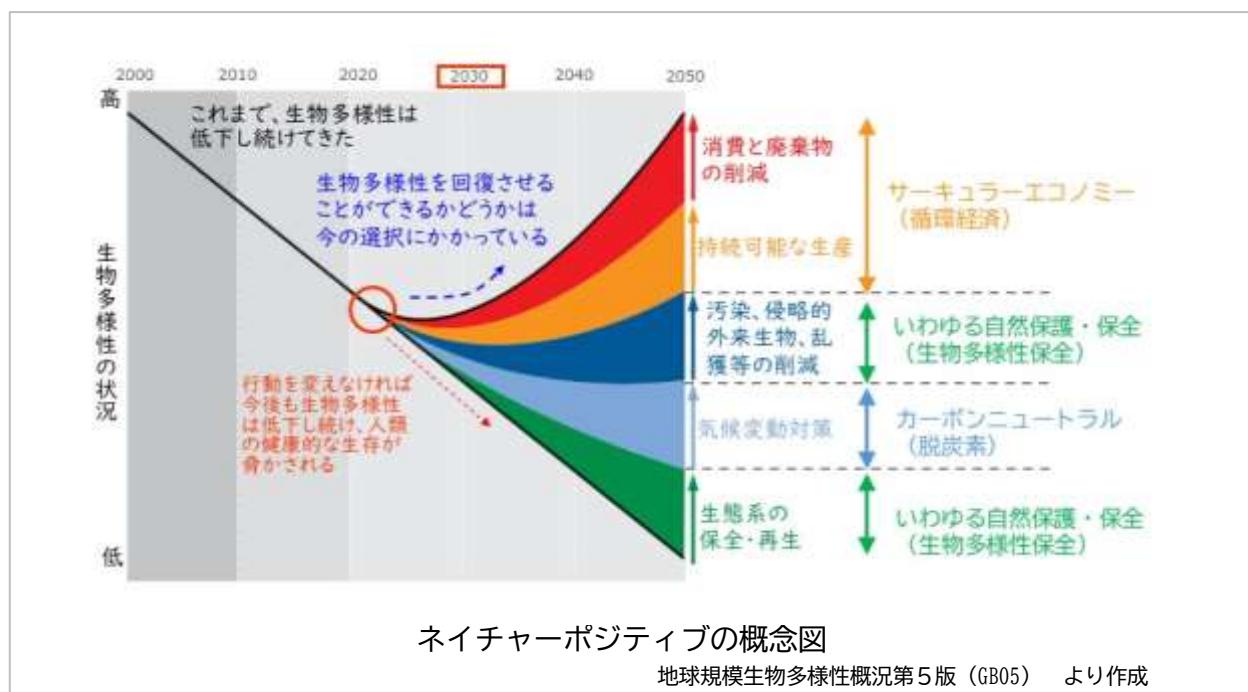
この目標を実現するためには、2030(令和12)年までに自国の陸域と海域の少なくとも30%を保全し生物多様性を回復させる「30by30目標*」や、自然を活用した気候変動の緩和と適応を意味する「NbS*(自然を活用した解決策)」の推進、気候変動対策における自然環境の破壊を最小化することなどが採択され、現在各国で取組が進められています。



「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の概要

③ 社会変革の必要性

産業革命以降の200年の間に人類がもたらした土地の改変や気候変動などの影響は大きく、特に過去50年は、人類史上かつてないスピードで自然が変化しています。持続可能な社会のため、ネイチャーポジティブを実現していくためには、自然環境の保護や保全だけではなく、政治、経済、社会、技術など、社会全体における横断的な取組を、行政及び県民や、NPO団体、事業者、教育機関などの様々な主体が連携して進めていく必要があります。



コラム 生物多様性条約第16回締約国会議

2024(令和6)年10月～11月にかけ、コロンビア共和国の都市カリにおいて、生物多様性条約第16回締約国会議（COP16）が開催されました。参加人数は13,000名を超え、過去最大規模となりました。日本政府からは環境省、外務省、経済産業省、文部科学省、水産庁の関係者が参加し、民間事業者やNGOからも多数が参加しました。

COP16では国家間の交渉（約30の議題）のほか、民間事業者やNGOが主導する自主的な枠組についての議論や成果発表がありました。国家間交渉では、生物多様性の取組を推進するための資金制度などについては合意に至らず、「中断」するという異例の事態になりました。しかし、前回のCOP15で課題として残されていた世界目標の達成度を評価する指標については概ね合意され、途上国を中心とする遺伝資源の保有国に対する基金である「カリ基金」の設立、地域社会や先住民、気候変動、健康等の個別に検討されてきた事項と自然とのかかわりが示され、統合的に対応する必要性についても合意が得られるなどの成果がありました。

民間事業者からは、自然や生物多様性を定量的に測るためのガイドライン案や、先行事例が多数発表されました。今後、民間事業者は、自然に関する評価や目標設定、計画策定において定量的に示すことが、さらに求められると予想されます。また、これまで個別に扱ってきた気候変動や健康などの取組と、自然や生物多様性の取組を、統合的に対策し評価することが求められると予想されます。

コラム

30by30目標とOECM・自然共生サイト

「30by30目標*」は、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の目標のひとつ（行動目標3）で、2030(令和12)年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとするものです。これは、世界の陸生哺乳類の多くを守るために、生物多様性の保護・保全が図られている地域の総面積を33.8%まで拡大する必要があること、日本の保護・保全が図られている地域を30%まで拡大すると生物の絶滅するリスクが3割減少する見込みがあることなど、生物多様性の保全を進めるために、30%の保全を目指すことが重要と考えられているためです。

30by30目標は、法律などで行為規制が行われている保護地域（自然公園など）のほか、保護地域以外で生物多様性保全に貢献する地域（OECM*：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定や管理を通して達成していくことを目指しています。また、OECMとして認定されると、国連環境計画（UNEP）と国際自然保護連合（IUCN）が管理する世界保護地域データベース（WDPA）と、世界OECMデータベース（WD-OECM）に登録されます。WDPAやWD-OECMはインターネットで閲覧することができます。

日本では、2024(令和6)年8月時点で、陸域の約20.6%、海域の約13.3%が自然公園などの保護地域となっており、さらなる拡張が進められています。また、OECMの区域を拡大するため、民間事業者や地方自治体、個人などの取組によって生物多様性の保全が図られている場所を国が「自然共生サイト*」として認定する制度が、2023(令和5)年に開始しました。自然共生サイトは、2025(令和7)年3月時点で、全国328か所（9.3万ha）で認定されており、広大な県有林や社有林、大学の演習林、ため池、湿地、藻場、水田などの農地、工場内の緑地、都市公園、保育園や個人の庭園など多種多様です。

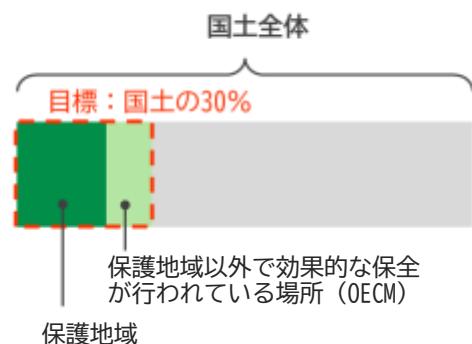
2023(令和5)年度に自然共生サイトとして認定された8.4万haのうち、保護地域との重複を除いた4.8万haがOECMとして初めて登録され、日本において、2024(令和6)年8月の時点で、陸域における保護地域とOECM面積の合計は20.8%となり、2023(令和5)年1月から0.3ポイント増加しています。

宮城県の保護地域は、県土の35.5%を占めており、自然共生サイトは、10か所（2718.8ha）*が認定を受けています。今後は、保護地域における生物多様性の適正な保全対策や、自然共生サイトの活動などを通じて、県民がより主体的にネイチャーポジティブの推進に参画できるような取組を進めていく必要があります。



保護地域に関する世界データベース（WDPA）
各国の保護地域とOECMが登録される

【日本の陸域の場合】



県内の自然共生サイト

サイト名	所在地	ha
「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト」の海岸防災林	仙台市	3.3
仙台市水道局青下水源涵養林	仙台市	87
旧品井沼周辺ため池群	大崎市	10
南三陸FSC®認証林	南三陸町	2481
遠藤環境農園	仙台市	1.5
宮城大学キャンパス	仙台市・大和町	63
伊豆沼農産ふゆみずたんぼ	登米市	0.1
沢田上地区の居久根・周辺水田	大崎市	61
荒沢湿原池沼群	加美町	11
新童子下・童子下の田んぼ	南三陸町	0.9
合計		2718.8

*2025(令和7)年3月現在

(2) 国内の動向

① 日本の生物多様性や生態系サービスも劣化傾向

日本では、「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021(JB03)」によって生物多様性や生態系サービスの状況を科学的に調査し、評価しています。その結果、日本の生物多様性の「4つの危機」は依然として生物多様性の損失に大きな影響を与え、生態系サービスも劣化傾向にあることが分かりました。

② 生物多様性国家戦略 2023-2030

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、日本でもネイチャーポジティブの実現を目指す「生物多様性国家戦略 2023-2030」(以下、「国家戦略」という。)が策定されました。国家戦略では 2050 年ビジョン(将来像)として「自然と共生する社会」、2030(令和 12)年に向けた目標「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられています。目標を達成するために 5 つの基本戦略を示し、基本戦略に対して状態目標(あるべき姿)と行動目標(なすべき行動)、進捗を図るための指標が設定されています。



2024(令和 6)年に公表された国際機関(IPBES)の報告書^{*}では、6500 以上の科学論文の知見から、現在地球規模で直面している、「生物多様性」、「水」、「食料」、「健康」、「気候変動」という複数の危機の対策の相関関係を分析しています。

その報告書によると、生物多様性保全対策を優先した場合は、他の課題解決に正の影響(青い矢印)があり相乗効果が高いこと、一方、気候変動対策を優先した場合は他の課題解決に負の影響がある(赤い矢印)場合が多いことが試算されています(右図)。

国家戦略においても、「ネイチャーポジティブの実現」と「気候変動対策」、「循環経済*(サーキュラーエコノミー)への移行」の 3 つの対策を相互連携し、各問題を同時に解決していく方向性が示されています。

^{*}「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価報告書(ネクサス評価報告書)政策決定者向け要約」(IPBES, 2024 年)

③ 第六次環境基本計画

国の環境基本計画は、全ての環境分野を統合する最上位計画として、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の骨組を示すものです。2024(令和6)年に第六次の計画が策定されました。環境保全を通じた現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング*／高い生活の質」を最上位目標に掲げ、環境の質を上げることで経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会(環境・生命文明社会)」の構築を目指すこととしています。

環境基本計画においても、現在の社会は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しており、これまでの環境・経済・社会システムの延長線上での対応では限界があり、早急な社会変革が必要であるという強い危機感が示されています。ネイチャーポジティブの目標年と同じ2030(令和12)年を環境・経済・社会全てにおいて「勝負の2030年」として政策が進められています。

コラム

生物多様性国家戦略 2023-2030 に盛り込まれた視点

●自然を活用した解決策 (NbS) の推進

国家戦略の基本戦略2では、「自然を活用した社会課題の解決 (NbS:Nature-based Solutions)」が位置付けられ、自然の恵みを生かして気候変動対策や資源循環、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する取組が推進されています。



その土地ならではの自然や文化を長期間滞在しながら楽しむトレインを設置し、自然環境・自然景観の保全と社会経済活動の両立を目指す



防風、潮害・飛砂防止を目的としてクロマツなどを植林することで、野生生物の生息・生育の場を確保でき、整備活動に多様な主体が参画することで、地域の交流の場となる



ブルーカーボン*の隔離や貯留機能を持つ干潟や藻場、湿地の再生や保全を図ることで、干潟や藻場、湿地に生息・生育する野生生物の保全も推進する

県内の自然を活用した解決策 (NbS) の例

●ネイチャーポジティブ経済への移行

国家戦略の基本戦略3では「ネイチャーポジティブ経済の実現」が位置付けられ、また2024(令和6)年には、環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省により、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されました。こうした計画に基づき、国では、ネイチャーポジティブ経済を推進する対策が進められています。具体的には、事業活動における環境負荷が最小化され、生物多様性に貢献する製品やサービスが、消費者や市場などから評価されることで、ネイチャーポジティブ経営が促進される仕組みづくりなどが検討されています。

ネイチャーポジティブ経営とは、自社の事業活動の重要課題(マテリアリティ)に、自然資本の概念を位置づける経営の在り方を言います。事業者向けに、基本的な情報や考え方をまとめた「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版) - ネイチャーポジティブ経営に向けて -」(2023(令和5)年、環境省)も発行されています。



「生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)」
環境省 2023(令和5)年

第3章 宮城の生物多様性の現状と課題

1. 宮城の生物多様性の現状

(1) 宮城の自然環境の概況

① 地形

本県は、奥羽山脈や北上山地などの山地、それらの山地を水源とする鳴瀬川や広瀬川のような大小の河川、県中央部に広がる広大な仙台平野、平野部や丘陵地に点在する伊豆沼・内沼のような大きな沼や農業用の小さなため池、仙台平野沿岸の砂浜海岸*、唐桑半島から牡鹿半島に至るリアス海岸*など変化に富んだ環境を有しています。

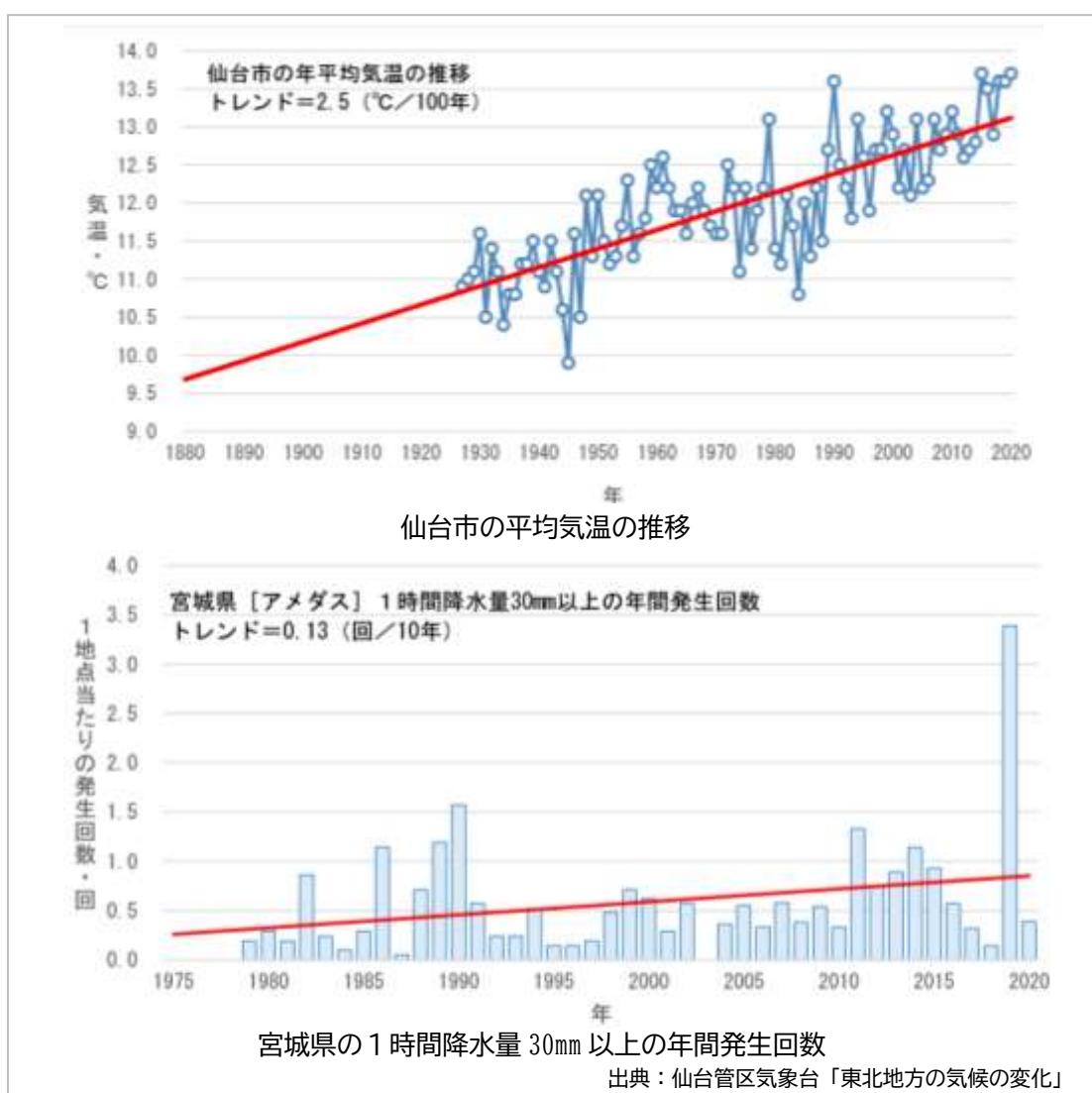


② 気候

本県の気候は、太平洋岸型の温帯性湿潤気候に属していますが、平野が広がる東部と、山地が多い西部では異なった特性がみられます。東部は、太平洋に面しているため海風が入りやすく、一年を通じて比較的穏やかな気候となっています。一方、奥羽山脈の裾野に当たる西部は、夏の暑さは厳しくありませんが、冬は季節風の影響を受けて降雪量が多くなります。

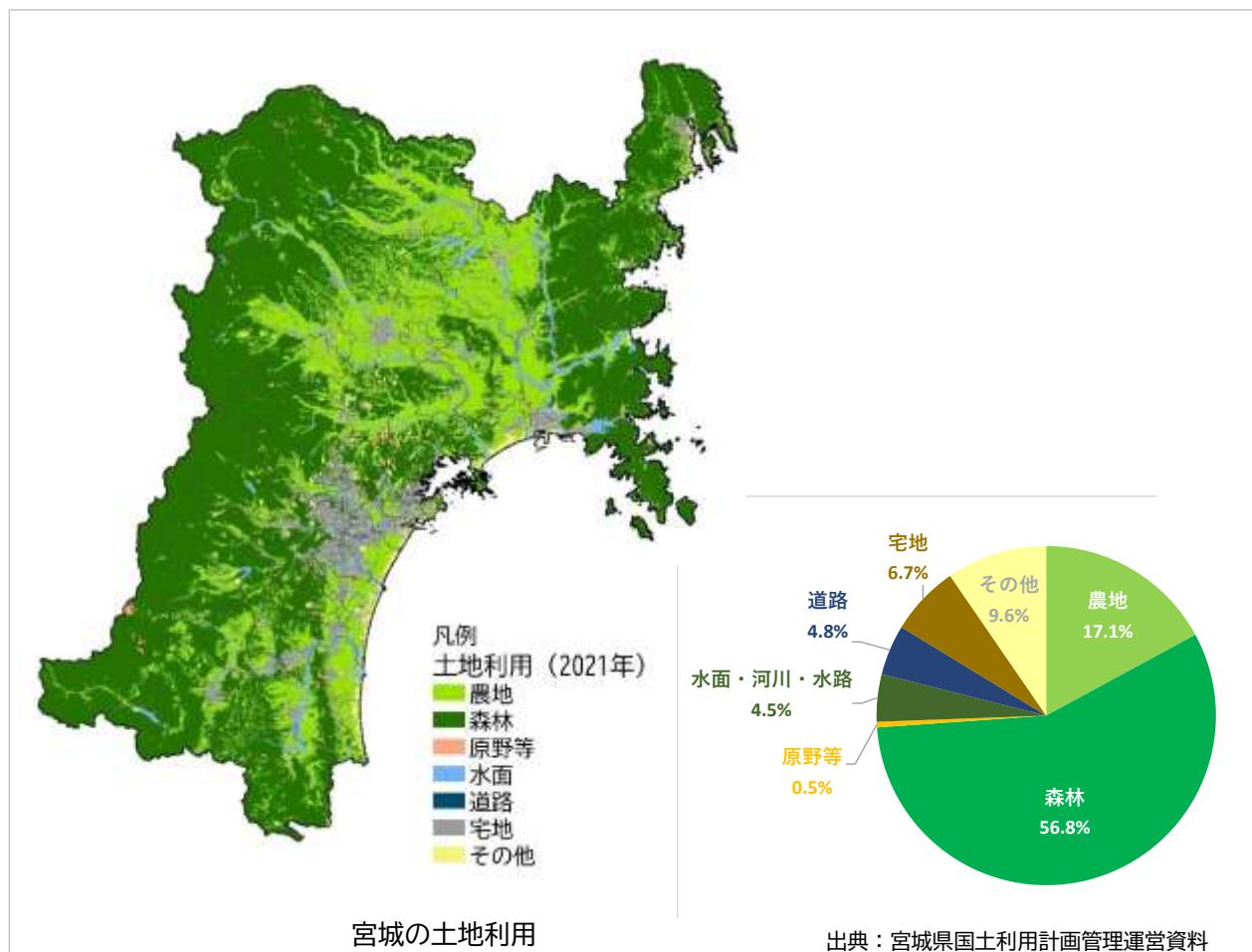
1927(昭和2)年から2020(令和2)年までの観測データによると、仙台市の年平均気温は100年当たり2.5°Cの割合で長期的に上昇しているとみられます。また、1979(昭和54)年から2020(令和2)年までの観測データによると、本県では1時間に30mm以上の短時間強雨が降る回数が長期的に増加傾向にあります。例えば、2019(令和元)年の東日本台風や、2022(令和4)年7月の大雨など、観測史上1位を更新する記録的な大雨により、河川の氾濫、土砂災害や浸水被害が発生し、県内各地の河川管理施設に被害が発生する事案が増えています。

温暖化などの気候変動が進行すると、野生生物の生息・生育適地が移動・消滅し、食料生産量やバイオ燃料の生産量が大きく低下すると言われています。また、夏の猛暑や大雨による土砂災害、暑さによる健康被害や病気、害虫の蔓延、高温による農作物の被害など、私たち人間の生活にも大きな影響が出始めています。



③ 土地利用

県土利用で、最も面積が大きいのは、森林の 56.8%で、次いで農地が 17.1%、宅地や道路などの都市利用が 11.5%、水面・河川・水路が 4.5%、その他 9.6%となっています。



④ 自然環境を保全する地域

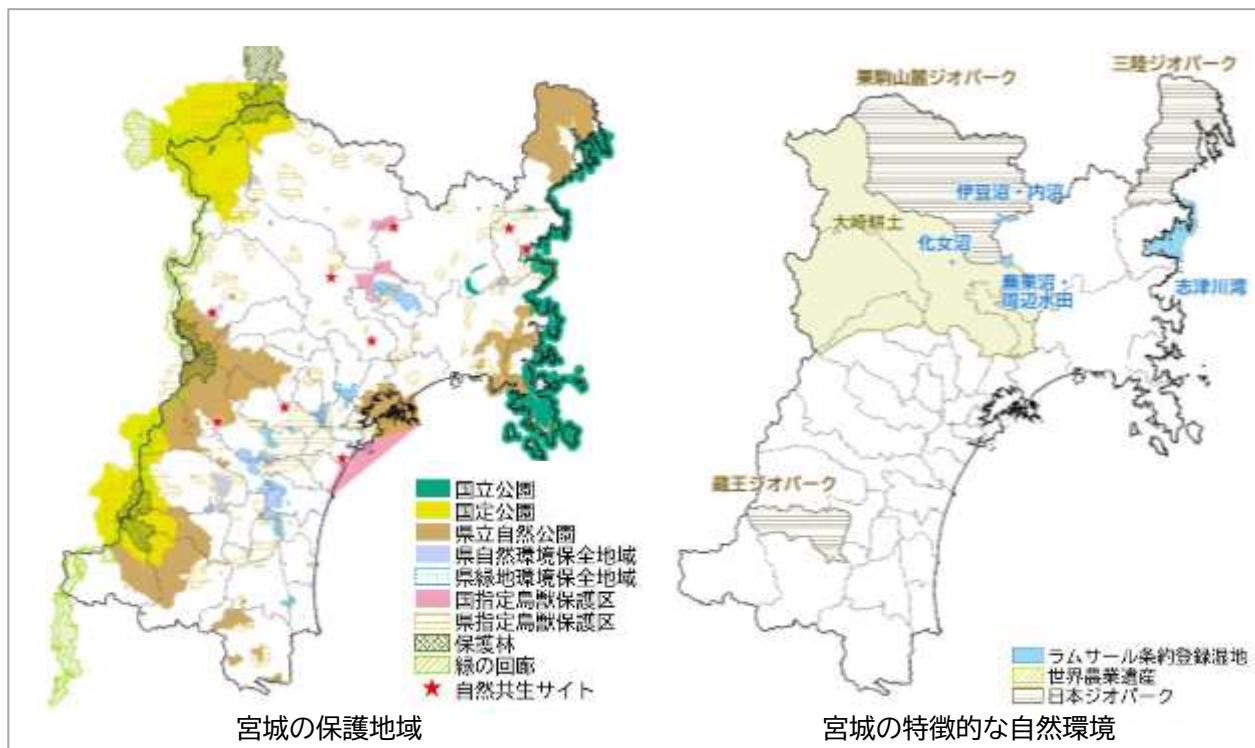
県内の優れた自然環境や緑地を保護・保全するため、自然公園や県自然環境保全地域*、緑地環境保全地域*に指定しています。また、鳥獣又はその生息地の保護を図るため、国や県で鳥獣保護区を指定しています。

さらに、国有林の原生的な森林生態系や希少な野生生物の生息・生育地など保護する「保護林」、保護林を連結させることにより、野生生物の交流を可能にして種の保存、遺伝資源の保全を図る「緑の回廊」が指定されています。

これらの地域の面積は、各指定地域の重複部分を除くと、県土の 35.5%に該当します。また、これらの地域は、国が定める 30by30 目標*の保護地域に相当し、県のネイチャーポジティブ*を進めるにあたっては、これらの保護地域において適正な生物多様性の保全・回復を図るとともに、それらの活動への県民の参加を推進するなど、県民を巻き込んだネイチャーポジティブの取組が求められています。なお、県内には 10 か所の自然共生サイト*があり、面積は 2718.8ha に達します(2025(令和7)年3月時点)。

⑤ 宮城の特徴的な自然環境

特徴的な地質などを有する場所として、気仙沼市が「三陸ジオパーク*」の一部として、栗駒山麓を含む栗原市全体が「栗駒山麓ジオパーク」として、県南部の蔵王連峰が「蔵王ジオパーク」として、日本ジオパークに認定されています。また、大崎平野にある「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」、三陸沿岸の「志津川湾」の4か所は、国内有数の渡り鳥の飛来地としてラムサール条約*湿地に登録されています。大崎地方(大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町)の「大崎耕土」は、伝統的水管理システムや生物多様性の豊かさなどが認められ、世界農業遺産*に登録されています。さらに、三陸沖は親潮と黒潮がぶつかるため、世界三大漁場の1つと言われるほど豊かな漁場となっており、宮城は山から海にかけて、自然環境とそれを利用する産業の豊かさが国内外から認められています。



(2) 宮城の自然環境を取り巻く状況

① 絶滅危惧種の状況

本県の自然環境を象徴する貴重な野生生物の現状を的確に把握し、緊急に保全することが必要な野生生物を明らかにし、広く周知するために、宮城県では絶滅のおそれのある程度(カテゴリー)に応じてランク付けしたレッドリストや、レッドリストに選定された種の生息・生育状況等を記載したレッドデータブック*を作成しています。2016(平成 28)年度と2024(令和 6)年度を比較すると、絶滅危惧種の数は増加しています。なお、種数の増加は環境の悪化によるもののほか、対象分類群の増加、調査精度の向上に伴う影響も考えられます。

県が指定した絶滅危惧種^{※1}の種数の推移

分類群	2016 年度	2024 年度
蘚苔類	35	36
維管束植物	380	435
哺乳類	10	9
鳥類	22	29
爬虫類	0	1
両生類	0	1
汽水・淡水魚類	15	16
昆虫類	79	83
海岸動物 ^{※2}	20	31
淡水産貝類 ^{※3}	5	6
計	582	647

※1 絶滅危惧種は絶滅危惧 II 類 (VU)以上を対象

※2 海岸地域の無脊椎動物類

※3 陸域地域の無脊椎動物類 (淡水産貝類)

② 自然環境の区別の概要と状況

ここでは、県内の自然環境を「山地(高山、亜高山帯、山地帯)」、「丘陵地・平野」、「川(河川、水路など)」、「沿岸域(海食崖・島しょ、砂浜海岸・干潟、海域)」の4つに区分し、その現状を整理しました。

山地(高山・亜高山帯、山地帯)

山地の概要

標高が1,500m前後の高山帯、標高1,000~1,500mの亜高山地帯、標高300~1,000mの山地帯の森林、湿原、草地などを含むエリアです。

栗駒山や蔵王山などの高山帯には、ハイマツなどの低木林や高山植生が見られます。栗駒山は積雪が多く、盛夏まで雪が残り、雪田植生と言われる小型の樹木や草本による特有な群落が形成されます。蔵王山山頂部は噴出した溶岩からなる岩礫地で、賽の河原と呼ばれる火山荒原植物群落や芝草平と呼ばれる湿原が見られます。

亜高山帯のうち、蔵王山には常緑針葉樹林のオオシラビソ林が見られますが、栗駒山や船形山ではミヤマナラやミネカエデなどから成る落葉広葉樹低木林が成立しています。栗駒山の南東側の山腹には世界谷地と呼ばれる湿原があり、ニッコウキスゲなどが生育しています。

山地帯にはブナやミズナラなどの落葉広葉樹林のほか、スギやアカマツなどの人工林も多く見られます。山地帯の沢筋には、サワグルミ・トチノキ林が、尾根筋で表土が浅い場所にはキタゴヨウ・クロベ林が筋状に成立しています。



栗駒山(1,626m)と蔵王山(553m)

山地の生きもの

高山帯から亜高山帯	<p>植物：ハイマツ、オオシラビソ、ミヤマナラ、ミネカエデ、コマクサ</p> <p>哺乳類：オコジョ</p> <p>鳥類：イワヒバリ、ホシガラス、イヌワシ</p> <p>昆虫類：チョウカイヒメクロオサムシ、ミヤマハンミョウなど</p>	
山地帯	<p>植物：サワグルミ、トチノキ、キタゴヨウ、クロベ</p> <p>哺乳類：ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、テン、ヤマネ、ノウサギ、キツネ、タヌキ</p> <p>鳥類：ヤマガラ、キビタキ、イヌワシ、クマタカ、フクロウ</p> <p>爬虫類：ジムグリ</p> <p>両生類：クロサンショウウオ、タゴガエル、モリアオガエル</p> <p>昆虫類：フジミドリシジミ、コエゾゼミ、エゾゲンゴロウモドキなど</p>	 <p>ニホンザル</p>

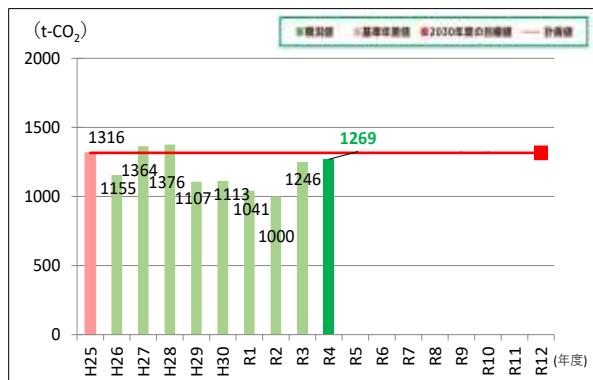
山地の状況

- ・本県の森林面積は県土の約 57%を占めています。森林は、木材生産だけでなく、野生生物の生息・生育環境の提供、水源かん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、温暖化防止、レクリエーションや教育の場の提供など、様々な公益的機能(生態系サービスとほぼ同じ意味)を持っています。これらの公益的機能を貨幣換算してみると、宮城県の森林の評価額は1兆676億円となり、県民一人当たり年間で約46万円の恩恵を森林から受けている計算になります。
- ・本県の森林面積の約47.1%がスギやヒノキ、マツなどの人工林です。県内的人工林には、世界基準での良い森づくりを行う森林認証を取得している地域もあります(詳細はp.44に記載)。
- ・人工林の多くが収穫時期(35年生以上)を迎えており、木材価格の低迷などによる林業採算性の悪化や森林所有者の森林経営意欲の減退により、間伐などの森林整備や伐採後の再造林が進まない状況にあります。人工林において成長量の多い若い森林の減少により、大気保全機能のうち二酸化炭素吸収量も減少傾向にあります。
- ・栗駒山の貴重な雪田植生は、登山者の踏圧による影響を受け損傷や枯損、裸地化がみられ、県内唯一の広大な山地湿地である世界谷地は、ヨシやササが繁茂するなど、乾燥化が進行しています。
- ・蔵王地域のオオシラビソ林は、蛾の一種である「トウヒツヅリヒメハマキ」の幼虫による葉の食害や、「トドマツノキクイムシ」^{せんにゅう}が穿入することによる食害などにより、広範囲で枯死し、地域のシンボルとなっている樹氷の発現に影響が出ています。
- ・松くい虫による被害は、1975(昭和50)年に確認されて以降県内全域に拡大していますが、1996(平成8)年をピークに長期的には減少傾向で推移しています。
- ・日本海側を中心として広がっているナラ枯れ(ブナ科樹木萎凋病)被害は、宮城県でも確認されています。現在、ナラ枯れ被害は減少傾向にありますが、県南などの既被害地での被害は依然として多い傾向にあり、県内全域に被害が拡大しています。

機能の種類	評価額(年間)
水源かん養機能	2,182億円
土砂流出防止機能	4,480億円
土砂崩壊防止機能	1,083億円
大気保全機能 (二酸化炭素吸収及び酸素共有)	1,286億円
保健休養機能	1,018億円
野生鳥獣保護機能	627億円
計	1兆676億円

宮城の森林の公益的機能評価

出典：林業振興課業務資料 平成19(2007)年3月



宮城県の森林による二酸化炭素吸収量の推移

出典：みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略



ナラ枯れ被害の遠景

丘陵地・平野

丘陵地・平野の概要

標高 300m 以下の丘陵帯と、本県の中央部に南北に広がる広大な平野を含むエリアです。丘陵地帯は古くから生活の場として使われているため、モミやイヌブナなどの自然林の多くは失われ、クリ、コナラからなる広葉樹の二次林やスギ、アカマツなどの針葉樹人工林が多くなっています。コナラ、クリの林は、かつては薪炭林として利用された林で、里山の代表的な景観を形成しています。

平野には、かつて湿原が広がっていましたが、過去 100 年間でその 90%が、干拓や開発により消失しました。現在、平野の多くが水田などの耕作地となっており、わずかに残る蕪栗沼や伊豆沼・内沼などの湖沼群を含む湿地や河辺に、小面積のヨシやマコモの群生、水田と接する山際等にハンノキを中心とする群落がみられます。水田地帯には、住宅を季節風から守り、野生生物のすみかとなる居久根や、水鳥などの生息や水田に欠かせない大小の池沼・ため池が点在しています。



大崎平野と蕪栗沼（ラムサール条約湿地）

丘陵地・平野の生きもの

丘陵地	<p>植物：コナラ、クリ、カスミザ克拉、アオハダ、エゴノキ、エビネ、サクラソウ、モミ 哺乳類：ノウサギ、キツネ、タヌキ、ニホンイタチ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ 鳥類：シジュウカラ、ウグイス 爬虫類：ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ 両生類：トウホクサンショウウオ、アズマヒキガエル、ニホンアカガエル 魚類：ホトケドジョウ 昆虫類：ミヤマセセリ、オオムラサキ、ヒメギフチョウ本州亜種、カブトムシ、ミヤマクワガタなど</p>
平野	<p>植物：ヒメタデ、エゾタンポポ、ススキ、トチカガミ、リュウノヒゲモ 哺乳類：カヤネズミ 鳥類：ムクドリ、スズメ、キジ、オオハクチョウ、コハクチョウ、マガム、シジュウカラガム、ヒシクイ、カリガネ 魚類：シナイモツゴ、ゼニタナゴ、ドジョウ、ミナミメダカ 昆虫類：オオセスジイトトンボ、コバネアオイトトンボ 底生動物：マルタニシ、オオタニシ、カラスガイ、ヌカエビなど</p>



トウホクサンショウウオ



ヒメギフチョウ



カラスガイ

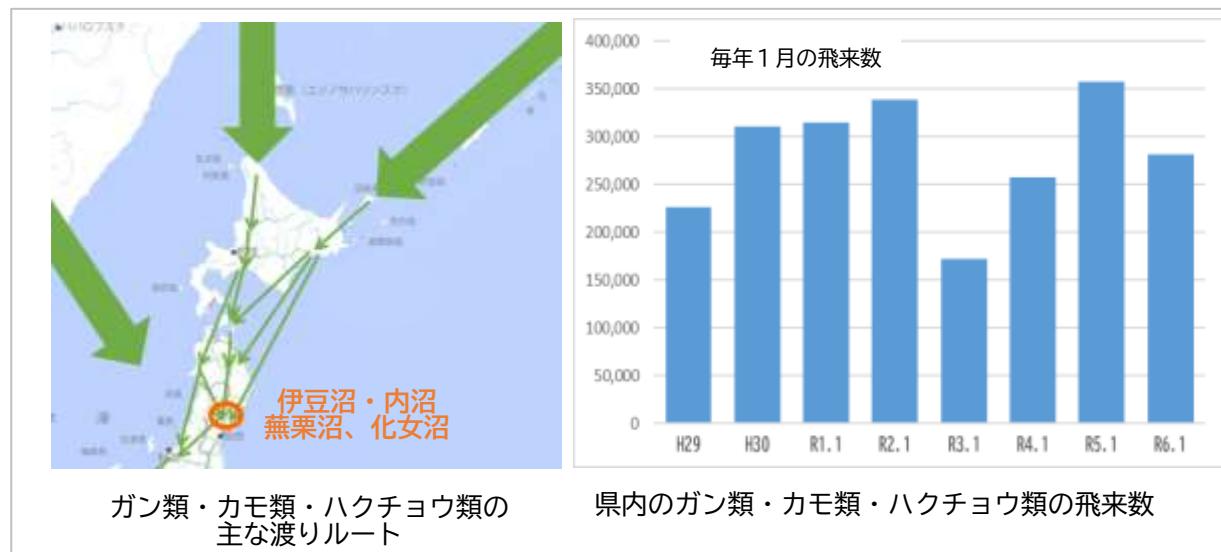
丘陵地・平野の状況

- ・本県は稲作が盛んで、2024(令和6)年の米の生産量は全国第4位です。また、2022(令和4)年の農業産出額が最も多い品目も米で、次いで、肉用牛、鶏卵、豚、生乳と続き、畜産業も盛んです。
- ・本県の食料自給率は、2022(令和4)年度現在、カロリーベースで69%(全国38%)、生産額ベースで81%(全国58%)であり、全国的にも高い水準となっています。
- ・農薬や化学肥料の使用を減らすことで環境への負荷を軽減した「環境保全米*」の生産が県内に広がっています。
- ・本県ならではの気候や風土によって育まれた伝統野菜として、仙台曲がりねぎや仙台白菜に代表される「仙台伝統野菜」、観音寺セリや長下田うりなどの「登米市伝統野菜」などがあります。このほか、「仙台せり」、「河北せり」が、その地域ならではの特性を持つ产品として、農林水産省の「地理的表示(GI:Geographical Indication)保護制度*」に登録されています。
- ・県北部では、ラムサール条約登録湿地である湖沼や水田などの湿地を中心に、冬季には多くの渡り鳥が飛来します。本県内へのガン類・カモ類・ハクチョウ類といった渡り鳥の飛来数は、毎年15万羽～35万羽程度で推移しています。しかし、周辺の湿地環境が減少したことや渡り鳥の越冬環境が減少し、伊豆沼・内沼や蕪栗沼などの一部の湖沼に集中している状態が続いているとも言えます。

農業産出額上位10品目 2022(令和4)年

順位	品目	構成比(%)	産出額(億円)
1	米	36.3	630
2	肉用牛	15.1	263
3	鶏卵	8.8	153
4	豚	7.7	134
5	生乳	7.0	122
6	いちご	3.6	63
7	ブロイラー	3.5	61
8	きゅうり	1.8	31
9	ねぎ	1.7	30
10	大豆	1.6	28

みやぎの農業(宮城県農政部・令和6年5月)より



- ・渡り鳥のねぐらの一極集中を解消するため、蕪栗沼周辺では冬季も水田に水を張る「ふゆみずたんぼ*（冬季湛水水田）」が実施されており、ここでねぐらをとるマガノの群れが確認されています。
- ・仙台平野に数多く飛来していたシジュウカラガンは、一時、個体数が激減しましたが、国際的な保護活動や県内の自然保護団体、NPO団体の保護活動により復活し、県内で再び姿が確認されるようになりました。
- ・農地にはその周辺に、昆虫類の越冬地となる樹林地、魚類の越冬場所となる河川、鳥類の休息場所となるため池などがあり、地域の生物多様性に大きく寄与しています。しかし、ほ場整備事業に伴う用排分離により、水田と周辺環境との連続性が分断され、魚類や両生類等の移動障害が生じ、メダカやカエル等の生きものが減少しています。
- ・高齢化や就農者の減少などによって維持・管理が行き届かなくなつたため池・用排水路などが見られます。
- ・土地造成などの開発時にもちこまれる土砂への混入、飼育個体の野外への逸出、牧草や法面緑化のための持ち込みなどの人為的な要因によって、侵略的外来種*が分布を拡大し、本来の生態系を壊しています。
- ・伊豆沼・内沼では、1996(平成8)年頃より特定外来生物*であるオオクチバスが持ち込まれたことで、在来種であるゼニタナゴが激減しましたが、懸命な対策により、近年は生息数が回復傾向にあります。
- ・2021(令和3)年以降、特定外来生物で「世界の侵略的外来種ワースト100」に認定されている「ツヤハダゴマダラカミキリ」による被害が市街地の街路樹を中心に確認されています。
- ・本県では、牡鹿半島を中心として北上高地周辺でニホンジカの生息数や生息域が急速に拡大しており、採食圧による林床植物の単純化、下層植生の消失が起こっています。
- ・イノシシの分布拡大による農業被害や、ツキノワグマやニホンザルの人里近くでの出没が多くなっており、こうした被害増加の一因として、高齢化や人手不足によって里地里山に分布する二次林や耕作地が放棄され、緩衝帯としての役割が果たされなくなつてきていることが考えられます。さらに、耕作放棄地などが隠れ場所となることで、農地に近づきやすい環境が増え、被害拡大の一因となっていると考えられます。県内の耕作放棄地面積は、2008(平成20)年度では約1,768haでしたが、2023(令和5)年度には4,583haに増加しています。



飛来数が増加したシジュウカラガン



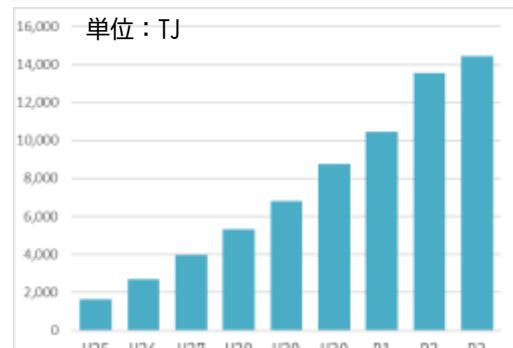
特定外来生物のオオクチバス



ツヤハダゴマダラカミキリの被害木

*外来種の中で、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを、特に侵略的外来種といいます。

- ・県内では、再生可能エネルギー*発電施設建設などの様々な開発行為が行われていますが、林地での開発は減少傾向にあります。しかしながら、災害リスクの増加、景観や生物多様性への配慮の観点から、地域との合意形成が困難となっている事例が散見されます。
- ・市街地においても、緑地の存在や緑地へのアクセスのしやすさは生活の質向上(ウェルビーイング*)に寄与するものとして、その重要性が再認識されています。



太陽光発電施設導入状況（宮城県）

コラム

里山のため池でよみがえった魚たち

NPO 法人 シナイモツゴ郷の会
高橋 清孝

100 年前の仙台平野には各所に品井沼など大きな沼があり、たくさんの魚たちがすんでいました。その後、大半の沼が干拓されて消滅し、残った水路も基盤整備などでコンクリート化が進み、在来種はほぼ全滅してしまいました。このような中、1993（平成 5）年に宮城県内水面水産試験場が大規模な里山ため池の調査を行い、大崎市のため池で、シナイモツゴやゼニタナゴなど 5 種類の絶滅危惧種を発見しました。その後の調査で、これらの魚は食料とするため旧品井沼からため池へ移植され、地元農業者により 100 年以上にわたり守り継がれ、繁殖を続けてきたことがわかり、全国的に注目されるようになりました。

しかし、その直後から、ブラックバスやアメリカザリガニが周辺のため池に侵入し、何度も全滅の危機に陥りました。ブラックバスについては、2002（平成 14）年からため池の池干しを継続して里山から一掃した結果、これらを水源とする小川でも小型魚類やニホンウナギがよみがえりました。また、ため池で大発生したアメリカザリガニを、独自開発した簡単で効率的なトラップで退治することにより、貴重なゼニタナゴや多くの水生昆虫がよみがえっています。アメリカザリガニは、その被害の深刻さから、2023（令和 5）年に条件付き特定外来生物に指定され、2024（令和 6）年には、当会などが地域ぐるみで保全している旧品井沼周辺ため池群が「自然共生サイト」として認定されました。現在、アメリカザリガニを低密度で管理し豊かな自然を守り続ける技術と体制づくりに取り組んでいます。これらはだれでもできる技術の開発により実現したものです。ため池は全国に 15 万個もあり、この中から重要な保全対象区を選び、この方式を導入実施すれば、いたるところで生物多様性の復元と保全が可能になると考えられます。



ブラックバス退治でよみがえった魚たちを観察するおおさき生きものクラブの小学生会員



アメリカザリガニ退治でよみがえったゼニタナゴとシナイモツゴの大群

コラム

スワンプロジェクト～白鳥の背中に乗って～

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

嶋田 哲郎

宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団と、浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館、ドルイドテクノロジー社が主催し、樋口広芳東京大学名誉教授を顧問とする「スワンプロジェクト」が2023(令和5)年12月にスタートしました。これは、オオハクチョウとコハクチョウにカメラ付きGPSロガー「スワンアイズ」を装着し、渡りを追跡するとともに位置情報や画像を公開することで、市民によるハクチョウ見守り体制を構築する国際共同プロジェクトです。宮城県伊豆沼でオオハクチョウ10羽、北海道クッチャロ湖でコハクチョウ10羽にスワンアイズを装着し、すべての個体に愛称を付けました。

位置情報と画像が定期的に取得され、1日に3回、それらの情報を取得することができます。タイムラグがあるものの、ほぼリアルタイムにハクチョウのいた場所を知ることができます。ハクチョウが見た景色を目にすることができます。位置情報と画像は多言語（日本語、中国語、英語）のホームページで公開されており（<https://www.intelinkgo.com/swaneyes/jp/>）、だれでもアクセスできます。また、スマートフォンのアプリも準備されており、スマートフォンによる道案内でハクチョウのいた場所までたどり着くことができます。観察記録はX（旧ツイッター）に投稿することで、記録が蓄積されていく仕組みになっています（#SwanEyes）。スワンアイズは位置情報と画像がセットになっているため、ハクチョウがいつどこで何をしているのかをよく理解できます。また、画像から飛行場所を特定できる場合があり、飛行位置が位置情報を結んだ推定上の移動経路と異なることがあることがわかりました。さらに、カメラには他種、他個体も写るため、時期や地域に応じて異なった、鳥同士の関係性も見えます。Xではフォロワー数や観察記録の掲載が増え続けており、市民の関心の高さが窺えます。今後も市民とともにハクチョウを見守り続け、市民科学の底上げにつなげたいと考えています。



コハクチョウ・トワがロシア北極圏で
2024年8月8日に撮影した画像。
トワは幼鳥メスで繁殖に参加しないため、
非繁殖鳥の仲間と一緒にツンドラで夏を過
ごした。



日本に戻ってきたコハクチョウ・トワの
2024年12月20日9時、千葉県北東部で飛
行中の画像。下に見えるのは常陸利根川。

コラム

宮城の空に復活したシジュウカラガン

日本雁を保護する会
会長 吳地 正行

■島に放されたキツネに滅ぼされたシジュウカラガン

ガンの中では小型のシジュウカラガン(*Branta hutchinsii leucopareia*)は、天敵がいない千島とアリューシャンの島々で繁殖していました。2つの集団があり、千島の群れは日本へ渡っていました。江戸時代には、仙台周辺の七北田川から名取川の下流域一帯に多く（鷹匠半田氏「職日記」, 1765-1822)、観文禽譜(かんぶんきんぶ) (堀田正敦, 1831) には、「十羽のガンのうち、七、八羽がシジュウカラガン」と記述され、仙台周辺が歴史的越冬地だったことが分かっています。

20世紀初頭に世界的毛皮ブームが起き、繁殖地の島々には千島だけでも年間4、5千頭のキツネが放され、その餌食となったシジュウカラガンは激減しました。

1935(昭和10)年ころには、仙台市と多賀城市の七北田低地に最後まで渡来していた数百羽の群れ(横田, 1989, 日本におけるシジュウカラガンの記録, 雁のたより 33)が、また1938(昭和13)年にはアリューシャンの群れが姿を消し、シジュウカラガンは絶滅したと長らく考えられていました。

■宮城へ渡る群れの復活に成功

1963(昭和38)年、アリューシャンの小島で奇跡的に生き残っていた群れが発見され、米国では羽数回復事業が始まりました。日本では日本雁を保護する会が米国に要望し、1983(昭和58)年に米国から繁殖用親鳥が仙台市八木山動物公園に届き、羽数回復の取組が始まりました。その後ロシアの研究者の協力と八木山動物公園の支援を得て、1995(平成7)年-2010(平成22)年にキツネがいない繁殖地の千島エカルマ島で放鳥を行いました。その後、長い年月をかけて日本へ渡るシジュウカラガンの群れは復活し、宮城県北部の蕪栗沼や化女沼などでは、2017(平成29)-2018(平成30)年の冬には5千羽、2023(令和5)-2024(令和6)年には1万2千羽と羽数が増え、湿地に復元された蕪栗沼白鳥(しらとり)地区水田跡地などが主要なねぐらとなりました。

■歴史的越冬地の復元

2022(令和4)年には七北田低地に多賀城校舎がある仙台育英学園の高校生が主体となり、産官学民の多様な主体が参画支援し、ここにシジュウカラガンを呼び戻す取組が始まりました。多賀城市長への提言、八木山動物公園でのイベント、地元住民との交流会、WWD* (世界湿地の日)への参加と世界への発信など、様々な活動が行われ、仙台市上空でも群れが観察されるようになりました。時に少数羽が七北田低地に舞い降りるようになりました。



江戸時代の鳥類図鑑「観文禽譜」のシジュウカラガン



湿地に復元された蕪栗沼白鳥地区水田跡地を、主要なねぐらとして利用するようになったシジュウカラガンの群れ
(撮影: 戸島潤)

詳しく知りたい方へ

- ・吳地正行, 2019. 再び日本の空へ、国際協力が生んだ復活劇
シジュウカラガン、BIRDER Jul 2019:34-35. 文一総合出版
- ・別冊リラク 特別編, 2022. シジュウカラガン復活プロジェクト、プランニング・オフィス社.
- ・吳地正行・須川恒 編 (日本雁を保護する会), 2021. シジュウカラガン物語～しあわせを運ぶ渡り鳥、日本の空にふたたび！～, 京都通信社.

川(河川、水路など)

川の概要

県内には、北上川や名取川などの一級河川、七北田川などの二級河川など、合計388の河川が流れています。南三陸地域には、リアス海岸の地形的特性により、上流から下流までの川の長さが10kmに満たない中小河川が多くあり、太平洋に注いでいます。

川を流れる水は、私たちの生活に欠かせないものであり、河川から取水される約70%は農業用水として、約25%はクリーンエネルギーとして、残りの約5%が生活用水や工業用水に使用されています。

また、川は身近な自然環境として県民に親しまれており、年間を通して、釣りや散策をする人が見られます。秋には、本県の風物詩である芋煮を河原で楽しむ姿も見られます。また、環境学習として、県や学校などが主体となり、河川の水環境の状態を知る水生生物調査が毎年行われています。このように、川は様々なレクリエーションの場としても利用されています。



二口峡谷と広瀬川

川の生きもの

川(上流)	哺乳類：カワネズミ 鳥類：ヤマセミ、シノリガモ(繁殖)、アカショウビン、オシドリ、カワガラス 両生類：カジカガエル、キタオウシュウサンショウウオ 魚類：エゾイワナ、ヤマメ、カジカ 昆虫類：ニホンカワトンボ 底生動物：カワシンジュガイ など
川(中下流)	植物：ヨシ、オギ、ヤナギ類 鳥類：オオヨシキリ、セッカ 魚類：ニホンウナギ、ウグイ、アユ、サケ(秋に遡上) 昆虫類：アオハダトンボ 底生動物：モノアラガイ、スジエビ、モクズガニ など
リアス海岸の中小河川	魚類：ウツセミカジカ、カンキョウカジカ、ルリヨシノボリ、シマウキゴリ など



ルリヨシノボリ



アオハダトンボ



カジカガエル

川の状況

- ・河川の河口部は、震災の影響で甚大な環境改変が生じましたが、大きな河川を中心に魚類の生息状況が回復しつつあります。
- ・カワウは関東地方以西に主に分布していましたが、近年は宮城県内でも釜房ダム等で繁殖コロニーが確認されているなど、徐々に漁業被害が報告され始めており、今後、カワウの分布域の拡大と個体数増加による影響が大きくなることが危惧されています。
- ・違法放流されたブラックバス(オオクチバス・コクチバス)やブルーギルなどの特定外来生物は、各地の河川で繁殖し他の魚をはじめとした水生生物を食べるため、在来の水生生物が減少するなど、生態系に大きな影響を及ぼしています。
- ・名取川や北上川などの河川敷では、本来はススキなどの在来種が生育していた場所に、セイタカアワダチソウやアレチウリなどの特定外来生物が広く生育しています。
- ・河川の流量や、河川や湖沼などの水辺周辺の自然環境や野生生物に対する様々な取組が進んでおり、改善されているところも少なくありません。



水路などから侵入し、大豆畑に甚大な被害をもたらすアレチウリ

沿岸域(海食崖・島しょ、砂浜海岸・干潟、海域)

沿岸域の概要

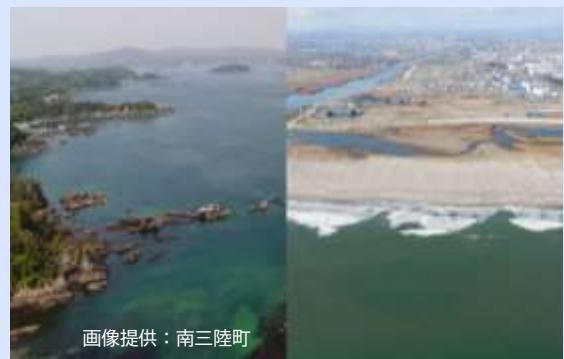
本県の海岸は、松島湾及び牡鹿半島から岩手県境まで広がるリアス海岸、仙台湾沿岸に広がる砂浜海岸に分けられます。

リアス海岸では、険しい崖地が続くことで形成される雄大な景色が見られ、日本三景のひとつである松島湾では、多くの島々が浮かぶ美しい景色が見られます。リアス海岸のうち湾奥の河口部には干潟が、浅海域にはアマモ場*が発達しており、さらに大型海藻類が繁茂する豊かな海が広がっています。

砂浜海岸には、かつて砂浜と松林が続く白砂青松の美しい砂浜景観が見られ、潮害や飛砂、風害の防備といった防災的な役割や、野生生物の生息・生育環境の提供などの多面的な機能を発揮していましたが、2011(平成23)年の震災による津波でほぼ全て(約1,400ha)が消失しました。震災後は10年の歳月をかけて約1,300haの海岸防災林が再生され、現在は育林活動が続けられています。

沿岸部では、万石浦、松島、蒲生、井土浦・広浦、鳥の海などの地域で、その後背地*では、塩性湿地*や干潟、アマモ場といった貴重な環境が形成されており、それぞれの環境に適応した多様な野生生物の生息・生育の場所となっています。

しかし、震災による津波や地盤沈下により、干潟やアマモ場が被害や影響を受け、現在も調査や保全活動が続けられていますが、震災前の状況には回復していません。



画像提供：南三陸町

志津川湾と仙台湾海浜

*後背地：都市や港湾の経済的な影響を受けている地域

沿岸域の生きもの

リアス 海岸の 海食崖・ 島嶼	植物：トベラ、オオバイボタ、コハマギク、スカシユリ、タブノキ群落
	藻類：ワカメ、コンブ
	哺乳類：ニホンジカ、ニホンザル
	鳥類：ウミネコ、ウトウ、コクガン、ミサゴ
	魚類：メバル類、アイナメ 底生動物：クロタマキビ、アカイソガニ、チビイトマキヒトデ、マボヤなど
砂浜海岸・干潟	植物：テンキグサ、コウボウムギ、ハマボウフウ
	鳥類：シギ・チドリ類(渡りの中継地)、コクガン、ミサゴ
	昆虫類：ヒヌマイトンボ、ニッポンハナダカバチ、カワラハンミョウ
	魚類：ヒモハゼ、マサゴハゼ、エドハゼ
	底生動物：ハマガニ、スナガニ、アシハラガニ、ツバサゴカイ、ハマグリ、ユムシなど
海域	藻類：スゲアマモ
	哺乳類：スナメリ
	鳥類：カモメ類、ウミスズメ、ミズナギドリ類、ウミツバメ類、アホウドリ類
	魚類：マイワシ、サケ、マダラ、マサバ、ヒラメ、マコガレイ
	底生動物：マダコ、ガザミ、シャコ、アカガイなど



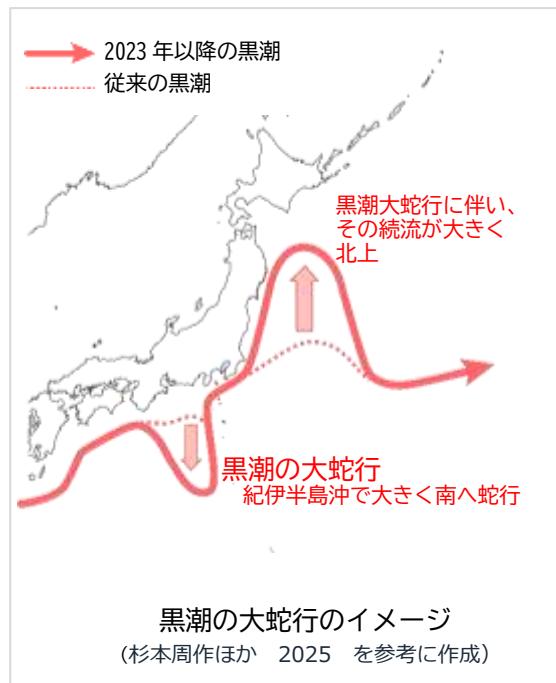
ハマボウフウ



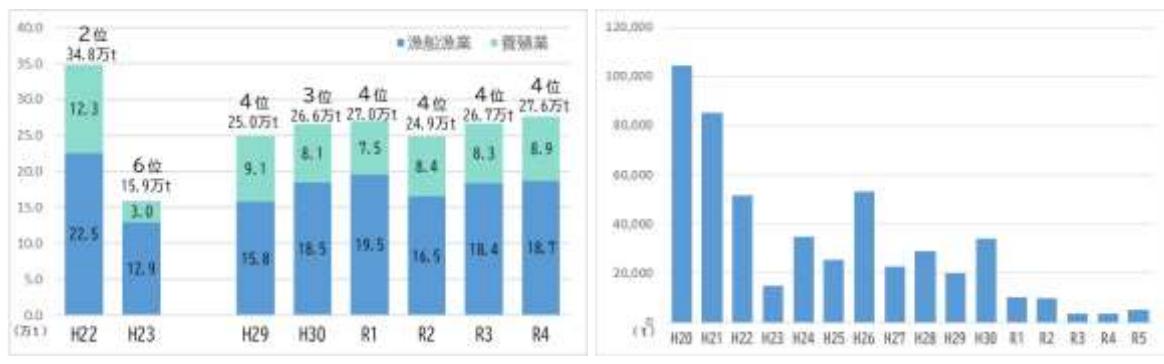
スナガニ

沿岸域の状況

- ・本県の沖合は、黒潮と親潮とが交錯する生産性の高い海域で、金華山・三陸沖漁場は世界的にも豊かな漁場として知られています。県沿岸部ではワカメやノリ、カキ、ホヤなどの養殖業や、タラ、カレイなどを対象とした漁船漁業が盛んです。また、本県の海域は、「海洋生物多様性保全戦略」に基づいて抽出された「生物多様性の観点から重要度の高い海域」とされています。
- ・近年、暖流である黒潮が大きく蛇行し、例年より北上して三陸沖まで到達することで海水温が上昇しています。黒潮の大蛇行が長期にわたることで、海水温の上昇だけでなく、黒潮によって運ばれた南方系の生きものが三陸などの北方の海にも定着するなど少しづつ生態系にも変化が見られています。
- ・日本近海の平均海面水温は、2019(令和元)年までのおよそ 100 年間にわたる上昇率は、 $+1.14^{\circ}\text{C}/100$ 年となっており、世界平均の上昇率($+0.55^{\circ}\text{C}/100$ 年)の 2 倍を超える割合で上昇しています。
- ・漁業生産量は、2010(平成 22)年には全国第 2 位の約 35 万 t を誇っていましたが、震災で漁船や養殖施設、魚市場などに被害が出たことから、2011(平成 23)年の漁業生産量は約 16 万 t (全国第 6 位)と半分以下に落ち込みました。その後、復興が進むにつれて、漁業生産量は回復し、2022(令和 4)年には 27.6 万 t (全国第 4 位)まで回復しています。
- ・近年、サンマなどの冷水性魚種の水揚量が減少する一方で、タチウオやチダイなど震災後に水揚量が増加した魚種もあり、海洋環境の変化などにより水揚魚種の変化が見られます。



黒潮の大蛇行のイメージ
(杉本周作ほか 2025 を参考に作成)



- ・海洋環境の変化や、過剰なウニによる食害などに起因し、海藻類が著しく衰退する「磯焼け」が進行しています。
- ・沿岸や海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、海底や深海に蓄積される炭素をブルーカーボン*と呼びます。南三陸など本県の沿岸部では、近年藻場(海藻・海草)の再生によるブルーカーボンの創出の取組が進められています。

- ・海では、投棄された漁網などの大きなプラスチックごみに海洋生物が絡まり、命を落とすなどの問題が起きています。海洋中のマイクロプラスチック*は国際的にも問題となっています。また、船のバラスト水の排水などによって、外来生物が分布を拡大し、本来の生態系を壊してしまうことが危惧されています。
- ・県内には、ある程度の規模を持った干潟は 74 か所余りが存在します。干潟は、一見生きものはほとんどいないように見えますが、実はたくさんの野生生物のすみかとなっており、一次生産量(二酸化炭素と水などの無機物から有機物が作られる量)は、熱帯雨林に匹敵します。
- ・また、貝や海藻などの食料や、水質浄化などの公益的機能を持っており、貨幣換算すると、1 ha あたり年間で 1,242 万円の価値を生み出しています。

機能の種類		1haあたりの評価額(年間)
供給サービス	アサリ、ハマグリ、ノリなどの食料	185 万円
調整サービス	水質浄化	603 万円
文化サービス	潮干狩り等の娛樂や環境教育	9 万円
基盤サービス	生息環境の提供	445 万円
計		1,242 万円

日本の干潟が提供する生態系サービスの経済価値

出典：金谷弦 2016 干潟の恵みとその経済価値評価
水環境学会誌 39 (4), 135-140,

(3) その他の生物多様性に係る状況

① 生物多様性に関する意識

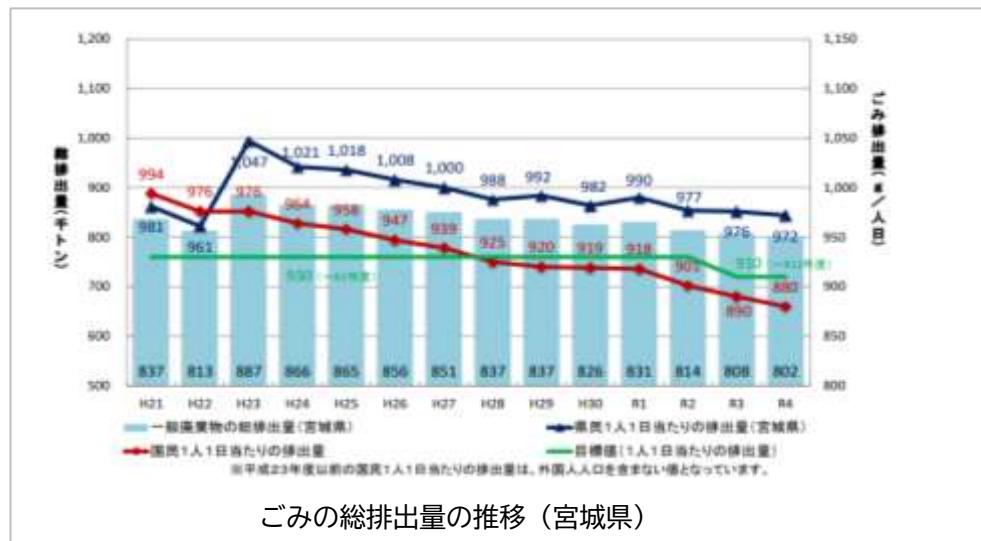
- ・県が実施した調査の結果、生物多様性という言葉の意味を理解している人の割合は 2018(平成 30)年度の 35%から、2023(令和 5)年度には 55%まで増加しています。一方で、普段の生活で、環境に配慮されたマークのある食品・商品を選ぶことを意識している人の割合は、37%にとどまりました。
- ・2022(令和 4)年に実施された県民意識調査では、今後県が優先すべき取組として、「自然環境や生態系の保全」をあげた人の割合は 42.1%、「自然環境に関する学びの環境整備」をあげた人の割合は 24.7%となっています。
- ・環境負荷の少ない資材・物品や再生品などの率先的購入(グリーン購入*)を実施している事業者の割合は、6 割を超えています。

② 資源循環

- ・本県の食品ロスは年間 8.8 万トン(令和元年度宮城県推計)で、県民 1 人当たりに換算すると、県民 1 人 1 人が毎日おにぎり 1 個分を捨てていることに相当します。



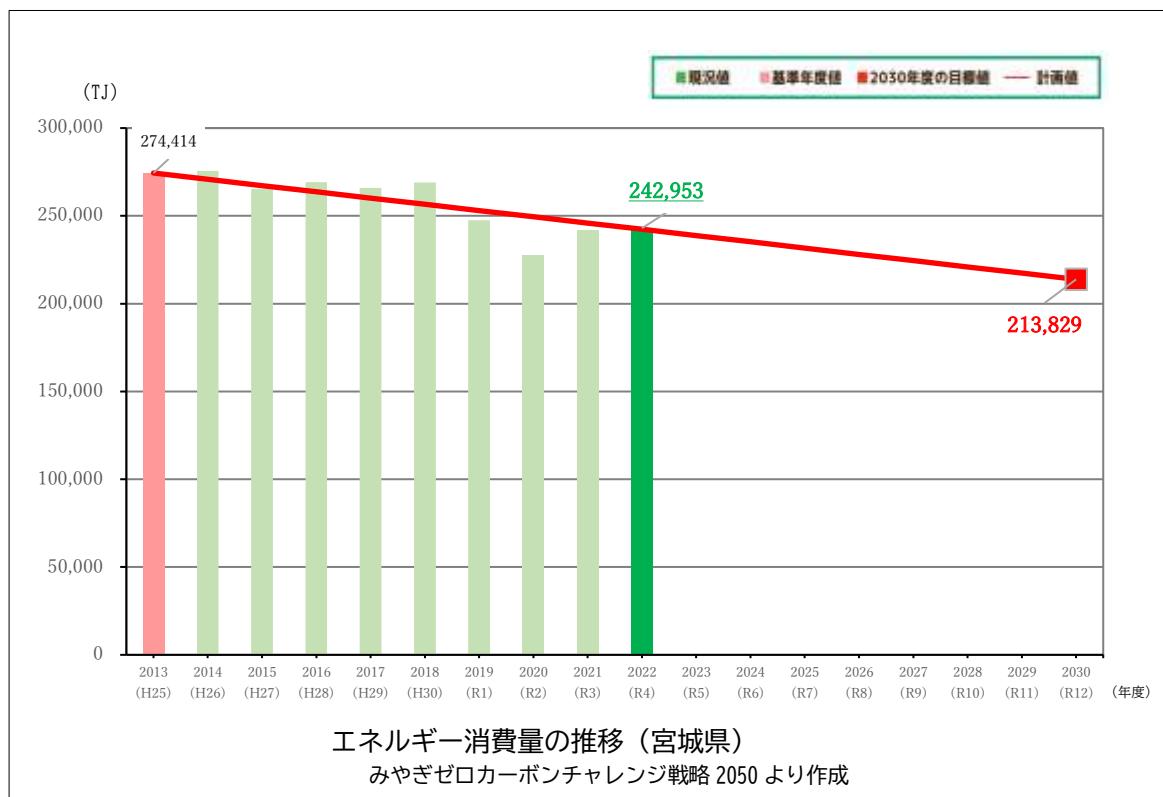
- 2022(令和4)年度の本県の一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は、972g/人・日で、日本の平均の排出量である880g/人・日に比べ高い水準にあります。



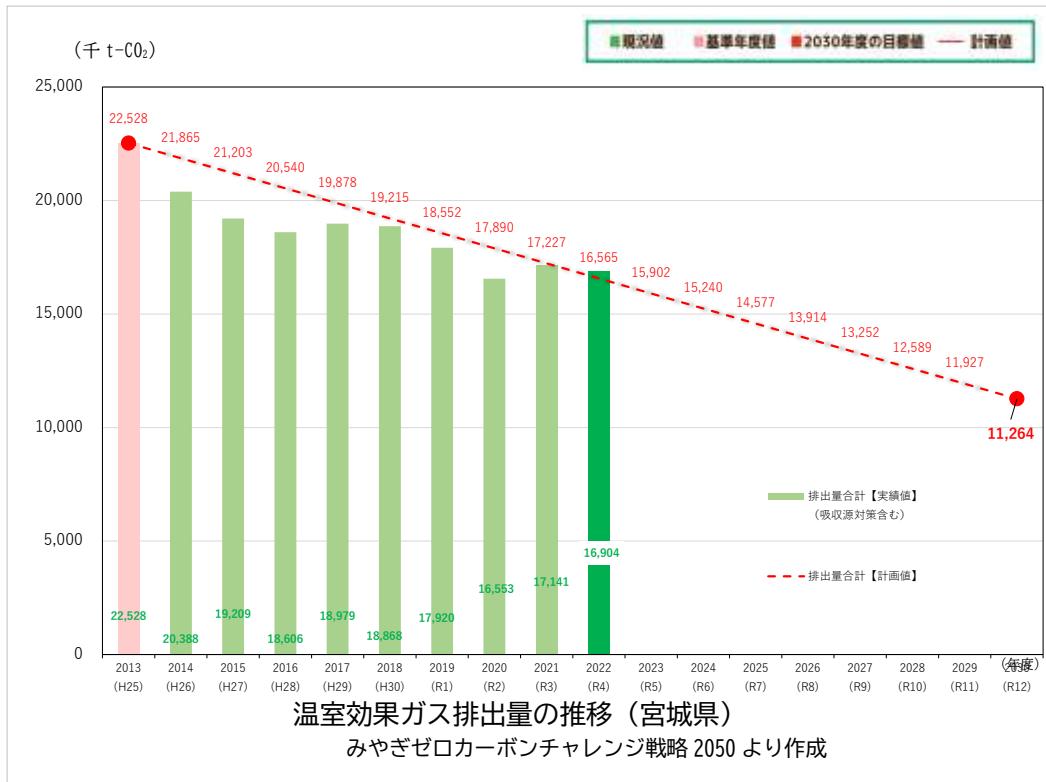
- 一般廃棄物のリサイクル率は22.8%で、県が目標としている30%には達していません。
- 省資源化に向けて、県、市町村、事業者、NPO団体などにおいて、フードドライブや3R*キャンペーン、資源ごみの回収活動などが行われています。

③ 省エネルギー、温室効果ガスの削減

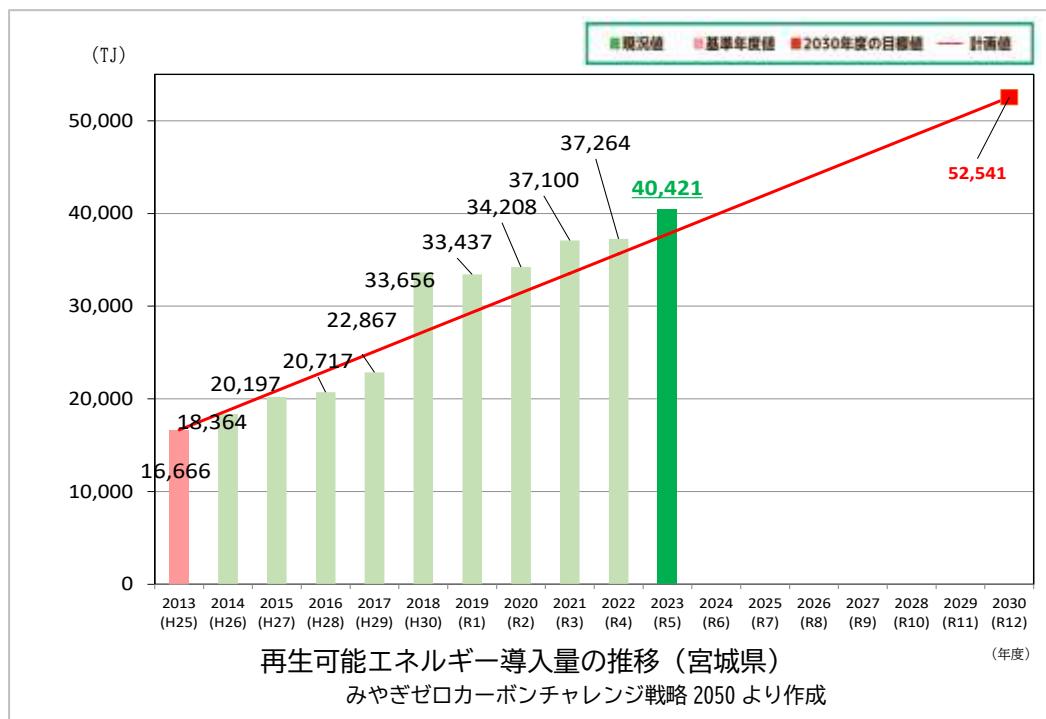
- 省エネルギーについては、産業部門、業務部門において、エネルギー消費量の削減が進んでいます。全体では、2013(平成25)年度比で約2%削減しています。



- ・県内の温室効果ガス排出量は 2011(平成 23)年度まで減少傾向にありました。震災以降、震災復興などにより増加傾向にあった温室効果ガス排出量が、2015(平成 27)年度から減少に転じています。



- ・再生可能エネルギーの導入量は、2013(平成 25)年度以降増加しています。特に、複数のバイオマス発電施設が稼働を開始した2018(平成 30)年度に大幅に増加しました。



2. 地域戦略の進捗状況(目標指標の達成状況)

第1次改訂(2020(令和2)年3月)の時に、本戦略の取組の進捗を測るため、「20の目標指標」を設定しました。基本方針毎に本県の特色を表す指標、生物多様性の保全上特に重要な指標を「主要指標」として設定しています。

第2次改訂にあたり、2023(令和5)年度までの実績を取りまとめた結果、20の目標指標のうち、10の目標指標について目標を達成しました。また、7つの目標指標については、順調に取組が進められています。その他3つの目標指標については低迷していますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による一時的な経済活動などの停滞の影響や高齢化による農業の担い手不足に伴うものなどもあり、総合的な対策が必要となっています。

基本方針I 豊かな自然を守り育てる

- ・指標1(レッドリストの改訂)は改訂作業を完了し、指標3(松くい虫による枯損木量)、指標4(健全な水環境②水量)、指標5(農村の地域資源の保全活動を行った面積)、指標8(水質調査等実施回数)は目標値を達成しました。
- ・指標2(保全を目的とした地域指定の県土面積)、指標9(無秩序な開発抑制)は、目標である現状を維持しています。
- ・指標4(健全な水環境①水質、③生態系)は、初期値から微減しています。
- ・指標6(間伐実施面積)は、目標値には届かなかったものの、継続して取組が進められています。
- ・指標7(環境保全型農業取組面積)は、初期値を割り込んでいますが、全国的に農地集約が進む反面、高齢化・担い手不足による労働力不足が影響している状況です。

基本方針II 豊かな自然の恵みを上手に使う

- ・指標11(県のグリーン購入率)、指標12(ウェブサイトのアクセス数)、指標14(海岸防災林復旧面積)、は目標を達成しました。特に、指標12は、新たなウェブサイト「宮城旬鮮探訪」により、アクセス数が急激に増加しました。
- ・指標10(グリーン製品の認定数等)は、事業者認定数は横ばい、製品数は増加しています。
- ・指標13(環境にやさしい農産物認証・表示制度取組面積)は、初期値を割り込んでいます。要因としては、高齢化や温暖化等による生産体制や環境の変容などが考えられます。

基本方針III 豊かな自然を引き継ぐ

- ・指標16(生物多様性認知度数)は2023(令和5)年度に目標を達成し、指標17(こども環境教育出前講座)及び指標20(農村環境保全などの協働活動参加者数)は初年度より目標値を達成し維持しています。
- ・指標15(生物多様性フォーラム参加者数)、指標18(生物多様性表彰校数)は、目標値の達成に向けて、数値を伸ばしています。
- ・指標19(体験学習に取り組む小学校の割合)について、新型コロナウイルス感染症による学校行事の制限等により、初期値は割り込んでいるものの、制限の緩和により、回復してきています。

凡 例



	No	目標指標名		初期値 (H27)	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	初期 値比	目標値 (R 6)	
基本方針 I 豊かな自然を守り育てる	1	宮城県レッドリストの改訂(定性)	実績値	H27 改訂	H27 改訂	R2 改訂	R3 改訂	R4 改訂	R5 改訂	↑	達成 (毎年改訂)	
	2	豊かな自然環境の保護、保全を目的とした地域指定の県土面積に占める割合	実績値 (%)	26.0617	26.0617	26.0617	26.0617	26.0617	26.0617	→	26.0617	
			達成率 (%)	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	→	達成	
	3	松くい虫等による枯損木量(m ³)	実績値 (m ³)	16,523	9,612	10,151	9,305	9,111	8,493	↑	11,090	
			達成率 (%)	-	127.2	117.3	132.8	136.4	147.7	↑	達成	
	4	健全な水環境を保全するための要素に関する指標 ①水質 ②水量 ③生態系の達成状況	実績値	①7.7 ②8.9 ③6.2	①8.0 ②8.6 ③6.8	①7.7 ②8.7 ③7.0	①7.7 ②8.7 ③6.9	①7.4 ②8.7 ③6.7	①8.1 ②8.7 ③6.7	→	① 8.7 ② 8.7 ③ 7.3	
			達成率 (%)	-	① 92.0 ② 101.1 ③ 93.2	① 88.5 ② 100.0 ③ 95.9	① 88.5 ② 100.0 ③ 94.5	① 85.1 ② 100.0 ③ 91.8	① 93.1 ② 100.0 ③ 91.8	→	一部達成	
	5	農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha)	実績値 (ha)	71,563	75,208	75,139	75,502	76,291	76,759	↑	-	
			単年目標値 (ha)	-	-	75,200	74,900	74,700	74,400	↑	達成 (※単年目標に対する達成率)	
	6	間伐実施面積 (ha)	実績値 (ha/年)	2,714	3,304	3,366	2,933	3,064	3,048	↑	5,600	
			達成率 (%)	-	59.0	60.1	52.4	54.7	54.4	↑	増加	
	7	環境保全型農業取組面積(ha) ☆主要指標	実績値 (ha)	26,583	21,903	20,913	19,803	19,749	18,533	↓	30,000	
			達成率 (%)	-	73.0	69.7	66.0	65.8	61.8	↓	減少	
	8	水質調査等実施回数	実績値 (回/年)	6	6	6	6	6	6	→	6	
			達成率 (%)	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	→	達成	
	9	林地開発許可、環境影響評価等による無秩序な開発の抑制(定性)	実績値	指導内容の記録や整理を行い、今後の効果的な抑制に努める。								-

※ 「農村の地域資源の保全活動を行った面積」の目標値は単年度ごとに設定。

凡 例

目標値達成	初期値比増加	初期値比減少
-------	--------	--------

	No	目標指標名		初期値 (H27)	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	初期 値比	目標値 (R 6)
基本方針Ⅱ 豊かな自然の恵みを上手に使う	10	宮城県グリーン製品の ①認定事業者数 ②認定製品数 ☆主要指標	実績値	①56 ②98	①62 ②113	①62 ②106	①63 ②105	①66 ②105	①66 ②107	↑	①68 ②118
			達成率 (%)	-	①91.2 ②95.8	①91.2 ②89.8	①92.6 ②89.0	①97.1 ②89.0	①97.1 ②90.7		増加
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	11	県のグリーン購入率(主要品目)	実績値 (%)	80.8	98.5	98.7	99.1	100.0	98.0	↑	98 以上
			達成率 (%)	-	100.5	100.7	101.1	101.6	100.0		達成
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	12	ウェブサイト 「宮城旬鮮探訪」のア クセス数	実績値 (件)	434,874	345,988	310,920	225,247	608,513	1,622,948	↑	500,000
			達成率 (%)	-	69.2	62.2	45.0	121.7	324.6		達成
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	13	みやぎの環境にやさ しい農産物認証・表示制 度取組面積(ha)	実績値 (ha)	2,724	2,613	2,460	2,409	2,350	2,458	↓	3,000
			達成率 (%)	-	87.1	82.0	80.3	78.3	81.9		減少
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	14	海岸防災林(民有地)復 旧面積(ha) (2012(H24)年度からの累計)	実績値 (ha)	162	721	747	753	753	753	↑	750
			達成率 (%)	-	96.1	99.6	100.4	100.4	100.4		達成
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	15	生物多様性フォーラム 参加者数 (2015(H27)年度からの累計)	実績値 (人)	185	613	657	699	729	746	↑	1,000
			達成率 (%)	-	61.3	65.7	69.9	72.9	74.6		増加
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	16	生物多様性認知度 ☆主要指標	実績値 (%)	-	35 (H30)	39	42	47.4	55.0	↑	50
			達成率 (%)	-	70.0	78.0	84.0	94.8	110.0		達成
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	17	こども環境教育出前講座 ①実施学校数(延べ/年) ②受講児童数(延べ) (②は参考値)	実績値	①17 ②700	①48 ②2,106	①42 ②1,809	①53 ②2,620	①69 ②3,421	①56 ②2,430	↑	①40 以上 ②1,900 以上
			達成率 (%)	-	120.0 (110.8)	①105.0 ②095.2	①132.5 ②137.9	①172.5 ②180.1	①140.0 ②127.9		達成
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	18	生物多様性表彰校数 (校) (2015(H27)年度からの累計)	実績値 (校)	6	27	32	37	43	48	↑	53
			達成率 (%)	-	50.9	60.4	69.8	81.1	90.6		増加
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	19	体験学習(農林漁業)に 取り組む小学校の割合	実績値 (%)	86	88.4	78.4	81.9	83.3	84.4	↓	90
			達成率 (%)	-	98.2	87.1	91.0	92.6	97.8		減少
基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	20	地域や学校教育と連携 した農村環境保全など の協働活動参加人数 (2006(H18)年度からの累計)	実績値 (人)	39,394	58,102	59,484	61,014	62,488	66,042	↑	66,500
			達成率 (%)	-	89.4	91.5	93.9	96.1	101.6		増加

3. これまでの取組と課題

基本方針 I 豊かな自然を守り育てる

基本的取組 1：野生生物の保全・回復・適正管理

これまでの取組

1-(1)在来生物の保全・回復

- ・翁倉山(石巻市)のイヌワシ繁殖地やテツギョの生息地である魚取沼(加美町)、花山のアズマシャクナゲ自生北限地帯(栗原市)などを天然記念物に指定しています。
- ・県では、県内の希少野生動植物の生息・生育状況に関する調査・分析を行い、レッドリストを毎年、作成・公開しています。また、国内最大級の渡り鳥の越冬地・生息地である伊豆沼・内沼を抱えることから、1969(昭和 44)年度から冬鳥であるガンカモ類の生息数調査を年3回行い、渡り鳥の状況調査を行っています。
- ・翁倉山を含む南三陸地域では、イヌワシの生息環境を保全し、人の暮らしと自然とが調和する地域づくりに取り組んでいます(詳細は p. 44 に記載)。
- ・伊豆沼・内沼や、蒲生干潟では、自然再生事業により、希少野生動植物の復元、増殖に取り組んでいます。
- ・大崎市内では、NPO 法人シナイモツゴ郷の会が中心となり、希少種であるシナイモツゴやゼニタナゴの保護の取組が行われています。

1-(2)外来生物の防除

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の規制に加え、「宮城県内水面漁業管理委員会指示」によって、オオクチバス、コクチバスの仲間やブルーギルの再放流が県内全域で禁止されています。
- ・伊豆沼・内沼では、(公財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団が中心となり、一般市民も参画したオオクチバスなどの外来生物の駆除活動を行っており、多様な主体が希少種の保全と合わせて外来生物の駆除活動を実施しています。
- ・外来のカミキリムシについては、街路樹・林地等の被害が確認された場所に応じて、各管理者で防除対策を講じています。
- ・マツノザイセンチュウにより引き起こされる松くい虫対策として、毎年、葉剤空中散布や伐倒駆除、景観上特に重要なマツに対しては樹幹注入をするなど対策を徹底し、特別名勝「松島」地域においては、マツ枯れ跡地に松くい虫抵抗性マツを植栽しています。

1-(3)野生生物の適正な管理

- ・本県ではかつて、イノシシは県南地域に限定期に生息していましたが、現在ではほぼ全域に生息分布が拡大しています。また、2012(平成 24)年度までは 4,000 万円程度であったイノシシによる農業被害額は、2014(平成 26)年度には 1 億円を超えるました。2023(令和 5)年度にはこれまでの被害対策の推進等により 6,000 万円程度に減少しましたが、依然として全鳥獣の被害額の半数以上をイノシシが占めています。

- ・県や市町村では、各種計画に基づき、生息状況や被害状況の把握、捕獲の推進、隣県との情報交換等を行っているほか、人と野生動物の軋轢の一因となっている耕作放棄地問題の解決のため、耕作放棄地再生活動への金銭的支援や人的支援、情報提供など総合的に対策を進めています。

課題

1-(1)在来生物の保全・回復

- 県内の絶滅のおそれのある種の種数増加を抑制し、良好な自然環境を保全していくためには、希少野生動植物やその生息・生育環境を確保・拡大する保全活動を多様な主体に広げ、各取組を一層推進していく必要があります。

1-(2)外来生物の防除

- これまで侵入している外来生物の対策に加え、地球温暖化の影響などにより、新たな外来生物の分布拡大についても対策が求められることが予想されます。
- 震災により被災した沿岸部では、マツの植栽により海岸防災林の復旧が進んでおり、この森林の機能維持・保全を図るために、松くい虫の被害対策の推進が課題となっています。

1-(3)野生生物の適正な管理

- 耕作放棄地や伐採跡地の増加などを背景に、イノシシやニホンジカなどの野生生物の生息域が変化し、農林業被害が継続して発生しているため、適正管理及び対策の強化が必要です。
- 特に、ツキノワグマやニホンザルについては、近年、人里近くでの出没が相次いでおり、人身被害が断続的に発生するなど、人との軋轢が高まり、対策が急務となっています。
- 狩猟者免許所持者数は増加傾向にあるものの、大型獣を駆除、捕獲できる知識・経験を有する人材は依然として不足し、活動の継続が困難となっています。

基本的取組2：良好な自然環境の保全・再生・創出

これまでの取組

2-(1) 拠点となる良好な自然環境の保全・再生・創出

- ・豊かな自然環境を保全するため、法律や条例に基づき、自然公園や県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、天然記念物、鳥獣保護区などに指定し、開発などによる環境の改変に対し一定の規制を行っています。2017(平成29)年度には、新たに2地域を緑地環境保全地域に指定しています。
- ・栗駒山の雪田植生回復のためミネヤナギの植栽、世界谷地湿原の保全のためヨシやササ除去作業を関係機関・団体などの協力を得て実施しています。
- ・金華山島ではニホンジカの食害から守るための防鹿柵を設置し、維持管理を実施しています。
- ・伊豆沼・内沼、蒲生干潟の貴重な湿地では、自然再生推進法に基づく、自然再生事業に取り組んでいます。
- ・県内では2025(令和7)年3月時点で、自然共生サイトとして「仙台ふるさとの杜再生プロジェクト」の海岸防災林(仙台市)、旧品井沼周辺ため池群(大崎市)、南三陸 FSC®FM 認証林*(南三陸町)、宮城大学キャンパス(仙台市、大和町)、伊豆沼農産ふゆみずたんぼ(登米市)、荒沢湿原池沼群(加美町)など、10か所が認定されています。

2-(2) 健全な水循環の保全と水域の連続性の確保

- ・「ふるさと宮城の水循環保全条例」などに基づき、河川や湖沼、海岸等の水質やその流域の自然生態系への負荷を抑制するため、関係機関・団体と横断的に連携し、取組を推進しています。
- ・水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づき、事業場からの排水の状況の確認や、河川等公共用水域の水質モニタリングを実施し、公共用水域の水質の監視を行っています。
- ・広瀬川では、良好な自然環境に配慮しながら流下阻害の解消に向け、住民や環境団体の意見等を反映した、「広瀬川管理計画」を策定し、環境保全対策を実施しています。
- ・鳴瀬川及び七北田川において魚類調査を行い、国土交通省が実施する河川水辺の国勢調査との連携・情報交換を行いました。
- ・自然環境や景観と調和した河川の整備や管理を行う「多自然川づくり」も進めています。
- ・豊かな自然や景観に親しむことができるよう、河川における親水空間の整備、港湾における緑地の整備、道路緑化を推進しています。



三方島堰（迫川）の魚道

2-(3) 市街地における生物多様性の向上

- ・都市において、優れた自然環境、レクリエーション、防災、景観、歴史文化の観点から地域バランスも考慮した都市公園の配置と整備を進めています。
- ・道路や公園、港湾・海岸において、事業者やNPO団体が清掃や緑化活動に取り組むアドプロ・プログラムによる環境保全活動を支援しています。

- ・仙台市では、暑熱緩和や景観の向上などの緑の機能を発揮させるため、計画的な緑化を推進しています。また、郷土種子による緑化を推進しています。さらに、都市公園や公共施設においてもグリーンインフラ*を推進しています。

2-(4)生態系ネットワークの形成

- ・県は、「宮城県自然環境共生指針」及び「宮城県自然環境保全基本方針」を策定し、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー(生態的回廊)」で形成される生態系ネットワークの考え方を示しています。
- ・緑のネットワーク形成のための県土緑化の先導的事業として、「百万本植樹事業」において、市町村が管理する公共施設などに緑化木を配布及び植樹しています。

課題

2-(1)拠点となる良好な自然環境の保全・再生・創出

- 絶滅の恐れのある種だけでなく、生態系を構成する基盤ともなっている普通種を含め、野生生物が生息・生育できる環境を保全、再生・創出するために、県内の野生生物や自然環境の保全の取組を継続して進め、また各主体の取組を拡充していく必要があります。

2-(2)健全な水循環の保全と水域の連続性の確保

- 健全な水循環を保全するために、県民、事業者、行政機関などの地域社会を構成する様々な主体が役割分担のもとに、自主的かつ積極的に取り組む必要があります。
- 洪水などの自然災害が増加・激甚化していることから、被災した施設からの有害物質の漏洩防止策など、健全な水環境を保全するための自然災害への対策が必要です。

2-(3)市街地における生物多様性の向上

- 緑の持つ多様な機能を発揮できるよう、ライフスタイルや価値観の変化に対応した都市緑地の整備を進めていく必要があります。

2-(4)生態系ネットワークの形成

- 既存の保護地域を中核として、生態系を様々な形で連続させるため、森林や農地などを対象とする計画や事業において、生物多様性の取組が適切な形で実施されるよう、多様な主体の連携が必要です。

基本的取組3：自然と共生する農林漁業を通じた生物多様性の向上

これまでの取組

3-(1) 農業における生物多様性の保全

・本県では、一定の基準を満たし、自然環境に配慮した方法で栽培された米は「環境保全米」として認証されており、県内の水稻作付面積のうち 27.3% (2024(令和6)年12月末現在)が環境保全米として栽培されています。また、小学校を中心とした「田んぼの生きもの調査」の結果、慣行栽培米の水田より、環境保全米の水田のほうが生息・生育する生きものが多いことが分かりました。環境保全型農業で実施される「堆肥の施用」などによって、温室効果ガスの削減も確認されています。



環境保全米栽培圃場とロゴマーク

- ・「宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画」を策定し、化学肥料・化学農薬の削減などの環境負荷低減の取組や、温室効果ガスの排出量削減の取組などを推進しています。
- ・農業農村整備を行う際には、農林水産省が作成した「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」や市町村が作成した「田園環境整備マスターplan」に基づき、周辺環境の保全や生きものの移動経路の確保などに配慮しています。事業実施の前後には野生生物調査や水質調査などを行い、維持管理や新たな計画の策定に反映されるように努めています。
- ・「蕪栗沼・周辺水田」の一部である伸崩地区の水田では、農地整備事業を契機に地区内に点在していた「ふゆみずたんぼ実施区域」を集約するとともに、環境配慮施設(水田魚道など)を整備するなど、地区における水田管理と生物多様性に関する課題を同時に解決する画期的な手法がとられました。
- ・農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となった共同活動を支援しています。
- ・近年多発する豪雨災害への対策として、大雨時に一時的に田んぼに水をため、ゆっくりと排水することで、他の農地や市街地の洪水被害を緩和する「田んぼダム」の取組を推進しています。



生きものに配慮して整備された
水路の石積み護岸

3-(2)森林における生物多様性の保全

- ・放置された人工林の増加に歯止めをかけ、森林の多面的機能の維持や健全な森林管理等を推進するため、市町村森林経営管理サポートセンター等と連携し、森林経営管理権集積計画の策定等を支援しています。また、集落に近い里山林では、NPO団体や地域の団体等による住民参加型の森林保全活動を支援しています。
- ・県では、広葉樹林や針広混交林(広葉樹と針葉樹が混ざり合っている森林)などへの誘導技術の検討などによる、森林生態系の保全や生物多様性に配慮した健全な森林づくりを推進しています。また、生物多様性の高い健全な人工林を育成するため間伐事業も実施しています。
- ・持続的な資源活動を目的として責任ある森林管理を認証する FSC®FM 認証林では、森林が適正に管理されることで、様々な野生生物が生息・生育できるようになり、生物多様性の保全が期待されます。県内でも2つの地域が認証を取得しています。
- ・県や事業者、NPO団体、森林所有者など多様な主体が連携して森林整備を進める「みやぎの里山林協働再生支援事業」に取り組み、2006(平成18)年から2018(平成30)年までの累計で約180haの森林整備(下刈り、苗木の植栽、遊歩道の整備など)を行っています。
- ・南三陸地域では、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用及び南三陸地域のイヌワシ生息環境の再生を図るため、自治体、国、事業者が連携・協力して森林整備などを行う「南三陸地域森林整備推進協定」が、2020(令和2)年3月に結ばれ、森林整備が進められています。

3-(3)漁業における生物多様性の保全

- ・県では、漁業者の要望に応じた資源調査を行うとともに、国と連携し、回遊性魚種の水揚げ統計調査、魚市場等における主要魚種の水揚げデータ等及び漁場調査・海洋観測データ等の取りまとめを行い、資源調査を進めています。
- ・県では、磯焼け対策として、藻類着定基質の投入による藻場造成を進めています。また、漁業者や国、市町、大学、学識者、NPO団体などにより、藻場や海と陸の生態系をつなぐ移行帯となっている干潟は「海のゆりかご」とも呼ばれ、様々な生きものの産卵や保育、生息・生育の場となっているアマモ場の再活動、生きもの調査などが行われています。
- ・県は、水産業のカーボンニュートラル*や持続可能性に寄与する取組を行う宮城県ブルーカーボン協議会を設立し、本県沿岸域の藻場造成や海藻養殖によるブルーカーボンを評価するとともに、本県の漁業・養殖業の活動に伴い発生する二酸化炭素を定量化し、排出削減を目指す取組を進めています。
- ・県内では、自然と調和した漁業がいち早く広がり、水産業のエコラベルである MSC 漁業認証*が4件、ASC 認証*が4件、それぞれ取得されています(詳細はp.55に記載)。

課題

3-(1) 農業における生物多様性の保全

- 農業における生物多様性を保全するため、環境保全型農業の推進・支援を行う必要があります。
- 農業農村整備事業にあたっては、計画段階から周辺環境や生きものの保全に配慮し、事業実施の前後には野生生物調査や水質調査を実施するなど、環境と調和した設計・施工を引き続き実施する必要があります。
- 管理不足となった農地やため池・用水路などを適切に維持管理することで農地が有する多面的な機能を発揮させ、生物多様性の低下を防ぐ必要があります。

3-(2) 森林における生物多様性の保全

- 様々な主体により森林環境における生物多様性の保全をより一層進めるためには、知識とノウハウを有する担い手の確保を行い、再造林や間伐など計画的に森林整備を進めていく必要があります。

3-(3) 漁業における生物多様性の保全

- 近年著しく資源量が減少している種や、広域での資源管理が必要な種についての対応が必要です。
- 地域で取り組まれている藻場や干潟の保全活動、アマモ場の再生活動を支援するとともに、その取組が持続的なものとなるよう、資金調達も含めた体制の構築が必要です。

コラム 水田の生物多様性の保全に向けて

大崎市 産業経済部 農政企画課
世界農業遺産未来戦略室

その昔、宮城県北部には湿地帯が広がっていましたが、その多くが水田へと姿を変え、宮城県は国内有数の米どころとなりました。そして、それまで湿地でくらしていた生きものは、田んぼにすみかを移し、今は田んぼが、湿地にすむ生きものの重要な生息・生育の場になっています。2010(平成22)年に全国の専門家により作成された「田んぼの生きもの全種リスト」では、5,668種類もの生きものが掲載され、その後も確認種数は増え続けています。

一方で、農業の近代化などにより、農村地帯にくらす生きものは減少し、童謡にも登場する身近な生きものであるはずのメダカやドジョウは絶滅危惧種となりました。

水田農業地帯として発展してきた大崎市内にある「蕪栗沼・周辺水田」は、水鳥の重要な生息地としてラムサール条約湿地に登録され、「旧品井沼周辺ため池群」や「沢田上地区の居久根・周辺水田」は、自然共生サイトに認定されるなど、田んぼや灌漑施設は湿地環境として、生きものにとって重要な生息地であることが認められています。

このような、多様な生きものとの共生関係により営まれてきた文化を背景に、大崎市では、マガソなどの渡り鳥との共生を目指す「ふゆみずたんぼ米」や、絶滅危惧種である「シナイモツゴ」の環境保全を目指す「シナイモツゴ郷の米」といった、生きものと共生する米づくりが行われています。

「ふゆみずたんぼ米」は、マガソなどに「ねぐら」を提供するため、冬の間も田んぼに水を張り、農薬や化学肥料を使用せず、イトミミズなど小さな生きものの力を借りて栽培しています。また、「シナイモツゴ郷の米」は、農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下にするとともに、シナイモツゴが生息する「旧品井沼周辺ため池群」の水を使うことで、ため池を維持管理し、シナイモツゴの生息環境を守ることに寄与しています。

さらに、大崎地域（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）の世界農業遺産「大崎耕土」では、独自の米のブランド認証制度の取組が行われており、認証にあたっては農薬と化学肥料の使用量低減のほかに、農家による「田んぼの生きもの調査」を必須とし、田んぼの生きものに着目したブランド化を進めています。

このように自然と共生した農法で生産された農作物を買うことも、生物多様性を回復させていくための行動の一つとなります。大崎地域では多くの人々や企業が積極的に関わり、その輪を広げていくことで、生物多様性と経済活動をつなげ、その保全を目指しています。



サギが降りる農業用水路



ふゆみずたんぼ米

コラム

NHK 連続テレビ小説「おかえりモネ」にみる生物多様性

登米町森林組合
参事 竹中 雅治

2021（令和3）年に放映されたNHK連続テレビ小説「おかえりモネ」。ご覧になられた方も多くいらっしゃると思います。私は林業考証としてこのドラマづくりに関わらせていただきました。

舞台は宮城県。清原果耶さんが演じるヒロイン永浦百音（愛称＝モネ）は気仙沼湾の亀島で生まれ育ち、高校卒業後に登米市の森林組合に就職します。下宿先の家主で組合の代表も務める地元の有力な山主や森林組合の同僚、地域の人たちと触れ合いながら成長するモネは、未来がわかる天気予報に興味を持ち、気象予報士を目指す事になります。またモネの実家が営む牡蠣の養殖業についても描かれ、森と海のつながりの大切さも描かれました。

このドラマが描いた宮城県の姿、そしてヒロイン・モネの歩みを生物多様性の取組の視点からみてみましょう。

モネの祖父・龍己さんと森林組合の代表であり下宿先の家主・サヤカさんは旧知の仲。お互いに山に植林をすることで、山に水が蓄えられて川に流れて海に入ることで、美味しい牡蠣が育つことを知っていました。その一方でモネは台風や東日本大震災など、自然の猛威の前で人間の力は余りにも無力である事を経験しながらも、仲間とともに助け合い困難を克服していき、さらには気象予報士となり災害を防ぐ取組をはじめました。

また森林組合に勤めていたモネは、40年間手塩にかけて育ててきた木が安価に取引されるのをみて、サヤカさんから広葉樹の商品開発というテーマを与えられ、学童机の天板にするアイデアを思いつき先輩方と共に試行錯誤を繰り返しながら商品化を成し遂げました。さらにはドラマの中でたびたび登場した木製組立家具キット「組手什」は実際に東日本大震災の際に避難所に寄贈されたものです。

宮城県の生物多様性の基本方針は、① 豊かな自然を守り育てる、② 豊かな自然の恵みを上手に使う、③ 豊かな自然を引き継ぐ でしたね。モネが歩んできた道のりは自然と共にあり、生物多様性に対する人の在り方の一例であるように思っています。

生物多様性というと難しく私たちの生活からは縁遠い事のように感じられますが、自身の生活を起点に捉えてみると、意外と身近で大切な視点だという事に気づかされます。



登米市の山林



震災における避難所での組手什の棚

コラム

「志津川湾」ブルーカーボン創出の取組

南三陸町自然環境活用センター

研究員 阿部 拓三

ブルーカーボン*とは、海藻や海草（うみくさ：アマモなどの種子植物）をはじめとした海の植物が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後、海底や深海に貯留される炭素のことを言います。近年、特に地球温暖化を抑制する要素として注目を集めています。

南三陸沿岸は、暖流と寒流がバランスよく混ざり合う独特の海洋環境を背景に、海藻や海草が織りなすバラエティー豊かな海の森や草原が見られます。これらは藻場（もば）と呼ばれ、様々な野生生物の住み場や餌を提供するなど、海洋生態系において生物多様性を高める重要な役割を持ちます。つまり、藻場の保全と創出は、気候変動対策と生物多様性保全を両立させる有効なアクションと言えます。

南三陸町の志津川湾では、子どもたちを含む地域の方々の参加により、調査や藻場造成活動を進めています。身近な海辺でのブルーカーボン創出の取組は、宮城の海の価値と魅力に触れ、海の豊かさを次の世代へ引き継ぐことにつながります。子どもたちには、活動を通して地域の海に誇りを持ち、答えのない課題に向き合っていくしなやかな感性を養ってほしいと願っています。



アマモが覆いしげる海底
(南三陸町 折立海岸)



子どもたちによるアマモの苗植え

基本的取組4：生物多様性と調和した開発事業の推進

これまでの取組

4-(1)開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和

- ・「環境影響評価法」や、県で定めている「環境影響評価条例」に基づき、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価*の実施を求め、林地開発等の許可の際に自然環境へ与える影響を緩和するために緑地の保全、植生の回復などを行うように指導しています。
- ・環境影響評価の手続きでは、事業計画の立案段階において環境の保全のために配慮すべき事項を記した「配慮書(法)」や「計画段階概要書(条例)」、環境に与える影響を予測、評価する方法や手段を記した「方法書」、評価の結果や環境保全対策を記した「準備書」、準備書の内容について検討や修正が加えられた「評価書」を求めています。これらは、縦覧期間を設けて事業者ホームページ等により公開され、有識者からなる「環境影響評価技術審査会」で審議されています。
- ・県は、「太陽光発電施設の設置等に関する条例」を制定し、一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合の届出を義務付け、また県が定める設置規制区域内への太陽光発電施設の設置を原則として禁止しています。
- ・国立公園・国定公園・県立自然公園、県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域などについては、自然環境に影響を与える各種行為が規制されており、法律等に基づき指導しています。
- ・県では、河川や海岸堤防の災害復旧を実施するにあたり、環境各分野の専門家からなる「宮城県環境アドバイザー」制度を立上げ、各環境アドバイザーから復旧工事の環境配慮事項について、助言・指導を受け、工事を実施しました。また、復旧復興工事の完了時には、これまで実施してきた環境保全対策について、「環境配慮記録誌」として取りまとめました。

課題

4-(1)開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和

- 開発などによる自然への影響を緩和し、生物多様性に配慮するため、事業者への適切な指導を進めていく必要があります。また、大規模な開発の際は、開発後も自然環境や野生生物への影響について長期的に把握していく必要があります。
- 開発行為が行われた箇所について、適切な緑地回復が図られるよう指導していく必要があります。
- 必要性・緊急性が高い公共事業であっても、可能な限り地域の生態系への影響が回避・低減されるよう、環境保全対策を図る必要があります。

基本方針II 豊かな自然の恵みを上手に使う

基本的取組5：ゼロカーボンや循環型社会と生物多様性が調和した生産・消費、ネイチャーポジティブ経済の実現

これまでの取組

5-(1)生物多様性と調和したゼロカーボンの推進

- ・県では、宮城県環境基本計画(第4期)において、「2050年度二酸化炭素排出実質ゼロ」の目標を掲げ、「地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)」、「気候変動適応計画」及び「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」の関連4計画を整理・統合した「みやぎゼロカーボン*チャレンジ2050戦略」を策定し、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの推進、事業者・住民による削減活動の促進などを進めています。
- ・「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に掲げた目標達成のために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の促進のほか、住民等に対する環境教育の実施や、森林、海洋環境の保全といった地域環境の整備等を通じて、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

5-(2)自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進

- ・産業廃棄物の3Rに寄与する設備整備や循環ビジネスに取り組む事業者を支援しています。
- ・3Rに関する環境配慮行動の更なる促進や、社会・環境などの社会課題の解決に貢献する消費行動である「エシカル消費*」に関する普及啓発を行うとともに、学校、事業者、地域組織などに環境教育や助言を行う人材を派遣しています。
- ・食品ロスの削減に向け、消費者の意識を高め、行動変容を促すとともに、事業者と連携して施策を展開しています。
- ・県では、「宮城県グリーン製品*認定制度」を設けており、再生可能な天然資源を持続可能に利用しているものなどの認定基準を満たした製品を「宮城県グリーン製品」として認定しています。2023(令和5)年度末現在で、66事業者の107製品が認定されています。
- ・県ではグリーン購入促進条例に基づき、「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」を毎年度策定しています。2023(令和5)年度は、22項目中9項目(紙類、文具類、オフィス家具類、電子計算機等、オフィス機器等、移動電話等、消火器、作業手袋、災害備蓄用品)で、目標を達成しました。
- ・「森林環境譲与税*」の活用により、これまで十分に手入れが行われてこなかった森林の整備を進展させ、持続可能な森林経営管理を進めるため、経営管理権集積を推進し、事業支援システムの構築や市町村支援、人材育成や担い手対策支援を推進しています。
- ・県は、「宮城県の建築物における木材利用の促進に関する方針」を2022(令和4)年1月に改定し、県が整備する施設の原則木造化とともに、民間建築物の木造・木質化を推進していくこととしています。
- ・関係団体や木材関連企業と連携し、県産材の安定供給や木質バイオマス利用による地域循環の促進、木づかい運動等による普及活動を実施しています。
- ・CLT*(直交集成板)などの木材の新たな利用技術の開発が進むなど、積極的に木材を利用し、森林資源の循環利用を推進する環境が整いつつあります。

5-(3)ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり

- ・県は、「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」を策定し、事業者(工場・事業場面積が20ha以上)と関係自治体との間での環境配慮基本協定を締結することにより、事業者が自主的に行う環境配慮の取組を推進し、事業活動によって生じる環境負荷の低減を図っています。
- ・環境配慮行動を行う事業者に対し、県の物品発注時における優遇措置などの支援を行っています。
- ・県内の住宅用太陽光発電施設によって削減された二酸化炭素排出量を環境価値として取りまとめ、国のJ-クレジット制度*を活用し、クレジット化する取組を進めています。
- ・自然環境に貢献する農林水産業を進める事業者に対して、森林認証であるFSC®認証、水産業の認証制度であるASC認証やMSC認証*などの取得に向けた支援として、セミナーの開催や経費補助などを行っています。
- ・原材料調達における木材や再生材などの再生可能資源等への代替の推進を図る取組を行っています。
- ・みやぎの豊かな自然を適切に保全し、次世代へ引き継いでいくことを目的として県では「みやぎ環境税」を導入し、地球温暖化などの喫緊の環境問題に対応するため、森林の保全・機能強化などの施策に充当する財源として活用しています。
- ・行政や事業者において、グリーンボンドやブルーボンドなどサステナブルファイナンス*の取組が始まっています。

課題

5-(1)生物多様性と調和したゼロカーボンの推進

- 本県が目指す「2050年度二酸化炭素排出実質ゼロ」の目標の実現に向け、県民、事業者、行政が幅広く参加、連携し、地球温暖化対策を積極的に推進することを目的として設立した、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」の活動を通じて、県民総ぐるみで脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- エネルギー生産地と消費地を極力近づける「エネルギーの地産地消*」が求められます。
- 再エネの導入に伴う開発の際には、生物多様性を含めた自然環境や住民生活に及ぼす影響を十分低減する等、地域と共生した再生可能エネルギーの推進が強く求められています。

5-(2)自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進

- これまでの3R推進の取組に加えて、製品のライフサイクル全体での資源循環に寄与する循環経済*の普及拡大、消費者のライフスタイルの変化等が求められます。
- まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、食品ロスの削減に向けた取組を推進することが必要です。
- 「宮城県グリーン製品」等の環境への負荷の少ない製品を普及拡大していく必要があります。また、事業者に対してもグリーン購入を行うように促す必要があります。
- 減少する住宅需要に代わる新たな木材需要の創出と、森林資源のフル活用に向けた木材流通改革などが求められます。
- 団体や事業者がFSC®認証などの森林認証を積極的に取得することが期待されます。

5-(3)ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり

- 様々な業種の中小企業においても、経営の一環として生物多様性と調和する・貢献する事業に取り組めるよう、普及啓発を始め、支援制度やインセンティブ(事業者の利得)につながる仕組みづくりを進める必要があります。
- サステナブルファイナンスなどの推進により、自然環境や生物多様性に貢献する事業を拡大していく必要があります。

コラム

地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けて
～全国初の「再生可能エネルギー地域共生促進税」の導入～

宮城県環境生活部次世代エネルギー室

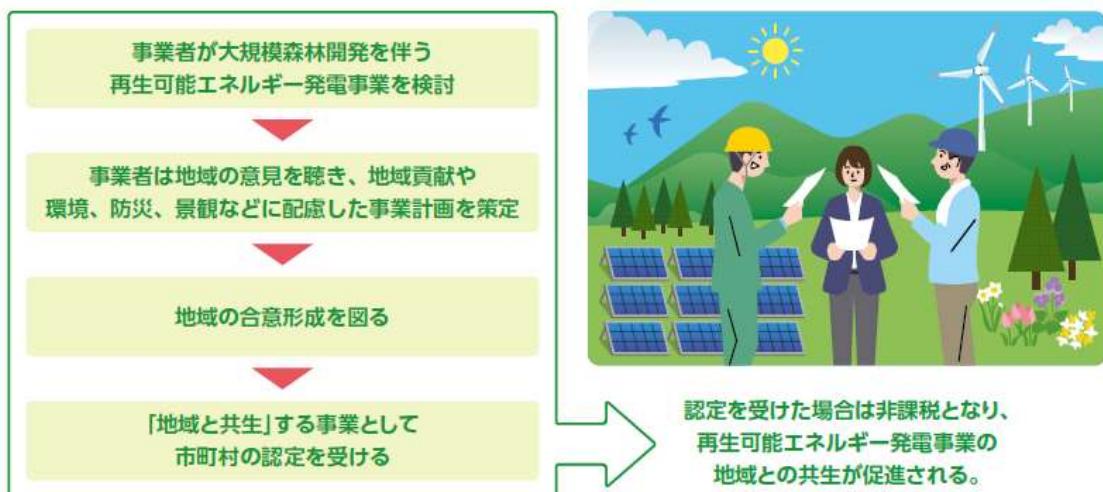
脱炭素社会の実現に向けて積極的な導入が重要となる再生可能エネルギー*施設については、特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への影響等の懸念から、地域住民との調整に課題を抱える例も少なくありません。

宮城県では、これまで太陽光発電施設の設置等に関する条例や環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできましたが、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生の促進に向けた「再生可能エネルギー地域共生促進税」を、全国で初めて2024(令和6)年4月から導入しています。

再生可能エネルギー地域共生促進税は、0.5haを超える森林を開発し、再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス）発電設備を設置した場合、その発電出力に応じて設備の所有者に課税するものです。

本税は、地域との共生が図られていると認められる場合（地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される設備など）は非課税としています。地域との共生に向けて、事業者による丁寧な説明や地域住民との対話、防災や環境、景観等への配慮、地域がメリットを感じられる方策の導入等が進むよう促すものです。

再生可能エネルギー発電事業の地域との共生が促進される仕組み



コラム

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の建設

東北ボーリング株式会社

宮城県仙台市に本社を置く「東北ボーリング株式会社」では、2023(令和5)年に新築した本社の木造社屋において、年間の一次エネルギー消費量 100%以上の削減を可能とし、木造建築では県内初となる『ZEB[※]』に認定されました。

建設にあたっては、同社の主要事業でもある地質調査や地下水開発のノウハウを生かし、地中熱ヒートポンプシステムや高機能空調機などの省エネ技術を導入するとともに、太陽光発電と蓄電池を導入し創エネを効率的に利用しています。

また、エネルギー対策のみならず、森林に対する諸問題や、東日本大震災からの復興などの課題解決への寄与もコンセプトに建設されました。

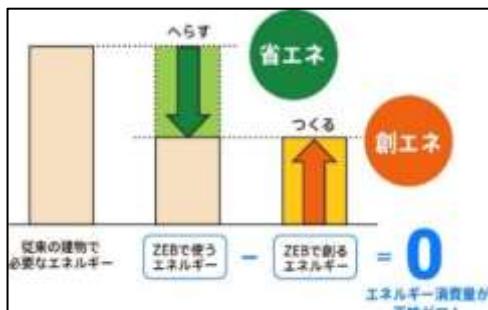
具体的には、建物に使用している主要材は、震災で甚大な被害を受けた石巻市立大川小学校対岸の未活用であった山林の杉材を使用し、また、津波の到達地点でもあったエリアに社屋を建設することで、後世に被災時の記憶を伝えています。

さらに、今後大きな災害が発生した際、社屋は避難所として開放されます。太陽光発電と蓄電池を兼ね備えていることで、発災時でも電力を使用できることや、登録災害応急用井戸で地下水を利用できることから、ライフライン遮断の影響が少ない社屋の特長を活かし、20名が3日間過ごすことができる食料や備品を配備しています。

そんな社屋では、これまで県内外から1,000人以上の企業や教育機関、行政などの見学者を受け入れ、また、小学生向けに木育のワークショップを開催するなど、企業活動は人材育成を含む地域振興にも貢献し、その活動は多岐にわたります。

現代表取締役の熊谷一茂氏は、「人々が暮らしやすくなるための事業」を、という創業者の思いと、それを引き継ぐ「地域社会に貢献する」という会社の理念をこの建物に込めていきます。

※ZEBとは、Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを作ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。ZEBの認証には、エネルギー消費量の達成状況に応じて、4段階の評価基準が設けられています。



ZEBの考え方

ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネエネルギー設備を備えた建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネエネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

4段階のZEBの定義



基本的取組 6：宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスの提供とその普及

これまでの取組

6-(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・ブランド化

- ・県では、農薬や化学肥料を節減するなど一定の要件を満たして栽培された農作物を「特別栽培農産物」として認証する、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」を進めています。
- ・「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」に取り組む生産者とともに PR 販売会を開催し、販売支援を行っています。
- ・国は、環境負荷を低減する方法で生産された農産物を等級ラベルで表示することで、「温室効果ガス削減への貢献」や「生物多様性の保全」の取組を分かりやすく見える化する「みえるらべる」の取組を進めています。
- ・自然環境に貢献する農林水産業を進める事業者に対して、森林認証である FSC®認証、水産業の認証制度(エコラベル)である ASC 認証や MSC 認証などの取得に向けた支援として、セミナーの開催や経費補助などを行っています。



みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度認証票



みえるらべる



MSC 認証のロゴマーク



ASC 認証のロゴマーク

6-(2)自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承

- ・漁業者やNPO団体などが中心となり、自然環境保全活動や海と共に暮らしてきた漁村の生活・文化・歴史を学ぶエコツーリズムなどの取組を推進しています。
- ・ラムサール条約登録湿地やユネスコエコパーク*、世界農業遺産などの認定を受けた名所や、自然公園などの登山ルート、「みちのく潮風トレイル*」や「宮城オルレ*」などのトレッキングルートを活用し、自然環境や、生物多様性と調和する地域振興を推進しています。
- ・県では宮城の食の総合ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」を通して、県産食材や宮城の伝統野菜などに関する情報を発信しています。
- ・また、民間が主催する、県外の飲食店等や流通関係者等を対象とした、飲食店フェア等の開催支援をすることで、郷土料理や伝統野菜を含む県が推奨する県産食材の消費拡大や販路開拓を図っています。

課題

6-(1)第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供

・ブランド化

- 環境に貢献する農林水産業を活発化させるため、第三者認証制度を利用する事業者の支援や、認証商品市場を拡大する必要があります。
- 事業者による認証の取得だけでなく、認証制度に対する消費者等の理解醸成を図る必要があります。

6-(2)自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承

- 自然公園や、ラムサール条約登録湿地やジオパーク、世界農業遺産などへの観光やエコツーリズム、「宮城オルレ」や「みちのく潮風トレイル」のような地域の自然や文化に触れる取組を継続し、自然環境や生物多様性の大切さを理解してもらい、地域の生物多様性の保全へつなげることが必要です。
- 宮城の豊かな自然や文化が育む食材などの多彩さ、質の高さ、魅力を伝承していくために、引き続き県産食材の普及を進めていくことが必要です。

基本的取組7：自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組の強化とグリーンインフラの活用

これまでの取組

7-(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進

- ・近年の水害の激甚化や頻発化に備え、流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方方が広がっています。流域の水田貯留や遊水地の整備など、自然環境が有する多様な機能を活用した治水が進められています。
- ・水源のかん養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、森林の多様な機能を高めるため、間伐や植林などの森林整備を行い、自然豊かな森林の維持に努めています。

7-(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進

- ・震災で失われた約800haの海岸防災林(民有林)のうち、行政や様々な団体による植林活動が行われ、2021(令和3)年4月までに、目標の753haの植栽が完了しました。
- ・民間団体等の海岸林の再生活動への参加・協働を推進するため、県、市町、民間団体等との間で、「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり協定」を締結し、海岸林の再生に必要な森林づくり活動を一定期間、継続的に行ってています。

課題

7-(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 気候変動などによる水害等自然災害の頻発化のリスク低減や、持続可能な社会の実現のために、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進が期待されます。
- 頻発化・激甚化する水害の被害状況や、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、河川流域のあらゆる関係者が協議して流域全体で対策を行う「流域治水」へ転換し、地域の特性に応じた対策を多層的に進める必要があります。
- 森林の多面的機能を長期的かつ効果的に発揮し、生物多様性の保全を進めるため、適切な森林管理を行うことができる人材の育成を継続して進めていく必要があります。

7-(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 管理された森林や震災後に再生された海岸防災林の多面的機能を十分に発揮するため、計画的な森林整備をより一層進めていく必要があります。
- 海岸防災林の重要性の普及啓発と、森林づくり活動団体への持続的な活動支援が必要です。

基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ**基本的取組8：県内の生物多様性の価値の浸透****これまでの取組****8-(1)生物多様性に関する情報の蓄積・発信**

- ・県レッドリスト、保護地域のエリアマップ、自然体験学習イベントや関連施設などの情報を県ホームページで発信しています。
- ・県内の自然公園や、自然公園や県自然環境保全地域、緑地環境保全地域保護地域の保護地域について、GISデータを作成しHPで公開しています。

8-(2)社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進

- ・各事業主体において、経営方針として、CSR活動を通じた自然再生事業への参画や、自然環境の保全活動などの取組が進められています。
- ・ふるさと納税において、伊豆沼・内沼の自然再生事業や、田んぼダムの取組、食育・地産地消推進事業、みやぎ沿岸の森づくりなどを対象に、寄付の募集を行っています。
- ・県民総参加でみどりを育てる「宮城みどりの基金」が設置され、基金の運用益などにより、緑化思想の普及・啓発、森林・林地などの整備に活用しています。

課題**8-(1)生物多様性に関する情報の蓄積・発信**

- 生物多様性の取組を進めていくためには、取組の計画や目標設定、評価のために様々な情報が必要となるため、県内の自然環境や生物多様性に関わる情報を集約、整備し、適切な情報として公開することが必要です。
- より効果的な手段で生物多様性に関わる情報を発信し、県民の理解を深めていく必要があります。

8-(2)社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進

- 生態系サービスは、事業活動の基盤となっているため、ネイチャーポジティブに貢献する事業活動は、持続可能な企業経営や競争力の強化につながっていくという認識を広げていく必要があります。
- ネイチャーポジティブに貢献する事業活動の推進には、消費者の理解と支持が不可欠であり、持続可能な消費について積極的に情報発信していく必要があります。

基本的取組9：豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成・環境教育の質の向上**これまでの取組****9-(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成**

- ・宮城県教育振興基本計画や宮城県環境教育基本方針等に基づき、各教科、特別授業、総合的な学習の時間など、学校教育活動全体を通して環境教育を推進しています。愛鳥モデル校などにおいては、地域の自然や文化を活用した取組も進められています。
- ・本県では、毎年50校以上の学校でこども環境教育出前講座を実施しており、2千人以上の子どもたちが受講しています。
- ・子ども・若者がよりよい社会を共に創りあげていける力を身に付けられるよう、様々な社会経験や社会活動への参加・参画を促進するとともに、子ども・若者の社会的自立を支援し「生きる力」を育む取組を推進しています。
- ・本県には多くの大学等があり、東北地方の若者が集う一方、就職等で首都圏へ流出しています。

9-(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進

- ・生物多様性について学習できる県内施設として、「生物多様性施設マップ」に掲載されている施設では、様々な自然体験イベントや展示が行われ、生涯にわたる学びの場を提供しています。
- ・環境教育リーダーの研修や情報交換の場の設定、森林インストラクターの養成、農泊*等実践者に対する支援活動など、生物多様性の知識の普及や野外活動の指導などを行える人材育成に取り組んでいます。
- ・森林インストラクターは、森林を利用した野外活動の指導や森林づくり、林業の普及活動を行う「宮城県森林インストラクター養成講座」を受講することで取得でき、1998(平成10)年度から2023(令和5)年度までの森林インストラクター認定数は、累計で725名となりました。
- ・文部科学省「全国学力・学習状況調査」(H29・H30・R元年)によると、小学生、中学生ともに住んでいる地域の行事に積極的に参加しており、地域や社会をよくするために何をすればいいのか考えている児童生徒の割合も高く、住んでいる地域に愛着を持っていることが窺えます。

課題**9-(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成**

- 引き続き、将来を担う子どもたちが参加可能な自然体験や環境学習を継続・拡大して行う必要があります。
- 意欲のある子ども・若者が地域のために活動できる機会や、地域の発展を担う事業者への興味を持てる機会の提供などの環境づくりが必要です。

9-(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進

- 多様な主体が、生物多様性を学べる様々な機会を創出することが重要です。
- 生物多様性の知識の普及や野外活動の指導などを行えるよう、引き続き、教育現場や環境教育リーダー、県内のNPO団体等との連携、農泊等の活動の担い手の育成が必要です。

コラム 宮城県森林インストラクター協会の役割と生物多様性の重要性

特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会
会長 渡邊 淳

近年、生物多様性の保全が、私たちの社会において重要なテーマとなっています。

森林域から海域にかけては、多様な生物が共存する場であり、その持続可能な利用と保護が求められています。宮城県森林インストラクター協会は、こうした重要な役割を担う団体として、次世代を担う子どもたちに対して実践的な学びの場を提供しています。

協会の主な使命の一つは、持続可能な社会づくりを子どもたちに体験を通じて理解してもらうことです。具体的には、森の植樹や育樹活動を通じて、自然界の大切さを実感できるプログラムを実施しています。これらの活動は、単なる環境教育に留まらず、子どもたちが自らの手で森を育て、また海浜では観察や遊びの中から自然とのつながりを深める貴重な体験となります。

活動を通じて、子どもたちは生物多様性がいかに私たちの生活に影響を与えていたかを肌で感じることができます。また、森や海の生態系やそこに生息・生育する生物の役割を学び発見することで、自然環境の保全に対する意識が高まります。このように、協会は子どもたちに、ただ知識を教えるのではなく、生きものを見つけ、触れ、気づく、五感を使う事で生物多様性の重要性を伝えることを目指しています。

宮城県森林インストラクター協会の活動は、未来のリーダーである子どもたちに、持続可能な社会の実現に向けた第一歩を踏み出させるための大切な機会を提供しています。彼らが自然を愛し、守ろうとする気持ちを育むことで、次世代における生物多様性の保全が期待できるのです。私たちの未来をより良いものにするために、これからも協会の活動は続していくことでしょう。



へびは子どもたちに大人気



干潟で生きもの観察

基本的取組10：多様な主体の参画・協働、横断的な連携強化**これまでの取組****10-(1)多様な主体との横断的な連携強化**

- ・本戦略の取組を総合的に推進するため、宮城県生物多様性地域戦略推進会議を設置し、関係者間による情報交換、戦略の取組の進捗管理を行っています。
- ・自然再生事業を実施している蒲生干潟や、伊豆沼・内沼では、専門家や地元関係者などの多様な主体による協議会を設置し、様々な分野の関係者と協働しながら事業を進めています。

10-(2)生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画

- ・30by30目標の達成の取組推進に賛同する主体が参画する「30by30 アライアンス*」や、「生物多様性自治体ネットワーク」、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」などに県として参画し、情報収集に努めています。

課題**10-(1)多様な主体との横断的な連携強化**

- 各主体の生物多様性の保全に対する意識を高め、県内の生物多様性の保全を促進させるため、多様な主体が連携して生物多様性に関わる取組を行う必要があります。
- 気候変動対策や循環型社会の取組と、ネイチャーポジティブの取組がトレードオフの関係にならないよう、有識者の見解や、県や市町村の関係施策や事業者などの取組との連携を図り、情報を共有しながら、適切に進めていく必要があります。
- 効果的な対策を実施していく上で、国や地方自治体、研究機関や民間事業者や、活動団体とのネットワーク形成や事業連携、またそれを支援する仕組みづくりが必要です。

10-(2)生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画

- 県内のネイチャーポジティブを進めるために、引き続き、様々なネットワークやプラットフォームに積極的に参画し、情報収集・情報共有を行う必要があります。

第4章 宮城県の生物多様性に関する将来像と基本方針

1. 宮城県の目指すべき姿(将来像)

本戦略の計画期間(2015(平成 27)年度から 2034(令和 16)年度までの 20 年間)内において目指す本県の姿(将来像)は「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」としています。また、本県の生物多様性を代表するキーワードとして「山」、「平野」、「田んぼ」、「川」及び「海」の5つを抽出し、子どもたちや将来世代に引き継ぐ県土のイメージを「美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城」としました。

令和 16 年度の県土の将来像

自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城

—美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城—

※将来像のイメージは、現在の生活の質を保ちながら、生物多様性の損失をくい止め、回復させるネイチャーポジティブ*を目指し、自然と共生していくことの大切さを十分理解した上で、身近な自然を守り、生物多様性を意識した暮らしや社会経済活動を選択することが当たり前になった社会を想定しています。

2. 宮城県の生物多様性に関する基本方針

本章で掲げた将来像「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」の実現に向けて私たちが共有したい考え方(基本方針)を「豊かな自然を守り育てる」、「豊かな自然の恵みを上手に使う」及び「豊かな自然を引き継ぐ」としています。

3つの基本方針

(1) 豊かな自然を守り育てる

私たちの命と生活を支える、ふるさと宮城の自然を大切に育み、失われた自然の回復を目指します。

(2) 豊かな自然の恵みを上手に使う

私たちのくらしが、豊かな自然がもたらす様々な恵みに支えられていることに感謝し、生物多様性を基盤とした持続可能な社会への転換を目指します。

(3) 豊かな自然を引き継ぐ

身近な自然や生きものの大切さや素晴らしさ、楽しさなど、自然と共に生きることの意味を地域全体で共有し、一人ひとりが持続可能な生産・消費活動への理解を深め行動し、豊かな自然を将来世代に引き継ぎます。

3. 宮城県の目指すべき姿(将来像)イメージ

将来像と基本方針を踏まえて、目標年度の2034(令和16)年度における本県の生物多様性に関する将来像「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城ー美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城ー」の達成状況のイメージを以下に示します。

県内全域

- 自然環境の保全や再生が図られ、本県や周辺地域の豊かな自然が維持・回復しています。
- 多くの県民が、県内だけでなく地球全体の生物多様性の多様な恵みに支えられて生活していること、生物多様性の健全性が私たちの社会の基盤となっていることを理解しています。
- 自然に親しむ文化や、自然と共に生きることで育まれた伝統文化が次世代に継承されています。



生物多様性の損失や気候変動など、地球、そして宮城がかかえる課題を解決するために、これからの中が「勝負の年」と言われており、課題解決には、私たち県民一人ひとりが日々の暮らしのなかで選択を変え、行動を変える「行動変容」が最も大きな力を持ちます。将来像を実現するために、各主体が自分の問題として捉え、連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。

- 自然の恵みを生かした、持続可能で付加価値の高いサービスや商品への需要が高まり、ネイチャーポジティブをより推進する事業活動が浸透しています。
- 自然の恵みを生かし、気候変動の緩和・適応、資源循環、地域経済の活性化、健康の増進などの多様な社会課題の解決に向けた取組が進んでいます。



コラム

みやぎのネイチャーポジティブを実現するための高校生からの提言

宮城県古川黎明高等学校
生物多様性スクールミーティング参加生徒一同 2025(令和7)年1月

1. 提言の背景・問題意識

私たちは、宮城県古川黎明高等学校に通う高校生です。宮城県生物多様性地域戦略の第二次改訂において、高校生を対象とした生物多様性について学び考えるスクールミーティングに課外授業として取り組みました。スクールミーティングを通して、生物多様性が私たちの暮らしの土台となっていること、しかし、現在、生物多様性の損失が続いていること、危機的状況にあることを知りました。さらに、この状況を変えるために、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、自然環境の保全だけでなく、社会、経済、技術等のあらゆる分野で世界の人々が協力して取組を始めていることを知りました。また、ネイチャーポジティブの取組は気候変動対策とも密接に関わっていること、気候変動対策のなかには、再生可能エネルギー施設の設置時に、野生生物の生息・生育環境となる森林が開発によって失われるなど、生物多様性にとって悪影響となる場合があることも知りました。気候変動対策の効果だけに着目した取組ではなく、気候変動対策と生物多様性保全を両立させる取組が必要であることも学びました。

スクールミーティングでは、学んだことを基に、宮城でネイチャーポジティブを実現するために何が必要かを議論してきました。

この中で、私たちの暮らす宮城には、山、里、川、海など生物多様性を支える多様な環境が多数あり、人々の自然への愛着と、居久根に代表されるように自然と共生する暮らしによって豊かな自然が守られてきたことに改めて気づきました。

しかし、一方で、以下の課題が大きいと考えます。

- ① 世界的に生物多様性が危機的状況にあること、ネイチャーポジティブが世界的には当たり前になってきていることを知っている人が少ない。
- ② 環境保全などの取組は、生活水準が下がるといったイメージを持ち、具体的な行動に移せていない。
- ③ 大人は「自分が生きている間は大丈夫」と認識しており、将来（10年後、30年後、100年後）について、具体的な危機意識を持っていない。
- ④ 将来の重大なことを決める場に、将来を担う若者や子どもが参画できる機会が少ない。
- ⑤ 将来のために、世界のために、宮城のために、具体的に何をすればよいのかの情報が少なく、何をしたらよいか分からない。

2030（令和12）年にネイチャーポジティブを実現するため、私たち宮城県古川黎明高等学校生物多様性スクールミーティングは次の提言を行います。



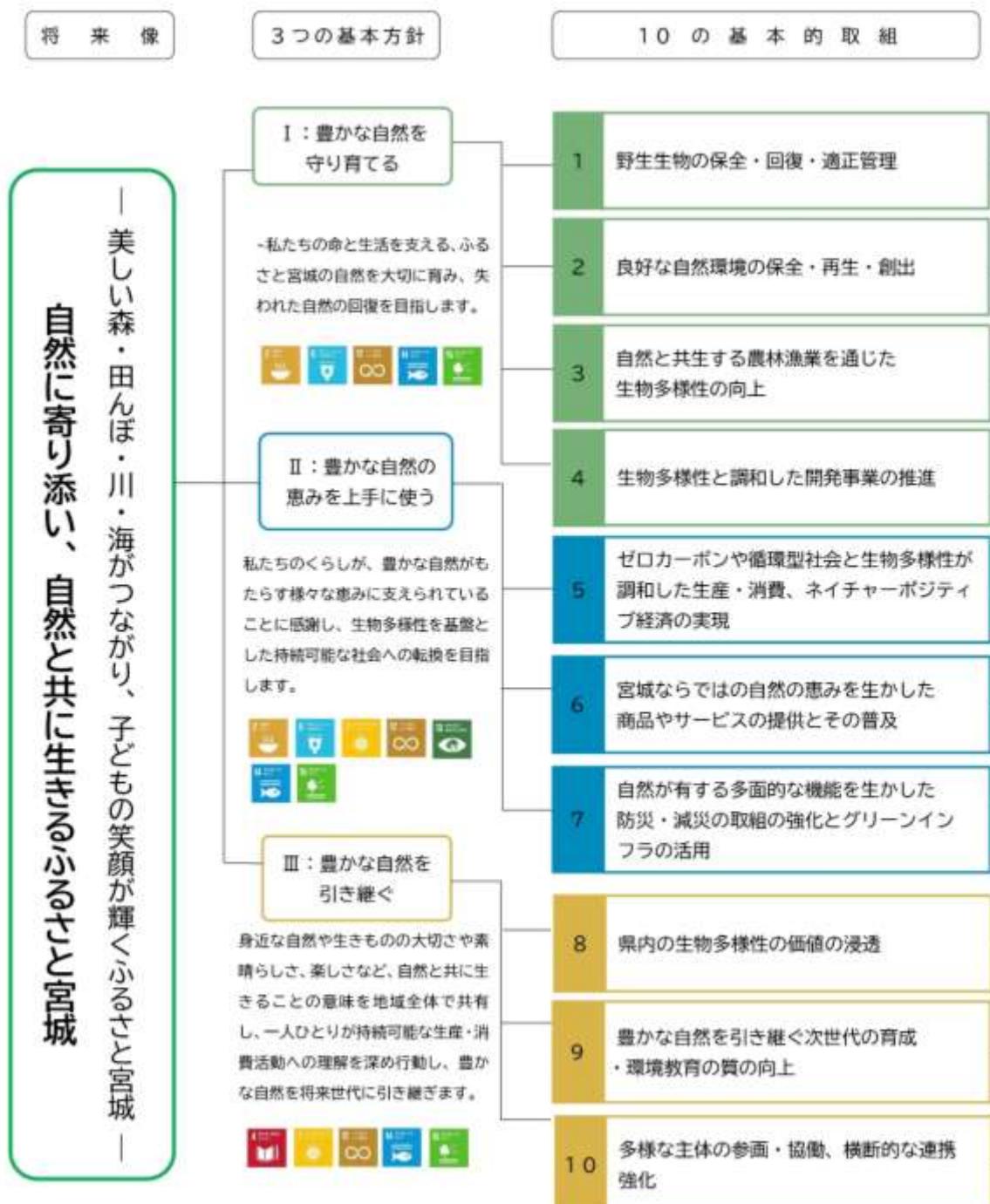
2. 提言

1. 生物多様性が私たちの暮らしの基盤になっていること、その生物多様性が今、危機的状況にあることを知ってください。そのうえで、私たちは、企業が自然に調和するあるいは貢献する効果的な努力を行えるよう、正しい見識を持ちましょう。
2. 「自分が生きている間は大丈夫」という認識を変えてください。マスメディアは、現在や近い未来のより具体的な情報を発信してください。
3. 環境保全対策を促進するために、「環境問題の対策をする＝生活水準が下がる」という一時的な部分を切り取ってマイナスイメージだけを持つのではなく、それ以上にメリットがあることを知ってください。
4. 小・中・高校では、親にも環境問題の正しい理解をしてもらうために、親子一緒に考えられるような機会を設けましょう。
5. 幼児や児童にも環境について認識してもらうために、保育や教育に関わる機関は、幼児や児童に伝わりやすいコンテンツを作成してください。小学校は、地元の自然を児童に紹介する機会をもっと授業などに取り入れてください。
6. 中高生の活動機会充実のために、学校は、もっと自然環境やネイチャーポジティブに関連する情報を学校全体に発信し、さらに、企業や自治体、地域との連携を強化してください。
7. 行政は、若者が意見を提示できる場を設け、重要な決定の場に参加できるような努力をしてください。
8. 宮城県民がネイチャーポジティブの身近な知識を知って自分ごとのように捉え、行動に移してもらうために、行政や企業は正しい事実を伝え、消費者に地球を守る意識を持ってもらうような工夫をしてください。
9. 鮮度の良い多様な食材が地元宮城で採れることに感謝し、消費者は宮城県産の旬の食材を積極的に食卓に取り入れましょう。
10. 消費者の意識改善のために、新聞社やテレビなどのマスメディアは、現在行われている地産地消の取組や製品の魅力について具体的に発信してください。
11. 地元小売店は、地産地消の食材（生鮮食品や加工食品）をより積極的に取り入れてください。
12. 地域全体で、地産地消に関する新たな取組を積極的に支援していきましょう。
13. 再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境へのリスクを検討し、地域住民の理解を得たうえで実施してください。
14. 企業が環境配慮に向けて新しい取組を始めやすくするために、行政は開発資金やエコラベルなどの宣伝の支援や、企業同士が関わり合える場づくりをしてください。

第5章 将来像の実現に向けた取組

1. 将来像・基本方針・基本的取組の対応関係

第3章で整理した現状と課題を踏まえ、第4章では、本県の将来像として「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」を掲げています。将来像を実現するためにも、ネイチャーポジティブ*の実現を進める必要があり、様々な主体が分野や地域を越えて連携し、意識を変え、



生物多様性の損失を止め、回復に向かわせる具体的な行動を起こし、継続して取り組むことが不可欠です。

本章では、将来像を実現するため、各主体の役割を明示し、県の取組について、「3つの基本方針」と、それを実施する上での「10の基本的取組」とその「具体的な取組内容」を記載しています。また、その進捗状況を評価するための「指標(数値目標)」を設定し、中でも基本方針ごとに、本県の特色がある指標、生物多様性の保全上特に重要な指標を「主要指標」として位置づけています。以下に、将来像と、3つの基本方針、10の基本的取組とその具体的な取組内容の構成を示します。

具体的な取組

- 1-(1) 在来生物の保全・回復
- 1-(2) 外来生物の防除
- 1-(3) 野生生物の適正な管理
- 2-(1) 据点となる良好な自然環境の保全・再生・創出
- 2-(2) 健全な水循環の保全と水域の連続性の確保
- 2-(3) 市街地における生物多様性の向上
- 2-(4) 生態系ネットワークの形成
- 3-(1) 農業における生物多様性の保全
- 3-(2) 森林における生物多様性の保全
- 3-(3) 渔業における生物多様性の保全
- 4-(1) 開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和
- 5-(1) 生物多様性と調和したゼロカーボンの推進
- 5-(2) 自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進
- 5-(3) ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり
- 6-(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・ブランド化
- 6-(2) 自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承
- 7-(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進
- 7-(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進
- 8-(1) 生物多様性に関する情報の蓄積・発信
- 8-(2) 社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進
- 9-(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成
- 9-(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進
- 10-(1) 多様な主体との横断的な連携強化
- 10-(2) 生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画

2. 各主体の役割

(1) 宮城県の役割

地域戦略 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○本戦略で掲げた目標の実現に向け、基本的取組に記載した施策を総合的かつ計画的に推進します。 ○基本的取組の推進に際して、庁内横断的な組織として「庁内連絡会議」を設け、県が行う施策や事業を通じて、生物多様性の着実な推進を図ります（進行管理：自然保護課）。各課が所管する施策や事業の推進に際しても、地域戦略の趣旨や基本方針との整合を図ります。
取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域戦略を踏まえて行われる様々な主体の生物多様性に係る取組に対し、県内市町村や事業者、活動団体の各種支援に努めます。
連携	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体が生物多様性の保全と持続可能な利用を推進し、自然共生社会を目指す「生物多様性自治体ネットワーク」、30by30目標*の達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための事業者・自治体・団体等の有志連合「30by30 アライアンス*」に引き続き参画し、事業者・自治体・団体等との連携を図りながら、自然共生社会や30by30目標の実現に向けて取り組みます。 ○渡り鳥の保護のように国際的な協力が必要な取組については、国の機関と連携して活動を進めます。また、本戦略の各取組や目標を達成できるよう、必要に応じて国に協力・助言を要請します。

(2) 県民に期待されること

知る	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性から得られる恵みを認識し、生物多様性の重要性に対する理解を深め、ネイチャーポジティブの実現に向けた行動変容の重要性を認識します。 <p style="margin-left: 20px;"><例>・生物多様性や環境に関わる講座やイベントに参加する</p>
ライフスタイル転換	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性から得られる恵みを将来にわたって利用できるよう、環境に貢献する方法で採取・生産された商品やサービスを選ぶ、3Rを推進するなど、生物多様性に貢献するライフスタイルへ転換していきます。 <p style="margin-left: 20px;"><例>・宮城県産のものを選んで買う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に貢献するもの(エコラベルのあるもの)を選んで買う ・ごみの分別を行う、食べ残しをしない ・できるだけ公共交通・自転車・歩くで移動する
参加する	<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察会や保全活動などの身近な自然を調べ、知る取組や守り育てる取組に積極的に参加・協力します。 <p style="margin-left: 20px;"><例>・自然観察会や保全活動などに参加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庭づくり、ベランダビオトープなど、小規模な緑地を作る
伝える	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちに、自然や生物多様性の大切さを伝え、自然とともに生きる生活・文化・歴史を伝承していきます。 <p style="margin-left: 20px;"><例>・家族や仲間、地域で自然や、自然に根差した文化について話題にする</p>

(3) 事業者(農林水産業の従事者や企業・金融機関など)に期待されること

知る	<p>○自然環境保全の概念を事業活動におけるマテリアリティ(重要課題)と位置づけ、環境負荷の最小化と製品やサービスを通じた自然への貢献の最大化を目指す「ネイチャーポジティブ経営」への理解を深めます。</p> <p>＜例＞・生物多様性や環境に関する講座やイベントに参加する</p> <p>○事業活動が自然資本や生物多様性にどのように依存しているか、直接・間接的にどのような影響を及ぼしているかを把握します。</p> <p>＜例＞・原材料調達、製造、輸送、販売等の一連の事業活動の流れについて、自然や生物多様性との関係を整理し、将来に渡って続けられるか検討する</p>
環境に貢献する事業を行う	<p>○事業活動の影響について把握したうえで、生物多様性への影響の低減を図ります。</p> <p>＜例＞・グリーン購入やエコラベル製品など生物多様性に貢献する製品やサービスの取り扱いを増やす</p> <p>・製造過程で排出される廃棄物の削減や有効利用を検討する</p> <p>・生物多様性に配慮した認証を取得する</p> <p>○地域の生物多様性の恵みを生かした商品やサービスを提供します。</p> <p>＜例＞・宮城県産木材、農産物、水産物のブランド化</p> <p>・環境課題の解決に貢献する事業やサービスへの資金を導入するグリーンファイナンスや、持続可能な社会づくりへの資金を導入するサステナブルファイナンス*を推進する</p>
緑地を増やす	<p>○保有する、あるいは管理する土地や事業地内の緑地を保全し、生物多様性に貢献する緑化を推進します。</p> <p>＜例＞・工場やオフィス、店舗などの緑を増やす</p> <p>・保有する土地や事業地内の緑地や水辺の保全・再生活動を進める</p> <p>・自然環境保全・再生活動の認証を取得する</p>
育てる	<p>○社内外において生物多様性保全への理解を促す取組を推進します。</p> <p>＜例＞・社員教育の一環として、地域の自然の調査や保全活動に参加する</p> <p>・地域の自然環境保全活動に資金面で支援する</p> <p>・自然環境保全・再生活動にあたっては行政や地域の民間団体などと連携して進める</p>
伝える	<p>○生物多様性保全の取組を発信・開示します。</p> <p>＜例＞・環境レポートなどで生物多様性保全の取組を発信する</p> <p>・TNFD*(事業について生物多様性に関するリスクや機会を評価し開示する枠組み)などの情報開示を導入する</p>

(4) 民間団体(NPO団体など)に期待されること

協働して保全を進める	<p>○地域における生物多様性保全の取組の中核的な担い手として、また、多様な主体の参加・連携の橋渡し役として活動します。</p> <p>　　<例>・自然環境や生物多様性に関する活動、体験の場を提供する 　　・調査等によって情報の取得、蓄積を進める 　　・民間事業者と協働して生物多様性保全の取組を進める</p>
支援する	<p>○専門的な知識や豊富な経験を生かして、県民や事業者、学校関係者などの幅広い層のボランティア活動への主体的な参加を促し、それらの多様な組織との連携・協働や、継続的なサポートを行います。</p> <p>　　<例>・多様な主体と連携した活動を進める</p>
育てる	<p>○地域の生きものや生物多様性、環境に関する情報を収集・発信するとともに、保全活動を主体的に実行できる人材を育成します。</p> <p>　　<例>・自然環境や生物の調査のイベントを実施する</p>
伝える	<p>○自然環境保全活動について、知ってもらう・参画する人を増やすための情報を発信します。</p> <p>　　<例>・活動の様子や経過、イベントなどの情報を積極的に発信する</p>

(5) 教育・研究機関に期待されること

自然に触れる機会を作る	<p>○幼児教育や学校教育を通じて、身近な自然と触れ親しみ、命の尊さを実感する機会を創出します。</p> <p>　　<例>・自然環境や生物多様性に関する活動、体験の場を提供する</p>
蓄積・分析	<p>○専門知識を生かして県内の生物多様性に関する基礎情報の蓄積と分析を継続して行います。</p> <p>　　<例>・調査などによる情報の取得、分析、蓄積を進める</p>
伝える	<p>○研究成果などを分かりやすく普及啓発することで、生物多様性の重要性に対する興味・関心を喚起し、生物多様性保全の取組への参加の輪を拡大していきます。</p> <p>　　<例>・研究成果をプレスリリースなどで発表する 　　・環境レポートなどで生物多様性保全の取組を発信する</p>
育てる	<p>○生物多様性に関する専門的知見を持ち生物多様性の保全に取り組む人材を育成します。</p> <p>　　<例>・生物多様性の知識を深める学習・研究を行う</p>

(6) 市町村に期待されること

県地域戦略の推進	○本戦略を踏まえ、各市町村が行う施策や事業の実施を通じて、地域の特性を生かした生物多様性の保全を推進します。 <例>・県地域戦略を踏まえ、生物多様性の保全に貢献する気候変動対策や3Rの取組を推進する
地域戦略の検討	○ネイチャー・ポジティブの概念を取り入れた市町村版の生物多様性地域戦略の策定に努めます。

(7) 来訪者に期待されること

選ぶ	○宮城の生物多様性や自然と調和した観光(サステナブルツーリズム)を選択します。 <例>・地元の自然や生物多様性に負荷をかけないよう配慮されたツアーや観光施設を選ぶ ・公共交通機関や環境負荷の少ない移動手段を選ぶ
楽しむ	○宮城の自然や文化、歴史を楽しみます。 <例>・地元で作られた農林水産物、製品を楽しむ ・地域の人との交流を楽しむ

3. 基本的取組

(1) 基本方針 I 豊かな自然を守り育てる

—私たちの命と生活を支える、ふるさと宮城の自然を大切に育み、失われた自然の回復を目指します。—

基本的取組1 野生生物の保全・回復・適正管理

目指す姿

1-(1) 在来生物の保全・回復

➤ 希少な野生動植物の生息・生育環境の保全が図られ、絶滅のおそれのある種が減少しています。

1-(2) 外来生物の防除

➤ これまでに侵入している外来生物の対策に加え、新たな外来生物についても迅速な対応がとれる体制がつくられています。

➤ 森林の機能維持・保全を図るために、松くい虫被害対策が継続され、被害木が減少しています。

1-(3) 野生生物の適正な管理

➤ 野生生物の適正な管理を行うことで、人との軋轢が緩和されています。

具体的な取組内容

1-(1) 在来生物の保全・回復

○2026(令和8)年3月に「レッドデータブック 2026(仮称)」を作成し、県民や事業者に対して県内に生息・生育する希少野生動植物について普及・啓発し、生息・生育環境の悪化、減少・消失が起こらないよう努めます。

○多くの絶滅の恐れのある種が生息・生育している伊豆沼・内沼では、自然再生事業を通じ、引き続き、希少野生動植物の保全・回復の取組を進めます。

○蒲生干潟の自然環境保全と利活用を推進するため、多様な主体が参加・協力し、自然再生協議会による取組を継続して進めます。

1-(2) 外来生物の防除

○森林や草地、河川、湿地、海岸などに定着し、地域の生態系に大きな影響をおよぼしている外来生物の生息・生育状況や在来生物への影響を継続して把握し、その結果を広く県民に普及・啓発するとともに、関係機関と連携して拡大防止に努めます。

○外来生物により生態系に大きな影響が出ている地域や、外来生物を放置することで分布を周辺に拡大する可能性がある地域において、環境省や県内外の自治体と連携を図り、重点的な防除活動を行います。

○学校や事業者などの多様な主体と連携して、外来生物の防除活動を行い、防除意識の醸成に努めます。

○外来カミキリムシの防除(広げない、新たな侵入を防ぐ)のため、各土地管理者において防除対策を講じるとともに、侵入状況について公表することで、注意喚起を図ります。

○松くい虫被害を防ぐため、継続して伐倒駆除等の対策や、関係者と連携した情報把握を進め、被害の拡大を防ぎます。

1-(3) 野生生物の適正な管理

○県内の山間地域から農地にかけて急速に生息域を広げているニホンジカやイノシシなどについては、「ニホンジカ管理計画」や「イノシシ管理計画」に基づく狩猟期間の延長や個体数調整などによる捕獲の推進、農地や森林の適正管理などを、隣県や市町村、宮城県獵友会などと連携して計画的に進めます。

○捕獲した野生鳥獣の食肉(ジビエ)については、放射性物質のモニタリング調査結果を踏まえながら、石巻市や女川町にあるニホンジカ加工処理施設や、大崎市に建設されたイノシシ食肉加工処理施設を先行事例として、有効利用について検討します。

○防除対策や捕獲を含めた管理のため、「ニホンザル管理計画」に基づき、毎年度、県内の生息状況等調査を実施し、市町村に対して、群れの調査情報提供や捕獲方法の助言を行い、捕獲を含めた防除対策による持続的な管理が維持できるよう支援します。

○住宅地周辺における出没が問題視されているツキノワグマについては、「ツキノワグマ管理計画」に基づき、捕獲圧が種の存続に影響を及ぼすことがないように、科学的な生息数の把握に努めながら、適正な個体数の管理を図りつつ、隣県や市町村などと連携して人の軋轢の軽減に努めます。

○市町村鳥獣被害防止対策協議会において、「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、捕獲活動や、侵入防止柵の設置、生息環境の管理などに取り組みます。

○農家の高齢化や減少などによって維持・管理が行き届かなくなった農地(水田や畠)や農業水利施設(ため池や用排水路など)については、「多面的機能支払交付金」などを活用し、多様な主体との連携により、農地が有する景観保全や土砂災害の防止、野生生物の生息・生育環境などの多面的な機能を発揮させ、農村環境の魅力向上、生物多様性の保全につながる取組の促進を図ります。

○狩猟者免許所持者は増加傾向にあるものの、大型獣を駆除・捕獲できる知識・経験を有する人材は依然として不足することから、引き続き「新人ハンター養成講座」や「新米ハンターレベルアップ講座」を開催し、狩猟者の確保・育成に取り組みます。

○2024(令和6)年度に策定した「宮城県カワウ適正管理指針(第Ⅱ期)」に基づき、関係者の協働のもと、カワウ個体群の効果的な管理を行うことで、カワウによる漁業被害を軽減させ、カワウと漁業の共存を目指します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
1 ★	希少な野生生物がどのくらい回復しているか (伊豆沼・内沼における目標生物種の復元状況に関する指標※ ①ゼニタナゴ(魚類) ②クロモ(植物) ③ミコアイサ(鳥類))	①レベル3 ②レベル0 ③レベル3 (R1)	①レベル3 ②レベル2 ③レベル4 (R5)	①レベル4 ②レベル2 ③レベル4 (R10)
2	松くい虫などの被害によってどれくらいの木が枯れたのか (松くい虫等による枯損木量)	16,523 m ³ /年 (H27)	8,493 m ³ /年 (R5)	10,000 m ³ /年 (R9)

※伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画(第2期)に基づく評価基準

〈指標選定理由〉

指標1：伊豆沼・内沼における在来生物の回復を目指すことで、県内の絶滅危惧種の個体数の

回復及びその手法の確立、また自然環境への県民の理解の促進につながります。

指標2：松くい虫被害を抑えることで、豊かな自然環境や自然景観が保全されます。

★: 基本方針Ⅰの中の主要指標

基本的取組2 良好的な自然環境の保全・再生・創出

目指す姿

2-(1) 抱点となる良好な自然環境の保全・再生・創出

- 野生生物が生息・生育できる環境を保全、再生・創出するために、既存の保護地域の取組に加え、その他の重要地域での各主体の取組も広がっています。

2-(2) 健全な水循環の保全と水域の連続性の確保

- 健全な水循環を保全するために、県民、事業者、行政機関などの地域社会を構成する様々な主体が役割分担のもとに、自主的かつ積極的に取組んでいます。

2-(3) 市街地における生物多様性の向上

- 生物多様性の向上に貢献する緑の持つ多様な機能を活用した都市緑地が整備されています。

2-(4) 生態系ネットワークの形成

- 既存の保護地域を中核として、森林や農地、河川などや、その周辺地域においても保全に資する取組が進められ、生態系ネットワークが形成されています。

具体的な取組内容

2-(1) 抱点となる良好な自然環境の保全・再生・創出

○自然公園やラムサール条約登録湿地など、法律や条例などで保全されている森林や草地、湿地などの自然環境を将来にわたって良好な状態で維持します。

○開発や外来生物の侵入、レクリエーションによる利用過多などによって自然環境が損なわれた地域については、伊豆沼・内沼や蒲生干潟における自然再生推進法に基づく取組や、地域生物多様性増進法*などに基づき、多様な組織の連携の下、本来の自然環境の回復に努めます。

○国で進める自然共生サイト*への認定申請の支援などを通じ、普通種を含めた野生生物の生息・生育環境と、その環境を保全するための活動の場を拡充し、様々な主体によるネイチャーポジティブ実現に向けた取組を促進します。

2-(2) 健全な水循環の保全と水域の連続性の確保

○河川清掃や海岸清掃、水質調査などによる「清らかな流れ」の達成、森林整備による保水力の維持や農業における水の有効活用による「豊かな流れ」の達成、流域における外来生物駆除や森づくりなどによる「豊かな生態系」の達成を図り、健全な水循環の保全に努めます。

○水質汚濁防止法及び公害防止条例に基づき、事業場からの排水状況の確認を継続して実施します。また、河川等公共用水域の水質モニタリングを実施し、公共用水域の水質を監視します。

- 自然災害や事故発生時に化学物質を流出させないため、平時から公共用水域への流出防止対策について周知徹底し、また、未然防止対策を実施するよう事業者に対して指導します。
- 河川や沼、ため池、用排水路などの水辺の健全なつながりは、本県の生物多様性を支える基盤となることから、河川改修事業や農業農村整備事業などの水辺の改変に関わる事業を行う際には、野生生物の移動に配慮します。
- 河川改修事業実施の際は、「宮城県河川海岸環境配慮指針(2019(平成31)年3月に策定)」を、農業農村整備事業実施の際は、「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針(2015(平成27)年5月農林水産省策定)」などを活用し、事業箇所の環境に合わせた環境保全対策を図ります。

2-(3)市街地における生物多様性の向上

- 都市化が進み自然環境が減少しつつある市街地においても、都市公園や公共施設、街路樹などにおける在来種を用いた緑化の推進や、河川敷における草地や湿地などの創出といった限られた空間を生かして、生物多様性を高める工夫を推進します。
- 豊かな自然や景観に親しむレクリエーション空間の提供や防災減災、気候変動対策など多面的な機能を発揮させるため、河川における親水空間の整備、港湾における緑地の整備、道路緑化を推進します。
- 道路や公園、港湾・海岸において、事業者やNPO団体、活動団体が清掃や緑化活動に取り組むアドプト・プログラムによる環境保全活動の支援を継続します。

2-(4)生態系ネットワークの形成

- 森林や農地を対象とする計画や事業において、生物多様性保全の取組が適切な形で実行されるよう、県の関連部局間の連携を図ります。
- 原生的な森林や、希少な野生生物の生息・生育環境となっている森林、河川の河畔林などの生物多様性の高い森林については、林野庁や環境省などとの連携を図り、連続したまとまりのある形で保全を図ります。
- 「東北生態系ネットワーク推進協議会」に参画するなど、多様な主体と連携し、北上川流域や鳴瀬川流域における生態系ネットワークの形成を図ります。
- 「宮城県自然環境保全基本方針」に示された「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー(生態的回廊)」で形成される生態系ネットワークの考え方を踏まえた取組を推進します。
- 「みやぎ環境税」と「宮城みどりの基金」を活用した「百万本植樹事業」によって、自ら植樹を行う市町村、県民、活動団体、事業者などに対して緑化木や資材などを提供し、緑化を推進します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
3	生物多様性が保全される地域がどれくらい広がっているか(自然共生サイト認定数)	-	10 か所 (R6)	30 か所 (R10)
4	河川における水循環の健全さはどれくらいなのか (0~10) (健全な水循環を保全するための要素に関する指標※ ①水質 ②水量 ③生態系)	①7.7 ②8.9 ③6.2 (H28)	①8.1 ②8.7 ③6.7 (R5)	①10.0 ②8.8 ③7.7 (R10)

※宮城県水循環保全基本計画(第2期)に基づく指標

〈指標選定理由〉

指標3：自然共生サイトを増やすことで、野生生物の生息・生育環境を保全・創出するとともに、県民や事業者など様々な主体の積極的なネイチャーポジティブへの取組を促進します。

指標4：健全な水循環を維持することで、水循環の有する機能が十分に発揮され、山から海までの水環境における豊かな生物多様性が保全されます。

基本的取組3 自然と共生する農林漁業を通じた生物多様性の向上

目指す姿

3-(1) 農業における生物多様性の保全

- 農業農村整備事業の実施にあたっては、計画段階から周辺環境や野生生物の保全に配慮した設計・施工が行われ、また営農においては、農薬の低減など環境と調和した農業の取組が進んでいます。

3-(2) 森林における生物多様性の保全

- 森林整備についての知識とノウハウを有する担い手が育成され、森林機能の重要性の普及啓発と森林づくりに関わる団体が持続的に活動しています。

3-(3) 漁業における生物多様性の保全

- ASC認証やMSC認証などの認証の取得や、近年著しく資源量が減少している種の広域での資源管理が進んでいます。
- 地域で取り組まれている藻場や干潟の保全活動、アマモ場の再生活動が持続的に取り組まれています。

具体的な取組内容

3-(1) 農業における生物多様性の保全

- 「環境保全米」の取組に代表される、化学合成農薬・化学肥料を節減した特別栽培及び有機農業の普及拡大を図り、人と環境に優しい農業を推進します。
- 国や県、市町村では、自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを援助するため、「環境保全型農業直接支払交付金」により、環境保全型農業を継続して支援します。本制度では、「有機農業の取組」を実施した地区において、生物多様性保全の効果を評価するために、野生生物調査を実施します。
- 農地整備などの農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスターplan」を基本に、事業実施に係る水生生物及び野生生物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、野生生物の生息・生育環境の保全と調和した事業を展開します。これらの計画や方針に基づき、計画段階から地域のNPO団体などとの連携を図り、野生生物の移動や繁殖と調和した設計・施工を行います。さらに、野生生物や水質のモニタリングを実施し、新たな計画の策定に反映させることで、技術の向上を図ります。
- 地域の環境特性を踏まえつつ、環境と調和した農業農村整備を実施するとともに、「ふゆみずたんぼ」の取組など、年間を通じて野生生物が生息・生育できる環境づくりを、様々な主体や地域との連携により広域的かつ効率的に推進します。
- 農業の有する多面的機能を発揮させるため、農村の地域資源の保全活動を行う組織を支援します。

○農地土壤における炭素貯留の方法となるバイオ炭の農地施用について、貯留効果と土壤及び農作物への効果の検証などを行い、農業におけるカーボンニュートラル*の取組を推進します。

3-(2)森林における生物多様性の保全

○環境貢献や社会貢献を目的としたCSR活動として森林整備を行おうとする事業者などと森林所有者とを結ぶ橋渡し役となり、地域に根ざした里山環境の整備活動を支援します。

○手入れが行き届かず、機能低下や災害の危険性のある人工林については、森林経営管理法に基づく新たな森林管理の実施や計画的間伐、再造林を推進するほか、針広混交林や複層林・広葉樹林への転換により、生物多様性の高い森づくりを進めます。

○森林環境譲与税を活用した各種相談対応や技術支援、研修会の開催などにより、市町村が実施する森林整備などをサポートします。

3-(3)漁業における生物多様性の保全

○近年著しく資源量が減少している種や、広域での資源管理が必要な種については、関係県や国との連携の下、持続的な漁業に努めます。

○内水面漁業における稚魚の放流については、遺伝的多様性に配慮し、同一水系の稚魚の導入に努めるとともに、自然産卵や生息環境の改善による資源の維持についても検討します。

○宮城県沿岸の海水のモニタリング調査を継続して実施します。

○事業者による水産エコラベルなどの認証取得の支援を実施し、漁業資源の持続的な利用を推進します。

○化学物質の流入による海水汚染や、漁具などのプラスチックごみの海洋への流出といった環境負荷の削減を進めます。

○漁場の整備と水域の環境保全対策を総合的かつ一体的に実施するため、藻場回復に向けた着定基質投入などのハード整備を行うとともに、水産資源の持続的な利用に向けて、多様な主体との連携により、藻場や干潟の保全・再生活動を推進します。さらに、ブルーカーボン*の取組を推進し、藻場造成や海藻養殖の増産と、気候変動対策や生物多様性の確保への貢献など、環境と調和した水産業の確立を目指します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
5	農地や農業用水といった豊かな地域資源をまもる活動はどれくらい行われているのか(農村の地域資源の保全活動を行った面積※)	71,563 ha/年 (H27)	76,759 ha/年 (R5)	72,700 ha/年 (R12)
6	健全な森林を保つためにどれくらいの面積で間伐を行ったか(間伐実施面積)	2,714 ha/年 (H27)	3,048 ha/年 (R5)	5,600 ha/年(R9)
7	生物多様性と調和した漁業がどれくらい行われているか(藻場・干潟保全の活動面積)	-	47ha (R6)	60ha (R12)

※目標値は農地が減少傾向にある現状を鑑み設定している。

〈指標選定理由〉

指標5：農薬や化学肥料の使用量を県の基準の半分に減らしたうえで、緑肥や冬季湛水管理などの取組を行う環境保全型農業が推進されることで、安全安心な「食」の提供、気候変動対策や生物多様性の保全、持続可能な農業につながります。

指標6：適切な間伐により健全な森林環境が保たれ、森林内の生物多様性が保全されます。

指標7：藻場や干潟を保全することにより、海洋生物の生息・生育環境が保全されるとともに、気候変動対策や、持続可能な水産業につながります。

基本的取組4 生物多様性と調和した開発事業の推進

目指す姿

4-(1)開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和

- 開発時における生物多様性との調和が主流化し、大規模開発の際は、開発後も自然環境や野生生物への影響について長期的なモニタリングが実施されています。

具体的な取組内容

4-(1)開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和

- 公共事業や民間開発によって良好な自然環境、そこに生息・生育する野生生物、周辺地域も含めた広域の生態系への影響が想定される場合には、環境影響評価制度などを踏まえて、林地開発等の指導により、事前にその影響の回避・低減措置の可能性を検討します。
- 大規模な再生可能エネルギー開発の際は、自然公園法や環境影響評価制度などを踏まえて、自然環境や野生生物の生息・生育環境への影響を最小限にし、生物多様性の保全と調和した地域共生型の再生可能エネルギーの導入を目指します。また、導入後も自然環境や野生生物への影響について長期的に把握することに努めます。
- 今後とも、必要性・緊急性が高い公共事業であっても、可能な限り地域の生態系への影響が回避・低減されるよう、2019(平成31)年3月に策定した「宮城県河川海岸環境配慮指針」などを活用した、環境保全対策を図ります。また、事後のモニタリングなどにより、自然環境への影響を把握し、必要があれば追加的な措置を講じます。
- 海岸づくりにあたっては、海岸景観に配慮し、貴重な野生生物の生息・生育環境の維持、回復及び創出を図るため、適正な維持管理を実施し、自然環境に配慮します。
- 砂浜や干潟、三陸沿岸のリアス海岸などの景観や国内でも有数の漁場である本県沿岸部の生態系を損なうことがないよう、沿岸部における漁港整備や防災事業などの公共事業の実施に際しては、自然環境の保全と漁業資源の持続的な利用に留意します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
8	大面積の開発工事の際の無秩序な開発を少なくする(林地開発許可や環境影響評価などによる無秩序な開発の抑制(定性))		指導内容の記録や整理を行い、今後の効果的な抑制に努める。	

〈指標選定理由〉

指標8：大規模工事の際の無秩序な開発を抑制し、工事による自然環境への影響を緩和することが、生物多様性の保全につながります。

(2) 基本方針II 豊かな自然の恵みを上手に使う

—私たちのくらしが、豊かな自然がもたらす様々な恵みに支えられていることに感謝し、生物多様性を基盤とした持続可能な社会への転換を目指します。—

基本的取組5 ゼロカーボンや循環型社会と生物多様性が調和した生産・消費、ネイチャーポジティブ経済の実現

目指す姿

ネイチャーポジティブを達成するには、カーボンニュートラル/ゼロカーボンや循環型社会の対策との連携、経済との連携が不可欠です。

5-(1)生物多様性と調和したゼロカーボンの推進

- 本県が目指す「2050年度二酸化炭素排出実質ゼロ」の目標の実現に向け、「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 県民会議」を通じて県民、事業者、行政が幅広く参加、連携し、地球温暖化対策を積極的に推進する体制を構築しています。
- 再生可能エネルギーの導入に伴う開発の際には、規模に関わらず、自然環境や生物多様性への影響が十分に配慮され、地域と共生した「エネルギーの地産地消」が進んでいます。

5-(2)自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進

- 天然資源の消費を抑制し、循環資源を生かした環境負荷のない循環型社会に向けて取組が進んでいます。
- 消費者や事業者が積極的に食品ロスの削減に向けた行動をしています。
- 地域の活性化や雇用などを含む人・社会・地域・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費*(倫理的・道徳的な消費)が浸透しています。
- 「宮城県グリーン製品」などの環境への負荷の少ない製品の普及が拡大しており、事業者も積極的にグリーン購入を行っています。
- 新たな木材需要が創出され、森林資源の持続可能な活用に向けた木材流通改革が進んでいます。
- 団体や事業者がFSC®認証などの森林認証、ASC認証やMSC認証などの水産業の認証を積極的に取得しています。

5-(3)ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり

- 製品のライフサイクル全体での資源循環に寄与する循環経済*が普及拡大し、消費者のライフスタイルも資源循環型に変化しています。
- サステナブルファイナンス*の仕組みにより、自然環境や生物多様性に貢献する事業が広がっています。

具体的な取組内容

5-(1)生物多様性と調和したゼロカーボンの推進

- 「みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050 戦略」に基づき、温室効果ガス排出量の削減とグリーンカーボン*やブルーカーボンなどの吸収源の増加を進め、2050(令和32)年のゼロカーボンの達成に向けた取組を進めます。
- 再生可能エネルギー施設の導入にあたっては、生物多様性への負の影響が最小限となるよう、調整を図ります。環境などへの適正な配慮や、地域住民への十分な説明・対話のほか、地域特性を生かし、地域に貢献する事業モデルなど、「地域との共生」の視点に立った再生可能エネルギーの取組を推進します。
- エネルギーの地産地消の観点を踏まえた、需給一体型再生可能エネルギー大量導入を促進することで、再生可能エネルギー施設などの自然地での導入を抑制します。
- 0.5ha を超える森林を開発し、再生可能エネルギー施設を設置した場合、その発電出力に応じて、設備の所有者に課税する「再生可能エネルギー地域共生推進税」を活用し、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指します。
- 環境影響評価制度を適切に運用することにより、大規模な開発による環境悪化を未然に防止するとともに、持続可能な社会の構築を図ります。
- 木質バイオマス資源として利用するため、森林内に放置された未利用間伐材などの搬出に對して支援を行うことで、再生可能エネルギーとしての利用促進を図ります。
- 県有施設のゼロエネルギー化の推進、環境に配慮した自動車の計画的導入、環境に貢献する物品等調達の取組などにより、県の事務事業における排出量の削減を図ります。

5-(2)自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進

- 広報、普及啓発イベント、環境学習や事業者と連携したキャンペーン展開などを通じて、県民・事業者の意識醸成と行動変容を促すとともに、プラスチックごみや食品ロスの削減に取り組む事業者を支援します。
- プラスチックをはじめとした海岸漂着物などの対策を推進するため、海洋ごみの回収・処理とともに、発生抑制に向けた環境教育やごみ拾い活動を支援します。
- SDGs の第一歩として、消費者に向けた「エシカル消費」の理解促進と実践に向け、事業者と協働して啓発活動を行います。
- 環境負荷の少ない持続可能な経済活動の促進に寄与するため、本県の環境に貢献する製品を「宮城県グリーン製品」と認定し、その普及拡大を図ります。
- 県内だけではなく他地域も含めた生物多様性に配慮する必要があるため、県で実施する公事事業や庁舎内で使用する物品等については、率先してグリーン購入を行います。あわせて、事業者に対しても、積極的なグリーン購入の実施を促します。
- 木材の地産地消を進める「みやぎの木づかい運動」などの取組を進めるとともに、森林の循環利用を確保するため、伐採後の再造林などを推進し、持続可能な森づくりを進めます。

- 木材の生産・流通・加工体制の整備を支援するとともに、CLT*(直交集成板)などの新たな木材需要の創出や県産材の利用を促進するため、県産材を使用した住宅や木製品の導入の支援などを行います。
- 木材などのバイオマスをはじめとした地域の特性に応じた再生可能エネルギーの利活用推進を図り、エネルギーの地産地消による地域内循環の構築を図ります。
- 森林吸収オフセットクレジットや森林認証制度について事業者などへ情報提供し、その導入を通じて県産材の付加価値を高める取組を進めます。
- 藻場や海藻などの二酸化炭素を固定する機能を積極的に評価・活用し、環境と調和した持続可能な水産業の確立を目指す「宮城ブルーカーボンプロジェクト」を進めます。
- 水産業を支える基盤である豊かな漁場を将来にわたって持続的に維持していくため、漁業者が操業中に回収した漂流・漂着ごみなどを回収・処理する市町村の取組を支援します。

5-(3)ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり

- 「みやぎ環境税」を活用し、「脱炭素社会の推進」、「森林の保全及び機能強化」、「気候変動の影響への適応」、「生物多様性、自然・海洋環境の保全」及び「地域循環共生圏*形成のための人材の充実」の取組を推進します。
- 環境マネジメントシステム(ISO14001の認証、「エコアクション21」や「みちのくEMS」)認証取得事業者を、県の調達において優先的に取り扱うことで環境保全活動の推進を支援します。
- 補助事業を通して、県内事業者による産業廃棄物の3Rに寄与する施設整備や循環ビジネスに関する取組を支援します。
- 県中小企業融資制度(がんばる中小企業応援資金)におけるグリーン製品の信用保証料割引など、事業者のグリーン製品の導入を支援します。
- 公益的機能の高い森林づくり、都市・農山村の緑環境整備に、県民一人ひとりが気軽に参画できるよう、「宮城みどりの基金」を通じた寄付制度を継続します。
- ふるさと納税やクラウドファンディングを活用し、藻場や海岸防災林を再生する取組を支援します。
- 生きものや自然環境に貢献する方法で生産・加工・提供する事業者の若手後継者の育成などの公的な支援の在り方を検討します。
- 農林水産業の持続性確保のため、地域の特性に応じた農林水産業の高度化を図り、地場産業の振興を図るとともに、過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和を取りながら、新しいニーズに適応した農林水産業と観光産業が結びついた6次産業化を図ります。
- 金融機関や事業者が情報共有をするための場をつくり、サステナブルファイナンスを推進するための仕組みづくりを検討していきます。
- ネイチャーポジティブの実現に資する、ビジネスマッチング、技術開発支援などの検討を行います。
- 生物多様性と調和・貢献した地域経済の発展や、気候変動への取組を推進します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
9	生物多様性と調和した気候変動対策がどのくらい行われているか(森林等による二酸化炭素吸収量)	1,316 t-CO ₂ /年 (H25)	1,269 t-CO ₂ /年 (R4)	1,316 t-CO ₂ /年 (R12)
10 ★	県内の循環資源が活用されて製品化されたものがどれくらいあるか(上段：宮城県グリーン製品※の認定事業者・下段：製品数)	56 事業者 98 製品 (H27)	66 事業者 107 製品 (R5)	80 事業者 130 製品 (R12)

※：県が制定した「グリーン購入促進条例」に基づき、県が認定した「宮城県の環境に配慮した製品」

〈指標選定理由〉

指標 9：森林整備や木材利用の推進、ブルーカーボンの普及や海洋プラスチックごみ対策、海洋環境の保全などを通じて、二酸化炭素の吸収量を増やします。

指標 10：宮城県グリーン製品が普及・拡大することで、環境に配慮した市場の形成が促され、環境負荷の少ない持続可能な生産・消費活動の促進に寄与します。

★：基本方針Ⅱの中の主要指標

基本的取組6 宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスの提供とその普及

目指す姿

6-(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・

ブランド化

- 第三者認証制度が浸透し、利用する事業者が増加しています。
- 認証商品市場が拡大し、認証商品やサービスを選択する人が増え、生物多様性の保全や活用が進んでいます。
- 環境に貢献する商品やサービスが宮城の新しいブランドとして浸透しています。

6-(2) 自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承

- 自然公園やラムサール条約登録湿地やジオパーク、世界農業遺産などへの観光やエコツーリズム、「宮城オルレ」や「みちのく潮風トレイル」などの観光資源を通じて、自然環境や生物多様性の大切さの理解が図られ、地域の生物多様性の保全が進んでいます。
- 宮城の豊かな自然や文化が育む食材などの多彩さ、質の高さ、魅力が関連産業に広がり、本県のブランドとして浸透しています。

具体的な取組内容

6-(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・ブランド化

○生きものや自然環境に貢献する方法で生産・加工・提供される商品やサービスの購入を通じて、生物多様性保全に取り組む事業者を支援する消費者の理解醸成、若手後継者の育成などの公的な支援の在り方を検討します。

○農薬・化学肥料を節減するなど一定の要件を満たして生産された農産物を「特別栽培農産物」として認証する「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」や有機農業を推進し、PR販売会の開催や情報発信を進めます。

○環境に貢献する商品やサービスに対して付与される各種の第三者認証制度(FSC®認証、ASC認証やMSC認証などの水産エコラベル、農林水産省が進める「みえるらべる」など)を紹介し、付加価値の高い林産物、水産物、農産物のPR販売や情報発信を推進します。また、認証の取得に向けた支援として、セミナーの開催や経費補助などを行います。

○地域産業の活性化や地域おこし、地域ブランドづくりに有効な地域団体商標や、地理的表示(GI)保護制度の活用を推進します。

○第三者認証制度などの導入はTNFD*との親和性が高く、事業者にとっては企業価値の醸成につながること、また、消費者に対しては、エコラベルのある商品を選択的に購入することで、環境への負荷軽減や、持続可能な社会の実現につながることなどの意味や意義を分かりやすく説明し、市場の拡大を促進します。

6-(2)自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承

- ・引き続き、県では宮城の食の総合ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」を通して、県産食材や宮城の伝統野菜などに関する情報を発信していきます。
- 本県が国内・世界に誇る食・自然・歴史・文化などの地域資源にストーリーやテーマを持たせ、高付加価値化を実現することで訪れる人の満足度向上を図ります。
- 本県が有する豊かな自然環境や景観、地形、自然を持続的に利活用する産業や文化、生活習慣などの特長を生かし、また、ラムサール条約登録湿地やユネスコエコパーク、世界農業遺産、ジオパークなどの国際的な認定や、自然公園、宮城オルレ、みちのく潮風トレイルなどの資源を活用し、生物多様性との調和のとれた地域振興を推進します。
- 自然環境保全活動や海と共に暮らしてきた漁村の生活・文化・歴史を学ぶエコツーリズムや農泊などの取組を支援します。
- サステナブルツーリズムを推進するために、地域や自然環境との調和した観光コンテンツの充実・強化を進めます。
- 旅行者や地域住民の自然環境保全に対する意識や旅行マナーの普及啓発を通じて、地域に対して配慮ある行動を促す「レスポンシブル・ツーリズム(責任ある観光)」の実現を目指します。
- 農泊などの活動の担い手を育成するため、活動実践者を対象とする研修会などを行います。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
11	有機農業を行っている農地はどれくらいあるか（有機農業取組面積）	332 ha (R1)	364 ha (R5)	500 ha (R12)
12	宮城県の食に関する情報を発信するサイトへのアクセスがどれくらいあるか（ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」のアクセス数）	434,874 件/年 (H27)	1,622,948 件/年 (R5)	1,875,000 件/年 (R8)

〈指標選定理由〉

指標 11：有機農業により、農薬や化学肥料の使用量が低減されることで、その農地に生息・生育する野生生物への負荷が緩和され、地域における生物多様性が保全されます。

指標 12：宮城の地場産食材への興味が高まることで、その食材が育まれた豊かな自然環境や環境保全への関心につながります。

基本的取組7 自然が有する多面的な機能を生かした防災・減災の取組の強化とグリーンインフラの活用

目指す姿

7-(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 気候変動などによる水害等自然災害の頻発化のリスク低減や、持続可能な社会の実現のために、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラ*が導入されています。

7-(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 管理された森林や震災後に再生された海岸防災林の多面的機能を十分に発揮するため計画的な森林整備が進められています。

具体的な取組内容

7-(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 防災・減災の取組に際しては、自然環境が有する多面的な機能に着目し、生物多様性の保全と調和したものとなるよう留意します。
- 地球環境の変化や気候変動による災害の増加が社会問題となっていることから、海岸防災林の整備による高潮被害の低減、遊水地の整備による洪水被害の低減、ため池や田んぼダムによる洪水被害の低減、森林の整備による洪水緩和機能の維持などの自然の有する多面的機能を利用したグリーンインフラや、防災・減災(Eco-DRR*)に関する取組を進めます。

7-(2) 海岸林の機能を生かした防災・減災の取組の推進

- 海岸防災林の多面的機能を活用しながら、震災による津波で失われた海岸防災林の再生と維持を図る「グリーンコーストプロジェクト」を進めます。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
13	海岸防災林(クロマツ林など)の保育管理がどれくらい行われているか (海岸防災林の保育管理面積)【2021(R3)年度からの累計】	12ha (R3)	136ha (R5)	753ha (R9)

〈指標選定理由〉

指標 13：多面的機能を有する海岸防災林の整備が、景観や生態系の保全につながります。

(3) 基本方針Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ

一身近な自然や生きものの大切さや素晴らしさ、楽しさなど、自然と共に生きることの意味を地域全体で共有し、一人ひとりが持続可能な生産・消費活動への理解を深め行動し、豊かな自然を将来世代に引き継ぎます。――

基本的取組8：県内の生物多様性の価値の浸透

目指す姿

8-(1) 生物多様性に関する情報の蓄積・発信

- 県内の生物多様性に関する施策や民間団体の活動、企業などの事業活動に必要な情報が「みえる化」され、様々な取組が促進されています。
- 多様な機会や手段において生物多様性に関する情報に触れることで、県民の生物多様性に対する理解が深まっています。

8-(2) 社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の促進

- ネイチャーポジティブに貢献する事業活動は、持続可能な企業経営や競争力の強化につながっていくという認識が広がり、ネイチャーポジティブ経営が浸透しています。
- ネイチャーポジティブ経営に対する県民の関心が高まっています。
- 私たちの消費活動や、廃棄などが、生物多様性と関係していることを認識し、認証を受けた製品などを選んで買うことや、食品廃棄を少なくするような行動をしています。

具体的な取組内容

8-(1) 生物多様性に関する情報の蓄積・発信

○県内の生物多様性の状況を把握するために、環境省の自然環境保全基礎調査などの情報共有を図りながら、県のレッドリストの調査・策定を行っている「宮城県野生動植物調査会」を中心に、県内の野生西部や外来生物の生息・生育状況についての継続的な調査・分析研究を行います。

○これまでホームページで公開していた、自然保護に関する各種規制や、自然観察に関する施設の紹介やイベントなどに加え、生物多様性との調和を図るべき地域や、保全するべき地域、また、保全活動を実施している地域などを「見える化」します。それにより、事業活動における生物多様性との調和の促進や、環境保全活動への価値の向上や評価、県民の保全活動などへの積極的な参画を促します。また、県内市町村における生物多様性地域戦略の検討及び策定に必要な情報を提供します。

○「生物多様性パネル」の県庁内での展示や県内市町村への貸出、県民を対象とした「生物多様性フォーラム」や、実際に自然に触れて体験する「環境学習イベント」を継続して開催し、気候変動対策や、循環型社会の取組などの関係施策や、複数の地域の施設や団体などが連携してイベントや展示を実施するなど、より効果的な情報発信・共有の在り方を検討します。

○自然学習施設などを活用した、本県の生物多様性に関する情報や取組の窓口となる拠点の設置を検討します。

8-(2)社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進

○地域の経済活動団体のネットワークと連携し、地元の中小企業へ積極的な情報発信、普及啓発を行います。その際に、具体的な取組事例や科学的データの根拠を提示するなど、事業者が取り組みやすい情報の提供に努めます。

○企業活動におけるネイチャーポジティブの取組が企業価値の向上につながるような情報発信や、こうした活動に対する支援制度の情報を収集し、積極的に提供します。

○生物多様性の保全活動に取り組む事業者や団体と、こうした取組を支援したい団体を取りまとめ、お互いのニーズにあった活動を引き合わせるなど、県内の生物多様性の取組が促進される仕組みを作ります。

○ふるさと納税、みやぎの里山林協働再生支援事業、宮城みどりの基金事業を通じ、生物多様性保全の取組を推進します。

○消費者に対して、エコラベルのある商品を選択的に購入することで、環境への負荷軽減や、持続可能な社会の実現につながることなどの意味や意義を分かりやすく説明し、市場の拡大を促進します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
14	生物多様性についての講演会の参加者数 (生物多様性フォーラム等の参加者数) 【2015(H27)年度からの累計】	185 人 (H27)	746 人 (R5)	1,500 人 (R10)
15 ★	生物多様性という言葉の意味をどれくらいの人が知っているか(生物多様性認知度)	35% (H30)	55% (R5)	80% (R11)

〈指標選定理由〉

指標 14：自然や生物多様性に関する講演に参加することにより、生物多様性の保全への関心が高まります。

指標 15：生物多様性という言葉の意味やその重要性を理解してもらうことが、生物多様性への関わりの第一歩になり、生物多様性に関する取組の推進につながります。

★：基本方針Ⅲの中の主要指標

基本的取組9：豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成・環境教育の質の向上

目指す姿

9-(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成

- 将来を担う子どもたちが参加可能な自然体験や環境学習が拡充され、継続しています。
- 若者や子どもの社会参画が進み、その意見や提案が生物多様性の保全や地域づくりの取組に生かされています。
- 若者の社会貢献活動への参画が増え、生物多様性の保全や地域づくりに関わる次世代のリーダーが育成され、活躍しています。

9-(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進

- 年齢や経験、興味関心事項に関わらず、県民が生物多様性を楽しみながら学べる場や機会が拡大しています。
- 生物多様性の知識の普及や野外活動の指導などを行える人材が継続して育成されています。

具体的な取組内容

9-(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成

- 自然観察や自然体験、食育などの各種の環境教育プログラムの企画・実施を通じて、子どもたちが身近な自然に触れ、親しみ、身近な自然やそこに生息・生育する生きものの命の尊さを学ぶ機会を、各施策と連携しながら、提供します。
- 宮城県環境教育リーダー制度を活用し、こども環境教育出前講座や、みやぎ環境教育支援プログラム活用講座による体験活動などを通じて、県内小学校で環境について学ぶ機会を増やします。
- 県内外の学校や事業者を対象とした SDGs や自然体験などの教育旅行をまとめた「宮城県教育旅行ガイドブック」を発行し、旅行のトータルコーディネート支援を行うことで、教育旅行を促進します。
- 環境学習や生物多様性の保全活動に積極的に取り組む学校に「生物多様性推進活動優秀賞」を授与し、学校教育においても継続的な活動につながる支援を行います。
- 学校教育の年間指導計画に、身近な自然や生きものと触れ親しみ、地域の生物多様性について学ぶ機会が増えるよう働き掛けます。
- 地域の NPO 団体や学校、事業者などの多様な組織との連携の下、ESD(国連や文部科学省、環境省などが推進する「持続可能な開発のための教育」)の推進を図ります。
- 教員及び子どもたちが本県の生物多様性について学べる機会を充実するため、環境学習素材などの拡充を図ります。
- 豊かな自然を引き継ぐ世代となる若者を対象に、次代を担うリーダーを育成するための夢や目標、志について考える機会の提供や県政課題について意思表明する機会を確保します。

○社会貢献活動意欲を醸成し、NPO 法人など民間団体とのマッチングの機会を周知し、子ども・若者の地域社会での活躍を推進します。

9-(2)生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進

- 生物多様性について学習できる県内施設として、「生物多様性施設マップ」に掲載されている施設などにおいて、様々な年代を対象とした自然体験イベントや展示を継続的に行い、引き続き生涯にわたる学びの場を提供します。
- 環境に貢献する行動を主体的に実践できる人材の育成を図るため、環境教育リーダーや外部講師による環境教育関連の出前講座の実施や、農泊等活動実践者に対する支援活動により、県内の児童生徒などへの環境教育の機会の提供や、NPO 団体、学校、行政、民間事業者などの協働での取組を促進します。
- 多面的な機能を有する森林の整備や育成の推進と、学校などの団体からの派遣要請に応じて、森林体験活動や自然観察などのイベントを企画・実施する人材を育成するため、「森林インストラクター養成講座」を開催します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
16	環境教育の講師が派遣された小学校の数 (こども環境教育出前講座実施学校数) ()内は受講児童数(参考値)※	延べ 17 校/年 (延べ 700 人) (H27)	延べ 56 校/年 (延べ 2,430 人) (R5)	延べ 50 校/年 以上 (延べ 2,000 人) (R10)
17	環境学習が特に優れている学校の数 (生物多様性推進活動優秀賞受賞校数) 【2015(H27)年度からの累計】	6 校 (H27)	48 校 (R5)	73 校 (R10)
18	体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合	86.3% (H27)	84.4% (R5)	90.0% (R10)
19	環境教育を行うことのできる人材がどれくらい増えているか (森林インストラクター認定者数) 【1998(H10)年度からの累計】	578 人 (H28)	725 人 (R5)	900 人 (R9)

※：目標値は学校数や児童数が減少傾向にある現状、各学校のカリキュラム設定などの状況により申込者数が左右されることなどを考慮し設定している。

〈指標選定理由〉

- 指標 16：子どものころから環境教育を受けることで、自然や生物多様性の大切さを学び、理解することにつながります。
- 指標 17：自然や生物多様性についての活動を重点的に行っている学校を表彰することで、同様の活動を行う学校が増え、生物多様性を理解する子どもが多くなります。
- 指標 18：農林漁業を体験することが、自然の恵みや生物多様性への理解につながります。
- 指標 19：森林インストラクターの認定者など、環境教育を行うことができる人材を増やすことで、環境教育の機会が創出されます。

基本的取組 10：多様な主体の参画・協働、横断的な連携強化

目指す姿

10-(1) 多様な主体との横断的な連携強化

- 県内の生物多様性を保全するため、多様な主体が連携して生物多様性に関わる取組を行っています。
- 気候変動対策や循環型社会の取組と、ネイチャーポジティブの取組がトレードオフの関係にならないよう、県の関係施策や事業者の取組と連携が図られ、適切に進められています。
- 国や地方自治体、研究機関、民間事業者、団体とのネットワーク形成及び事業連携、またそれを支援する仕組みづくりが進み、効果的に取組が進んでいます。

10-(2) 生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画

- 県内のネイチャーポジティブを進めるために、既存のネットワークやプラットフォームに積極的に参画し、情報収集・情報共有を行っています。

具体的な取組内容

10-(1) 多様な主体との横断的な連携強化

- これまで地域や団体などによって、個々に行われてきた希少種の保全や外来生物の駆除、エコツーリズムなどの生物多様性保全に関する取組を、河川の上・下流や流域などの「自然のつながり」の中で捉え、他の組織や地域との連携により効果的な取組として推進します。
- 市町村担当者向けの研修会の開催などを通じて、生物多様性の重要性について周知を図るとともに、県で整備する情報などを活用しながら、市町村の生物多様性地域戦略の策定を支援します。
- 県の施策としての脱炭素や、循環型社会の取組との連携を強化し、また、庁内連絡会議を開催するなど、県庁内の関係部局との連携を深め、県の施策としてのネイチャーポジティブを推進します。
- 原料の採取から販売に至る一連の事業活動は、直接・間接的に他の地域や国の生物多様性に影響を及ぼすこともあるため、個々の事業者が行う生物多様性保全の取組や、複数の事業者による地域や業種を超えた生物多様性保全の取組を支援します。
- 地域や学校教育、大学等の研究機関など多様な団体との連携の下、環境保全に対する県民の意識の醸成を図ります。
- 東北大学で取り組んでいる「ネイチャーポジティブ発展社会実現拠点」と連携し、地元事業者を巻き込んだネイチャーポジティブ経済の実現に向けた取組を進めます。

10-(2)生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画

- 引き続き、「30by30 アライアンス」や「生物多様性自治体ネットワーク」に参画して、情報や知見の共有、他の団体や自治体との連携による広域の生物多様性保全の取組を推進します。
- ラムサール条約登録湿地を有する国内自治体の連携組織「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」に参画する他自治体との連携を図ります。
- 生物多様性が持続可能な社会の実現に不可欠なものであることを認識し、ネイチャーポジティブに向けた取組を推進することを誓約する「J-GBF ネイチャーポジティブ宣言」の発表を検討します。

目標指標

No.	指標名	初期値	現在値	目標値
20	地域や学校教育と連携した農村環境保全などの協働活動に参加した人数 【2006(H18)年度からの累計】	39,394 人 (H27)	66,042 人 (R5)	78,500 人 (R12)

〈指標選定理由〉

指標 20：地域と学校が連携して活動を行うことで、農村の持つ魅力の再認識や農村環境の保全に対する意識が高まります。

第6章 推進体制

1. 基本的取組の推進

(1) 基本的取組の推進母体の設置

・本戦略の総合的な推進を図るために、学識経験者、民間団体(NPO団体など)、事業者、市町村、県などで構成する「宮城県生物多様性地域戦略推進会議※」において、各主体の取組の情報交換や、活動主体間の交流を広げ連携を強化し、同じ視点に立ち宮城県の生物多様性に関する取組を推進していきます。

※事務局：宮城県環境生活部自然保護課

(2) 関係機関、団体との連携

・関係事業を実施する各課等と意見交換を行い、より効率的な事業実施を図ります。
・ネイチャーポジティブ実現のためには、様々な主体における取組の推進が不可欠であるため、県内の市町村、事業者、NPO等の民間団体、教育研究機関等と連携し、各主体の行動の実践を促していきます。

2. 進捗管理

(1) 個別事業の進捗状況

基本的取組に基づく個別事業の実施状況については、年1回程度とりめとめを行い、本戦略の的確な進捗状況の把握に努めます。

取組の進捗状況については、第5章で設定した目標指標により点検・評価、公表を行います。

(2) 地域戦略の見直し

本戦略の計画期間内に、社会情勢の変化や地域における生物多様性保全の取組の進捗状況などにより、県内の生物多様性をめぐる動向が変化することも考えられます。このため、地域戦略の策定後、5年に1回程度を目途に、目標や基本方針、基本的取組などが実態に即したものとなっているかどうかを点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

なお、県における新たな総合計画が策定された場合は、当該総合計画との整合性を図ることとします。

資料編

《資料1 用語解説》

あ行

○愛知目標

2010(平成22)年に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」において、生物多様性の損失を止めるための世界目標として「戦略計画2011-2020」が採択されました。戦略計画2011-2020には、長期目標と短期目標、短期目標を達成するための20の個別目標があり、そのうち20の個別目標のことを愛知目標といいます。ただし、「戦略計画2011-2020及び愛知目標」全体を指すものとして使われることもあります。

○アマモ場

沿岸域にある藻場のうち、種子植物である海草類(アマモ類)を主体として静穏な砂底や泥底に形成されるものを「アマモ場(海草藻場)」と呼びます。このアマモ場は、主要な一次生産者として、沿岸海域の高い生産性を支え、水産有用種や絶滅危惧種を含めた様々な海洋野生生物の生息場所として利用されます。(本文p.48参照)

○ウェルビーイング

ウェルビーイング(Well-Being)とは、「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」として、世界保健機関(WHO)憲章に示されています。第6次環境基本計画(令和6年5月環境省策定)においては、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位の目的に掲げられており、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すことが示されています。(本文p.16参照)

○エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことをを目指す仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、地域社会を活性化させることができると考えられています。

○エシカル消費

エシカル(ethical)は、倫理的な、道徳的なという意味の英単語で、エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいいます。具体的には、より多くの人が持続可能な生活を送れるよう人・社会・環境に配慮された商品を見つけて、選んで購入したり、地元を「応援する」ために、

地元の食材を選んだり、地元のお店で商品を買うことなどが考えられます。

○塩性湿地

海岸にある湿地・沼地で、潮汐の影響により、時間帯により塩水・汽水に冠水したり、干出して陸地となったりする地形のことをいいます。干潟全般よりも波浪の影響を受けにくい場所に分布しており、高塩濃度に耐えられる種子植物である「塩生植物」の繁殖が見られます。

○温室効果ガス

大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらす気体を指します。主に、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類があります。石炭や石油の燃料の燃焼では二酸化炭素が多く排出され、畜産業や農業など、一次産業に係る事業では、メタンや一酸化二窒素の排出の割合が高くなる傾向にあります。

か行

○カーボンニュートラル/ゼロカーボン

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味します。2020(令和2)年10月、政府は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。ゼロカーボンもほぼ同じ意味で使われており、宮城県では「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の目標に向け対策を進めており、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を2023(令和5)年3月に策定しました。

○外来生物(外来種)

本来その地域に生息・生育しておらず、人間の活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のことをいいます。外来生物の中には、放されたり逃げ出したりすることによって、本来の自然環境や野生生物に深刻な悪影響を及ぼす「侵略的外来種」も多くいます。外来生物は、国外から移入した「国外外来生物」と、国内の他地域から移入してきた「国内外来生物」に分けることができます。

○環境影響評価(環境アセスメント)制度

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な事業について、その事業を実施する事業者が環境への影響を予測・評価し、その結果に基づいて、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げるための制度です。国が定める「環境影響評価法」に基づき実施されるものと、地方自治体が地域の実情に応じて策定する「環境影響評価条例」に基づき実施されるものがあります。

○環境保全米

環境への負担を少なくするために、化学農薬や化学肥料を従来の半分以下に減らし、栽培されたお米のことです。

○グリーンインフラ

国土交通省の定義では、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」、とされています。具体的には、森林や河川、田んぼなど、自然環境が本来有する機能を活用した、防災・減災の設備やまちづくりなど、社会や経済活動を支える基盤を整備することで、自然と共生する社会を実現しようという取組です。これにより、その持続性・永続性を高め、財政面での効率化や、都市の快適性が高められることも期待されます。国では、「グリーンインフラ推進戦略2023(国土交通省)」に基づき、グリーンインフラの取組を促進しています。

○グリーンカーボン

陸上の植物が大気中の二酸化炭素を吸収して、光合成反応によって作り出す有機炭素化合物を意味します。具体的には、森林、草原、湿地などの植生が、光合成によって二酸化炭素を吸収し、樹木や土壌に貯蔵することで生まれます。こうした生態系をグリーンカーボン生態系といいます。2050までのカーボンニュートラル実現にむけて、グリーンカーボン生態系が果たす役割は極めて重要です。

○グリーン購入

購入の必要性を考えたうえで、品質や価格だけでなく、環境への負荷が少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から購入することを「グリーン購入」といいます。平成18年に県が定めた「グリーン購入促進条例」では、県の物品調達等において、グリーン購入を推進するほか、県民・事業者の取組を求めています。社会全体でグリーン購入に取り組むことで、環境負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現することができます。

○県自然環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全法に基づき国が指定した環境保全地域(県内なし)以外の地域で、(1)高山性、亜高山性植生を有する森林、(2)極盛相に近いすぐれた天然林、(3)特異な地形、地質、(4)極めて豊かな生態系を保っている湿原、湖沼、海浜、(5)特定の植物群落地、野生動物の生息地等のいずれかに該当し、その良好な自然を県として保全していくことが必要と認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

○昆明・モントリオール生物多様性枠組

2022(令和4)年に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において採択された世界目標。この枠組では、2050(令和32)年までに「自然と共生する世界を目指す」ために、2030(令和12)年までに、「自然を回復軌道に乗せ

るために生物多様性の損失を止め反転させる、いわゆる、「ネイチャーポジティブ(自然再興)」のための緊急の行動をとる」などの目標(2030年ミッション)が掲げられ、世界中で取組が急がれています。(本文 p.12 参照)

さ行

○サーキュラーエコノミー(循環経済)

用語解説「循環経済」参照。

○再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われています。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、「太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマス」が、再生可能エネルギー源として規定されています。

○サステナブルファイナンス

気候変動や自然破壊、人権問題など、さまざまな課題を解決し、持続可能な社会の実現に取り組む事業者などに、適切に資金を提供するための金融システムのことを指します。その仕組みの例として、環境問題解決を目的とした事業の資金調達のために発行する債券である「グリーンボンド」や、海洋環境を守る事業プロジェクトに要する資金を調達するために発行する債権である「ブルーボンド」、企業の利益などの財務的な要素に加えて、環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)などの非財務的な要素を重視して投資する「ESG投資」などがあります。

○ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。ユネスコが認定した「世界ジオパーク」と、日本ジオパーク委員会が認定した「日本ジオパーク」の2つがあります。世界ジオパークは48か国に213地域あり、そのうち10地域は日本にあります(令和6年4月現在)。日本ジオパークは国内で48の地域が認定されています(令和7年1月現在)。県内では、「栗駒山麓ジオパーク」、「三陸ジオパーク」、「蔵王ジオパーク」が日本ジオパークに認定されています。

○自然共生サイト

国内の生物多様性保全が図られる地域を増やすため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として国が認定するものです。2023(令和5)年度から環境省が取組を開始し、2025(令和7)年4月からは、「地域生物多様性増進法」に基づき認定されています。

○循環型社会

廃棄物の抑制や、資源の循環的な利用などによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を意味します。本県では、「宮城県循環型社会形成推進計画(平成18年策定)に基づき、関係団体と行政が連携し、3R及び廃棄物の適正処理の推進などの取組を進めています。

○循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源を効率的に循環させ、持続可能な社会をつくるとともに経済的な成長も目指す「経済システム」を意味します。生産段階から再利用などを視野に入れて設計し、新しい資源の使用や消費ができるだけ抑えるなど、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、サービスや製品に最大限の付加価値をつけていくシステムです。これにより、持続可能な社会をつくるとともに、経済的な成長も目指すものです。

○森林環境譲与税

森林の有する公益的機能の維持・増進の重要性を踏まえて創設された国税である「森林環境税」を財源として、市町村と都道府県に譲与される地方譲与税であり、間伐などの森林整備や人材育成・担い手の確保などの森林整備促進に関する費用、森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用として使用することができます。

○砂浜海岸

河川による流入や、海岸の侵食によって生じた砂礫などが、波や潮の流れによって運搬され、波の働きで水際に打ち上げられて堆積してできた海岸のことです。やや急な勾配の前浜と、それより陸側のほぼ水平な後浜からなり、後浜より陸側には海浜性の植物などが生育しています。

○生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、2008(平成20)年6月に施行されました。本法では、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定など、わが国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示されました。また、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民・民間団体に対しても生物多様性の保全や生物多様性への配慮などの責務が規定され、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務なども規定されています。

○生物多様性国家戦略

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画です。日本では、1995(平成7)年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行いました。最も新しいものは「生物多様性国家戦略 2023-2030」で、2023(令和5)年に閣議決定されています。

○生物多様性条約: Convention on Biological Diversity(CBD)

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で平衡な配分を目的として、1992(平成4)年6月ブラジルで開催された国連環境開発会議(地球サミット)で、条約に加盟するための署名が開始され、1993(平成5)年12月29日に発効しました。日本は同年5月に署名しています。本条約は、地球上の生物の多様性を包括的に保全することが重視されています。また、生物多様性の保全だけでなく、「持続可能な利用」を明記していることも特徴の一つです。

(本文 p.12 参照)

○世界農業遺産

世界的に重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度です。世界で28か国89地域、日本では15地域が認定されています(2024(令和6)年10月現在)。県内では、大崎地方が、持続可能な水田農業を支える「大崎耕土」の伝統的水管理システムとして認定されています。

○ゼロカーボン/カーボンニュートラル

カーボンニュートラルの用語解説参照。

た行

○地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、2018(平成30)年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」で提唱されました。「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気になるとともに、持続可能な循環共生型の社会の構築を目指すものです。

○地域生物多様性増進法

「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(地域生物多様性増進法)」は、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進することを目的として2025(令和7)年4月に施行されました。

○地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費することですが、国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で消費者が地域の農産物・食品を購入

できる機会を提供し、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置付けられています。

○地理的表示(GI: Geographical Indication) 保護制度

その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。農林水産省により登録され、海外においても保護されます。

○特定外来生物

2007(平成 19)年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」において、特に生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・放出などを原則として禁止しています。特定外来生物には、オオクチバス(ブラックバス)、アライグマ、カミツキガメ、オオハンゴンソウなどが指定されています。

2023(令和 5)年 6 月からは、飼育など一部の規制について当面の間適応除外とする「条件付特定外来生物」の制度が開始され、アカミミガメとアメリカザリガニが指定されています。
(2025(令和 7)年 4 月現在)

な行

○ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。そのためには、これまでの自然保護だけではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていくことが必要とされています。

(本文 p.12 参照)

○農泊

「農泊」とは、農山漁村に宿泊しながら、その地域の食材を味わったり、農林漁業や伝統工芸などの自然・文化を体験したり、さらには地域の人々との交流を楽しんだりする「農山漁村滞在型旅行」のことです。農泊は、旅館やホテルに泊まりながら観光を楽しむ、これまでの観光とは異なります。地域の人と交流しながら、その地域ならではの食、自然、伝統、文化などを体験することで、その地域や地域の方々のことを深く知り、「また行きたい」と思えるような時間を過ごすことができます。

は行

○干潟

潮の満ち引きにより 1 日に 2 回、干出と水没を繰り返す平らな砂地もしくは砂泥地のことです。干潟は、波浪の影響を受けにくい穏やかな入り江や湾内で、砂泥を供給する河川が流入する場所に多く発達します。地形的な特色により、河川の放流路の両側に形成され、砂浜の前面に位置する「前浜干潟」、河川の河口部に形成される

「河口干潟」、河口や海から湾状に入り込んだ湖沼の岸に沿って形成される「潟湖干潟(かたこひがた)」の 3 タイプに分類されます。

○ふゆみずたんぼ

冬の間も田んぼに水をためておく農法のことを言います。通常、稻刈りをした後の田んぼは乾いた状態ですが、そこに水を張ることで、キツネなどが寄りつかなくなり、マガムなどの水鳥が安心して休んだり餌を取ったりできる環境が生まれます。(本文 p.46 参照)

○ブルーカーボン

海洋の生きものの働きによって海底や深海に吸收・貯留される炭素のことです。2009(平成 21)年、国連環境計画(UNEP)の報告書「BLUE CARBON」によって定義されました。ブルーカーボンの主要な吸收源は、藻場(海草、海藻)、海岸域における湿地や干潟、マングローブ林の 4 種類があり、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。(本文 p.48 参照)

ま行

○マイクロプラスチック

大きさが 5 mm 以下の微細なプラスチックごみのことを指します。元々マイクロサイズで製造された一次的マイクロプラスチックと、大きなサイズのプラスチックごみが自然環境内で破碎・細分化されてマイクロサイズになった二次的マイクロプラスチックに分類されます。マイクロプラスチックは生物に悪影響を与える汚染物質を吸着しやすいという性質を持っています。そのため、マイクロプラスチックを体内に取り込んだプランクトンや魚介類などの小さな海洋生物に悪影響が出ることが考えられます。さらには、生物濃縮により、海鳥や大型の海洋生物、人間にも影響を与えることが懸念されています。

○みちのく潮風トレイル

みちのく潮風トレイルは、東日本大震災からの復興のために環境省が策定した「グリーン復興プロジェクト」の取組のうちの一つです。環境省をはじめ、4 県 28* 市町村に及ぶ関係自治体、民間団体、地域住民の協働により、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの沿岸地域で段階的に開通が重ねられ、2019 年(令和元年)6 月 9 日、全長 1,000 km を超えるナショナルトレイルとして全線開通しました。

*2025(令和 7)年 3 月時点で 4 県 29 市町村が参画

○宮城オルレ

2018(平成 30)年に社団法人済州(チェジュ)オルレの協力のもと、宮城県では、九州、モンゴルに続く済州オルレの姉妹道となる「宮城オルレ」を整備しました。宮城オルレは、広々とした太平洋と自然豊かな森の道、住民と触れ合える里の道などさまざまなルートがあります。オルレの魅力は、海岸線や山などの自然、民家の路地などを身近に感じ、自分なりにゆっくり楽しみながら歩くところにあります。

○宮城県グリーン製品

県では、環境に配慮した物品・役務や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的に、2006(平成18)年3月に「グリーン購入促進条例」を制定しました。この条例に基づき、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。「宮城県グリーン製品」は、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等のうち、知事が定める基準を満たしたものになります。

や行

○ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)

生物多様性の保護を目的に、「ユネスコ人間と生物圏(MAB)計画」の一環として1976(昭和51)年に開始され、豊かな生態系を有し、地域の自然資源を活用した持続可能な経済活動を進めるモデル地域のことです。認定地域数は136か国759地域あり、うち国内では10地域が認定されています(2024(令和6)年7月現在)。

ら行

○ラムサール条約

1971(昭和46)年2月2日にイランのラムサールで開催された国際会議にて採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいます。この条約では、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する野生生物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1か所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地の保全及び賢明な利用促進のために各締約国がとるべき措置などについて規定しています。この規定に沿って、登録された湿地を「ラムサール条約登録湿地」といいます。宮城県では、「伊豆沼・内沼」「蕪栗沼・周辺水田」「化女沼」「志津川湾」の4か所が登録されています。

○リアス海岸

せまい湾が複雑に入り込んだ沈水海岸のことです。海平面が上昇し、海岸沿いの谷に水が入り込むことで形成されます。また、地殻変動により山や谷が海岸線の方に沈み込むことによっても形成されます。

○緑地環境保全地域

国立公園、国定公園、県立自然公園、国や県指定の自然環境保全地域、都市公園、風致地区、緑地保全地区以外の区域で、(1)都市環境又は都市構成上その存在が必要と認められる樹林地、池沼、(2)都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、丘陵等、(3)地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と一体となって熟成した自然的環境を形成している区域のいずれかに該当し、自然的

社会的諸条件からみて、その区域の自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域のことです。条例に基づき知事が指定します。

○レッドデータブック(レッドリスト)

絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与える要因などの情報を記載した図書であり、1966(昭和41)年にIUCN(国際自然保護連合)が中心となって作成されたものに始まります。日本では、環境省が作成する全国版のレッドデータブックと地方自治体が作成する地方版のレッドデータブックのほか、NPO団体や学会が作成するものがあります。宮城県では2016(平成28)年に「宮城県レッドデータブック2016」を発行しています。レッドリストは、種名やカテゴリー(絶滅のおそれをランク化したもの)など最低限の情報のみをリスト化したものと指します。

英数

○ASC認証

ASC(Aquaculture Stewardship Council:水産養殖管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、環境に負担をかけず地域社会に配慮した養殖業が行われていることを証明する「ASC養殖場認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「CoC(Chain of Custody)認証」の2種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○CLT

CLTとはCross Laminated Timber(JASでは直交集成板)の略称で、ひき板を並べた後、纖維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。木材特有の断熱性と壁式構造の特性をいかして戸建て住宅の他、中層建築物の共同住宅、高齢者福祉施設の居住部分、ホテルの客室などのほか、木工用材、家具などにも使用されています。工場内で一部の材料を組み立ててから現場に搬入するプレファブ化による施工工期の短縮が期待でき、接合具がシンプルなので熟練工でなくとも施工が可能です。日本では2013(平成25)年12月に製造規格となるJAS(日本農林規格)が制定され、2016(平成28)年4月にCLT関連の建築基準法告示が公布・施行されました。

○Eco-DRR

Eco-DRR(エコ・ディアールアール)とは、Ecosystem-based Disaster Risk Reduction(生態系を活用した防災・減災)の略称で、土地の生きものや環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止又は軽減させる取組や考え方のことです。例えば、森林は土壤の浸食を防ぎ、地滑りや土砂災害のリスクを低減する役割を果たします。近年、気候変動によって自然災害の更なる激甚化・頻発化が懸念され、注目が高まりつつあります。

○FSC®認証

FSC(Forest Stewardship Council®：森林管理協議会)が運営する国際的な制度で、10の原則に基づく適切な森林管理が行われていることを証明する「森林管理の認証(FM認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC認証)」の2種類があります。10の原則の中には、生物多様性に関する原則として、「環境を守り、悪影響を抑えている(原則6)」、「保護すべき価値のある森などを守っている(原則9)」の2つがあります。

○J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。

創出されたクレジットを活用することにより、低炭素投資を促進し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につながります。

○MSC認証

MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)が運営・管理する国際的な制度で、豊かな海を守るために、持続可能で適切に管理された漁業が行われていることを証明する「MSC漁業認証」と、流通・加工過程で、認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ「CoC(Chain of Custody)認証」の2種類があり、認証を受けた製品は、ロゴマークをつけて販売することができます。

○NbS(Nature-based Solutions)

NbSとはNature-based Solutionsの略称で、「自然を活用した社会課題の解決」のことです。国家戦略では、ネイチャーポジティブを進める上でも、自然の恵みを生かして気候変動対策や資源循環、防災・減災、地域経済の活性化、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する取組が推進されています。(本文 p.16 参照)

○OECM

OECMとは、Other Effective area-based Conservation Measuresの略称で、保護地域以外で生物多様性保全に貢献する地域のことです。日本では、国から認定された「自然共生サイト」の区域について、保護地域との重複を除いた区域がOECMとして国際データベースに登録されます。(本文 p.14 参照)

○SDGs(Sustainable Development Goals)

2015(平成27)年9月国連で採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」

ことを目指した、2030(令和12)年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及び、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標です。

(本文 p.10 参照)

○TNFD(Task Force for Nature-related Financial Disclosures)

TNFDとは、Task Force for Nature-related Financial Disclosuresの略称で、「自然関連の財務情報開示に関するタスクフォース」と訳されています。自然資本や生物多様性に係る企業活動の情報開示の仕組みについて取り決めている、国際的な枠組です。(本文 p.10 参照)

○WWD(World Wetlands Day:世界湿地の日)

1971(昭和46)年2月2日に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)」が採択されたことを記念し、条約事務局は、1996(平成8)年に「世界湿地の日」を定めました。また、湿地の保全とワיזドース(賢明な利用)をさらに促進するため、2021(令和3)年8月、国連総会は、この日を国連の定める「世界湿地の日」と決定しました。世界湿地の日には、湿地の恩恵や価値に目を向け、その維持と賢明な利用を達成するという、ラムサール条約の理念を啓発する取り組みが、世界中で行われます。

○30by30目標

ネイチャーポジティブを実現するため、2030(令和12)年までに、世界の陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。2022(令和4)年12月の生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年ミッションの1つです。(本文 p.14 参照)

○30by30アライアンス

30by30目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための、有志の企業・自治体・団体・個人の方々による集まりです。

○3 R

3 Rは、限りある資源を有効に活用するためのキーワードで、Reduce(リデュース：ごみを減らすこと)、Reuse(リユース：物を大切に使うこと)、Recycle(リサイクル：分別して資源に戻すこと)の頭文字をとった言葉です。3 Rの取組には優先順位があり、望ましい順から、リデュース、リユース、リサイクルとなります。宮城県では10月を3 R(リデュース・リユース・リサイクル)推進月間として、「みやぎの3 R推進キャンペーン」を実施し、3 Rの実践を呼びかけています。

《資料2 指標一覧》

指標名		初期値	現在値	目標値	備考 (目標値の根拠等)
基本方針I	1 ★ 伊豆沼・内沼における目標生物種の復元状況に関する指標 ①ゼニタナゴ(魚類) ②クロモ(植物) ③ミコアイサ(鳥類)	①レベル3 ②レベル0 ③レベル3 (R1)	①レベル3 ②レベル2 ③レベル4 (R5)	①レベル4 ②レベル2 ③レベル4 (R10)	伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画(第2期)より
	2 松くい虫等による枯損木量(m ³ /年)	16,523 m ³ /年 (H27)	8,493 m ³ /年 (R5)	10,000 m ³ /年 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	3 自然共生サイト認定数(か所)	-	10か所 (R6)	30か所 (R10)	(5か所/年)
	4 健全な水循環を保全するための要素に関する指標 ①水質 ②水量 ③生態系	①7.7 ②8.9 ③6.2 (H28)	①8.1 ②8.7 ③6.7 (R5)	①10.0 ②8.8 ③7.7 (R10)	宮城県水循環保全基本計画(第2期)より
	5 農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha/年)	71,563 ha/年 (H27)	76,759 ha/年 (R5)	72,700 ha/年 (R12)	みやぎ食と農の県民条例基本計画より
	6 間伐実施面積(ha/年)	2,714 ha/年 (H27)	3,048 ha/年 (R5)	5,600 ha/年 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	7 藻場・干潟保全の活動面積(ha)	-	47 ha (R6)	60 ha (R12)	水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)より
	8 林地開発許可や環境影響評価等による無秩序な開発の抑制(定性)	指導内容の記録や整理を行い、今後の効果的な抑制に努める。			(定性)
基本方針II	9 森林等による二酸化炭素吸収量(t-CO ₂ /年)	1,316 t-CO ₂ /年 (H25)	1,269 t-CO ₂ /年 (R4)	1,316 t-CO ₂ /年 (R12)	みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略より
	10 ★ 宮城県グリーン製品の認定事業者(上)、製品数(下)	56事業者 98製品 (H27)	66事業者 107製品 (R5)	80事業者 130製品 (R12)	宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)より
	11 有機農業取組面積(ha)	332 ha (R1)	364 ha (R5)	500 ha (R12)	宮城県みどりの食料システム戦略推進ビジョンより
	12 ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」のアクセス数(件/年)	434,874 件/年 (H27)	1,622,948 件/年 (R5)	1,875,000 件/年 (R8)	(84,000件/年の増加)
	13 海岸防災林の保育管理面積(ha) 【2021(R3)年度からの累計】	12 ha (R3)	136 ha (R5)	753 ha (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
基本方針III	14 生物多様性フォーラム等の参加者数(人) 【2015(H27)年度からの累計】	185 人 (H27)	746 人 (R5)	1,300 人 (R10)	(100人/年以上を集客)
	15 ★ 生物多様性認知度(%)	35% (H30)	55% (R5)	80% (R10)	-
	16 こども環境教育出前講座実施学校数(校/年) ()内は受講児童数(参考値)	延べ17校/年 (延べ700人/年) (H27)	延べ56校/年 (延べ2,430人/年) (R5)	延べ50校/年以上 (延べ2,000人/年) (R10)	(現状を維持)
	17 生物多様性推進活動優秀賞受賞校数(校) 【2015(H27)年度からの累計】	6校 (H27)	48校 (R5)	73校 (R10)	(5校/年を認定)
	18 体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%)	86.3% (H27)	84.4% (R5)	90.0% (R10)	-
	19 森林インストラクター認定者数(人) 【1998(H10)年度からの累計】	578 人 (H28)	725 人 (R5)	900 人 (R9)	新みやぎ森林・林業の将来ビジョンより
	20 地域や学校教育と連携した農村環境保全などの協働活動に参加した人数(人) 【2006(H18)年度からの累計】	39,394 人 (H27)	66,042 人 (R5)	78,500 人 (R12)	第3期みやぎ農業農村整備事業基本計画より

★ : 主要指標

《資料3 施策の体系》

将来像	基本方針	10の基本的取組	具体的な取組内容	個別の主な事業内容	主な目的	改訂の軸となる観点との関連性				
						生物多様性の回復	経済活動との連携	ゼロカーボン社会と循環型社会との連携	一人ひとりの行動変容	自然を活用した解決策(NbS)
「自然に寄り添い、自然と共に生きるふるさと宮城」	Ⅰ 豊かな自然を守り育てる	1 野生生物の保全・回復・適正管理	(1) 在来生物の保全・回復	天然記念物の指定、レッドリストの公表、自然再生事業（伊豆沼・内沼・蒲生干潟）	種の保全・回復	◎				
			(2) 外来生物の防除	普及啓発、関係機関と連携した拡大防止及び防除活動 マツ枯れ被害対策、外来カミキリ防除対策		◎				
			(3) 野生生物の適正な管理	シカ、イノシシ、ニホンザル、クマの管理計画、交付金による捕獲や防止柵設置、「多面的機能支払交付金」などを活用した環境整備、ハンター養成講座、カワウの適正管理		◎				○
		2 良好な自然環境の保全・再生・創出	(1) 捕点となる良好な自然環境の保全・再生・創出	保護地域（自然公園・自然環境保全地域等）の制度・取組、自然再生・回復、自然共生サイトの普及		◎				
			(2) 健全な水環境の保全と水域の連続性の確保	河川・湖沼・海岸の水質、流域生態系への負荷抑制、公共用水域のモニタリング、災害時の化学物質流出防止指導、生きものの移動に配慮した河川改修・農地整備		○				
			(3) 市街地における生物多様性の向上	都市公園、公共施設、街路樹における在来種を用いた緑化、河川敷による緑地創出、水空間の整備、港湾の緑地整備、アダプトプログラム（参加型環境保全活動）推進		○				◎
			(4) 生態系ネットワークの形成	県の関係部局の連携、国（林野庁・環境省）との連携、「東北生態系ネットワーク推進協議会」（河川流域の生態系ネットワーク）、「宮城県自然環境保全基本方針」の再位置づけ、「百万本植樹事業」		○				
		3 自然と共生する農林漁業を通じた生物多様性の向上	(1) 農業における生物多様性の保全	環境配慮型農業、有機農業の推進、農地整備における生物への配慮、ふゆみすたんぼの推進、農村の地域資源保全の支援、農地土壤における炭素貯留の効果検証（バイオ炭）		○	○	○		○
			(2) 森林における生物多様性の保全	里山環境の整備、森林經營管理法に基づく森林整備及び生物多様性の高い森づくり、森林環境譲与税を活用した森林整備支援		○	○	○		○
			(3) 漁業における生物多様性の保全	国などと連携した資源管理、海水モニタリング、水産エコラベルなどの認証取得支援、内水面漁業における遺伝的多様性配慮、化学物質やプラスチックごみの流出などの環境負荷削減の推進、藻場や干潟の保全・再活動の推進、ブルーカーボンの取組推進		○	○	○		○
		4 生物多様性と調和した開発事業の推進	(1) 開発及び災害復旧・復興などによる自然環境への影響の緩和	環境影響評価制度の推進（審議会における対応）、公共事業における「宮城県河川海岸環境配慮指針」を活用した環境保全、景観や生物多様性と調和した海岸づくり、自然環境の保全と漁業資源の持続的な利用と調和した沿岸部における公共事業の推進		○				○
	Ⅱ 豊かな自然の恵みを上手に使う	5 ゼロカーボンや循環型社会と生物多様性が調和した生産・消費・ネイチャーポジティブ経済の実現	(1) 生物多様性と調和したゼロカーボンの推進	ゼロカーボン達成に向けた「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050」の推進、地域と共生する再生可能エネルギーの利用促進、自然地における再生可能エネルギー・施設などの導入抑制、再生可能エネルギー・地域共生推進税による環境保全と両立した再生可能エネルギーの推進、木質バイオマス資源としての間伐材の利用促進、県の事業における温室効果ガス排出量の削減	ネイチャーポジティブな社会の構築	○	○	◎		○
			(2) 自然資源の持続可能な利用と循環型社会の推進	プラスチック棄棄物及び食品ロスの削減推進、海洋ごみ対策、環境教育、グリーン製品の認定・普及拡大、グリーン購入の推進、「エシカル消費」の推進、「みやぎの木づかい運動」による木材の地産地消の推進および宮城県産材の利用促進、エネルギー・資源としての間伐材の利用促進、県の事業における温室効果ガス排出量の削減		○	○	◎		○
			(3) ネイチャーポジティブ経営を支援する仕組みづくり	みやぎ環境税による支援（補助金）、県の調達における自然に配慮した認証取得者の優遇、県産材による3Rの推進、県中小企業融資制度（がんばる中小企業応援資金）におけるグリーン製品の信用保証料割引、宮城みどりの基金事業、ふるさと納税を活用した自然再生事業の実施、若手後継者育成支援の検討、ネイチャーポジティブ経営の普及啓発、6次産業化の推進		◎				
	6 宮城ならではの自然の恵みを生かした商品やサービスの提供とその普及	(1) 第三者認証制度等の導入を通じた付加価値の高い商品・サービスの提供・ブランド化	消費者の理解推進、若手後継者の育成支援、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の推進、第三者認証制度の普及啓発、地理的表示（GI）保護制度の活用推進	社会自然課題を活用した解決策	○	○	○	○	○	○
		(2) 自然と共に生きる生活・文化・歴史の伝承	エコツーリズム・サステナブルツーリズム・レスポンシブルツーリズム（責任ある観光）の推進、担い手支援、豊かな自然環境や宮城オルレ、みちのく潮風トレイル等の資源の活用による地域振興		○	○	○	○	○	○
	7 自然が有する多面的な機能を生かした防火・減災の取組の強化とグリーンインフラの活用	(1) 流域における自然の多面的機能を生かした防火・減災の取組の推進	生物多様性の保全と調和した防災減災の取組推進、海岸防災林の整備・遊水地整備・ため池や田んぼダム整備・森林整備など自然の多面的な機能を利用したグリーンインフラや防災・減災に関する取組推進	社会自然課題を活用した解決策						◎
		(2) 海岸林の機能を生かした防火・減災の取組の推進	海岸防災林の再生と維持を進め、「グリーンコーストプロジェクト」の推進							◎
Ⅲ 豊かな自然を引き継ぐ	8 県内の生物多様性の価値の浸透	(1) 生物多様性に関する情報の蓄積・発信	県内の野生動植物や外来生物の生息・生育状況について調査・分析研究の実施、生物多様性フォーラムなどのイベントや展示の実施による普及啓発、生物多様性との調和を図るべき地域・保全するべき地域・保全活動を実施している地域の「見える化」、県内市町村への情報提供、自然学習施設を活用した窓口拠点の設置検討	普及啓発（行動変容）・人材育成	○	○		◎		
		(2) 社会経済における主流化に向けた情報発信と行動変容の推進	企業向けの情報発信・普及啓発、保全活動に取り組む団体や企業の連携を促進する仕組みづくり、ふるさと納税などを活用した生物多様性保全の推進、シンポジウムやイベントでの普及啓発		○	○	○	○	◎	
	9 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成・環境教育の質の向上	(1) 豊かな自然を引き継ぐ次世代の育成	環境教育プログラムの実施、県内小学校における環境を学ぶ機会の増加、教育旅行支援、保全活動に取り組む学校の表彰（生物多様性推進活動優秀賞）、学校教育年間指導計画への働きかけ、ESDの推進、環境学習素材の充実、次世代リーダー育成支援	協働と連携	○		○	○		
		(2) 生涯を通じた生物多様性に関する学びの推進	県内施設における様々な世代を対象とした自然体験イベントや展示による学びの場の提供、環境教育リーダー制度を活用した取組支援、環境教育の機会提供、協働の取組推進、森林インストラクター養成講座による人材育成		○	○	○	○		
	10 多様な主体の参画・協働・横断的な連携強化	(1) 多様な主体との横断的な連携強化	生物多様性保全の取組の連携促進、地域や学校教育との連携・支援による環境保全の県民意識の醸成、東北大による「ネイチャーポジティブ発展社会実現拠点」との連携、県内市町村の生物多様性地域戦略策定支援、県の脱炭素や循環型社会の取組との連携強化、庁内連携の強化	協働と連携	○	○	○			
		(2) 生物多様性保全を目的としたネットワーク等への参画	「30by30アライアンス」や「生物多様性自治体ネットワーク」への参画、「ラムサール条約登録湿地開発市町村会議」に参画する他自治体との連携、「J-GFBネイチャーポジティブ宣言」の発表の検討		○	○				

《資料4 宮城県古川黎明高等学校スクールミーティングの概要》

未来の宮城県を担う子ども・若者が希望をもって活躍できる社会の実現を目指すため、本戦略の改訂に際し、宮城県のネイチャーポジティブ*を進める上で必要なことについて、高校生による話し合いを行いました。(スクールミーティング)

話し合いでは、生物多様性やネイチャーポジティブについて有識者の講義を基に学習とともに、宮城県の生物多様性を向上させ、自然と共生する社会についていくために何が必要かについて、グループに分かれて議論を深め、宮城県民に対する「提言」としてまとめました。

対象高校：宮城県古川黎明高等学校（スーパーサイエンスハイスクール（※）事業指定）

参加者：15名程度（希望者制）

実施概要：課外授業として、4回実施予定

回	日時	概要
第1回	7/16(火) 13:30-15:30	【講義】 <u>生物多様性、ネイチャーポジティブとは？</u> 生物多様性についての国内外の動向と、ネイチャーポジティブの実現のために社会全体の行動変容が必要であることを学びました。
第2回	7/25(木) 13:30-15:30	【議論】 <u>ネイチャーポジティブを進めるための行動とは？</u> ネイチャーポジティブを進めるために、「持続可能な消費と生産」をテーマに、社会としてどんな行動が必要かを、3つのグループに分かれて話し合いました。
第3回	8/23(金) 16:10-18:10	【議論】 <u>どうすれば行動できるだろう？</u> 第2回で話し合った内容について、どのようにしたら実現できるか、具体的な実施主体を想定しながら、グループごとにさらに深く話し合いました。
第4回	10/1(火) 16:10-18:10	【まとめ・発表】 <u>いろいろな人に行動を広めるには？</u> これまでの話し合いの内容を、宮城県民に対する「提言」としてまとめました。

2024(令和6)年度現在の高校生(15歳～18歳：2006(平成18)年～2009(平成21)年生まれ)

2030年	21歳～24歳	多くが高校・大学を卒業して社会に出てる年齢
2034年	25歳～28歳	若手として働いている年齢
2050年	41歳～44歳	社会の第一線で働いている年齢

※スーパーサイエンスハイスクール(SSH)とは

「生徒の科学的能力及び技能、科学的思考力、判断力・表現力を育成し、将来国際的に活躍する科学技術人材の育成を目指し、理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発を行うこと」を目的に、文部科学省から指定を受けた学校。2023(令和5)年度現在、全国で218校、宮城県では4校が指定を受けています。

<取組の状況>

	
第1回(講義)の様子	第2回(議論)の様子
	
第3回(発表)の様子	第4回(議論)の様子

《資料5 生物多様性に関する主な出来事》

世界・日本の動向	年度	宮城県の動向
<ul style="list-style-type: none"> ・日本が生物多様性条約に署名(1993) ・生物多様性国家戦略の決定(1995) ・ミレニアム開発目標(MDGs)の採択(2000) ・新・生物多様性国家戦略の決定(2002) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(2005) ・第三次環境基本計画の閣議決定(2006) ・環境省第3次レッドリストの公表(2006・2007) ・第三次生物多様性国家戦略の閣議決定(2007) ・生物多様性基本法の施行(2008) ・エコツーリズム推進法の施行(2008) ・生物多様性民間参画ガイドライン策定(2009) 	～ 2009 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県環境教育基本方針の策定(1991) ・宮城県環境基本条例の制定(1995) ・宮城県環境基本計画(第1期)の策定(1997) ・宮城県レッドデータブックの発行(2001) ・みやぎ農業農村整備基本計画の策定(2002) ・宮城の将来ビジョンの策定(2006) ・宮城県環境基本計画(第2期)の策定(2006) ・宮城県水循環保全基本計画の策定(2006) ・宮城県自然環境基本方針の改正(2006) ・みやぎ森林・林業の将来ビジョンの策定(2008)
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第10回締約国会議(CBD-COP10)の開催及び愛知目標の策定 ・生物多様性国家戦略2010の閣議決定 	2010 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県教育振興基本計画の策定
・生物多様性地域連携促進法の施行	2011 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期みやぎ農業農村整備基本計画の策定 ・震災復興実施計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2012-2020の閣議決定 ・第四次環境基本計画の閣議決定 ・環境省第4次レッドリストの公表 	2012 (H24)	-
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発のための2030アジェンダ、持続可能な開発目標(SDGs)採択 ・環境省レッドリスト2015の公表 	2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生物多様性地域戦略の策定 ・宮城県環境基本計画の策定 ・宮城県水循環保全基本計画の変更
・環境省海洋生物レッドリスト公表	2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県レッドデータブック2016の発行 ・宮城県環境基本計画(第3期)の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリスト2017の公表 ・生物多様性民間参画ガイドライン第2版 	2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期宮城県教育振興基本計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法の施行 ・第五次環境基本計画の閣議決定 ・環境省レッドリスト2018の公表 ・環境省レッドリスト2019の公表 	2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> ・新みやぎ森林・林業の将来ビジョン及び新みやぎ森林・林業の将来ビジョン計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税の開始 ・環境省レッドリスト2020の公表 	2019 (R1)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県SDGs推進本部の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模報告書」の公表(IPBES) ・地球規模生物多様性概況第5版(GB05)の公表 	2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生物多様性地域戦略(第1次改訂)の策定 ・新・宮城の将来ビジョンの策定 ・宮城県地方創生総合戦略の改定
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021(JB03)の公表 ・みどりの食料システム戦略の策定 	2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県環境基本計画(第4期)の策定 ・第3期みやぎ農業農村整備基本計画の策定 ・水産業の振興に関する基本的な計画(第Ⅲ期)の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第15回締約国会議(CBD-COP15)開催、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択 ・生物多様性国家戦略2023-2030の閣議決定 	2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> ・新みやぎ森林・林業の将来ビジョン(中間見直し)の公表
<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトの認定制度開始 ・TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)最終提言V1.0の公開 ・グリーンインフラ推進戦略2023の策定 ・ネイチャーポジティブ経済移行戦略の策定 ・農水省生物多様性戦略の策定 ・生物多様性民間参画ガイドライン(第3版)発行 	2023 (R5)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトに県内の3か所が認定 ・みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略策定 ・再生可能エネルギー地域共生促進税条例制定 ・宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生物多様性増進法の公布 ・第六次環境基本計画の閣議決定 ・優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)開始 ・「生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価報告書(ネクサス評価報告書)政策決定者向け要約」の公表(IPBES) 	2024 (R6)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然共生サイトに県内の7か所(令和6年度前期・後期)が認定(計10か所)。 ・第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)の策定
・地域生物多様性増進法の施行	2025 (R7)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県生物多様性地域戦略(第2次改訂)の策定

《資料6 令和6年度 宮城県生物多様性地域戦略推進会議参画者一覧》

2025(令和7)年3月時点
(敬称略)

区分	氏名	所属等	備考
学識 経験者	なかしづか とおる 中 静 透	国立研究開発法人森林研究・整備機構 理事長 森林総合研究所 所長	座長
NPO 自然保護 団体等	くれち まさゆき 呉地 正行	特定非営利活動法人 ラムサール・ネットワーク日本 理事	
	わたなべ あつし 渡邊 淳	特定非営利活動法人 宮城県森林インストラクター協会 会長	
	しまだ てつお 嶋田 哲郎	公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 研究室長	
農林漁業 団体	たかはし あつし 高橋 敦	宮城県農業協同組合中央会 営農農政部食の安全・安心推進担当次長	
	さとう じんいち 佐藤 仁一	宮城県内水面漁業協同組合連合会 代表理事長	
	たけなか まさはる 竹中 雅治	登米町森林組合 参事	
行政機関	はまな こうたろう 濱名 功太郎	環境省東北地方環境事務所 次長	
	ささき きよはる 佐々木 清晴	登米市市民生活部 環境課長	
オブ ザーバー	おだじま はじめ 小田島 肇	一般社団法人 東北経済連合会 事務局長	第2回 より参画
	きむら かずお 木村 一郎	東北電力株式会社 宮城支店副支店長	〃
	きじま まさはる 木島 正春	七十七銀行 県庁支店 支店長	〃
	ながさわ たけし 長澤 健	〃 総合企画部 副部長 兼 サステナビリティ推進室長	〃
	おのでら ともや 小野寺 智也	〃 地域開発部 地域開発課 リーダー	〃
	すずき たかお 鈴木 孝男	宮城県野生動植物調査会 会長	〃

宮城県生物多様性地域戦略(第2次改訂)

—美しい森・田んぼ・川・海がつながり、子どもの笑顔が輝くふるさと宮城の実現—

2025(令和7)年4月

発行／宮城県 環境生活部 自然保護課
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1
TEL 022-211-2672 FAX 022-211-2693

「宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）」は
こちらのWebサイトからも御覧になれます。

